

岩手県監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月1日

岩手県監査委員	小野	共
岩手県監査委員	千葉	伝
岩手県監査委員	寺沢	剛
岩手県監査委員	沼田	由子

平成 30 年度
包括外部監査の結果報告書

子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について

平成 31 年 2 月
岩手県包括外部監査人
公認会計士 山崎 愛子

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として岩手県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。予算額としては、特段断りのない限り最終予算額を示している。

報告書の数値等のうち、岩手県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(主に合規性に関する事項)に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。不当(違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと)も含む。

「意見」は、違法なものまたは不当なもの以外で、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 監査対象部署	2
7. 監査従事者	2
8. 利害関係	2
第2章 外部監査の対象	3
1. いわて子どもプラン及び関連する計画類の概要	3
2. 監査対象とした事務事業	7
第3章 外部監査の視点と方法	10
1. 監査の視点・要点	10
2. 具体的な監査手続	10
第4章 外部監査の結果:総括	12
1. 監査結果の一覧	12
2. 指摘及び意見の属性	17
3. 全庁的な対応について	20
第5章 外部監査の結果:各論	21
I 全体に係る意見	21
II 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画関連の事務事業	25
III 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画関連の事務事業	53
IV 児童虐待防止アクションプラン関連の事務事業	75
V 保健福祉部	84
1. 周産期医療情報推進事業費	84
2. 小児科救急医療体制整備事業費	90
3. 療育センター整備事業費	93
4. いわての子どもスマイル推進事業費	99
5. 子育て応援推進事業費	103
6. 東日本大震災子ども支援センター運営事業	107
7. いわて子どもの森管理運営費	113

8. 児童保護措置費	123
9. いわてこどもケアセンター設置運営事業.....	131
10. 小児慢性特定疾病医療費助成事業	137
11. 児童手当等市町村支給費負担金.....	140
VI 環境生活部	143
1. 交通安全指導費	143
VII 教育委員会.....	147
1. 幼稚園教育理解推進事業	147
2. スクールカウンセラー等配置事業	150
3. 公立高等学校等就学支援金交付事業.....	156
4. 奨学のための給付金事業	159
5. 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業.....	161
6. 青少年の家プログラム充実事業.....	167
7. 学校不適應総合対策事業	177
VIII 県土整備部	183
1. 公営住宅建設事業（天下田 AP 個別改善）	183
IX 商工労働観光部.....	186
1. ジョブカフェいわて管理運営費.....	186

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める岩手県との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について

3. 外部監査対象期間

原則として平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)ただし、必要に応じて平成28年度以前及び平成30年度の執行分を含む。

4. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

日本全体での合計特殊出生率は平成17年(2005年)に過去最低の1.26となり、その後緩やかな回復傾向が見られるものの、厚生労働省の人口動態統計によると平成28年は1.44であり、平成27年の1.45から低下している。国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格的に実施となった。

岩手県においては合計特殊出生率が平成28年に1.45と全国平均をわずかに上回っているが、依然として横ばい傾向にあり、少子化が継続する見通しである。少子化は地域経済やコミュニティに大きな影響を及ぼす人口減少につながるため、少子化傾向に歯止めをかけることは喫緊の課題となっている。また東日本大震災津波からの復興に当たって、未来を担う子どもたちを健やかに育成することは重要である。

岩手県は「いわて県民計画第3期アクションプラン」において「家庭や子育てに希望を持ち安心して子どもを生み育てられる環境の整備」を政策目標に掲げ、平成27年3月に策定した「いわて子どもプラン」では「男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を基本方針として、総合的、計画的に施策を推進してきた。

以上のことから、子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について包括外部監査の立場から検証することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

5. 外部監査の実施期間

平成30年5月1日から平成31年2月8日まで

6. 監査対象部署

保健福祉部子ども子育て支援課、
いわて子どもプランに関する事務事業を所管する機関(出先機関を含む)

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	山崎 愛子
監査補助者	公認会計士・税理士	内野 恵美
	公認会計士・税理士	木下 哲
	公認会計士	谷川 淳
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士・税理士	柳原 匠巳
	公認会計士	渡邊 浩志

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外部監査の対象

岩手県における子ども・子育て支援のための実施計画として、「いわて子どもプラン」が平成27年3月に策定されている。今般の包括外部監査は、いわて子どもプランを構成する事務事業とする。

1. いわて子どもプラン及び関連する計画類の概要

いわて子どもプランの概要、及びそれに関連する計画類は、以下のとおりである。

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画、児童虐待防止アクションプランを構成する事務事業は、いわて子どもプランに含まれている。

(1) いわて子どもプランの趣旨

岩手県では、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする次世代育成支援対策を推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画を平成17年3月に、後期行動計画を平成22年3月にそれぞれ策定し、その推進を図ってきた。その結果、子育て中の家庭への支援、子育てと就労や社会参加の両立支援などの子育てにやさしい環境づくりは一定の推進が図られてきた。

しかしながら、未だ合計特殊出生率は低水準の中で横ばい状態にあり、子どもの数も減少している。こうした少子化の進行や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波による被害に伴う子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの健やかな成長や、社会の活力の低下、経済活動の縮小などに影響を与えることが懸念されていることから、将来にわたって、県民一人ひとりが安心して暮らしていくために、男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進める必要がある。

このような状況の中で、次世代育成支援対策推進法の期限が平成37年度末まで10年間延長されたことを踏まえ、県の行動計画の取組をさらに充実発展させていくとともに、県民の参加を得ながら、社会情勢の変化や岩手県の実状に即し、今後5年間の次世代育成支援対策を総合的、計画的に推進するために、次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画となる「いわて子どもプラン」を策定した。

(2) いわて子どもプランの性格

いわて子どもプランは、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする本県の次世代育成支援対策を、県民、企業、NPO や行政など、地域社会を構成するあらゆる主体の

理解と参画を得て、総合的・計画的に推進するための基本的な考え方と施策の基本的な方向を明らかにした実施計画である。

また、この計画は次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置づけられている。

加えて、別に策定する岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法に規定する県子ども・子育て支援事業支援計画)及び岩手県ひとり親家庭等自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画)の一部が盛り込まれているほか、国の母子保健分野の計画である「健やか親子 21」に対応する県計画の内容も包含しているものとなっている。

(3) いわて子どもプランの期間及び推進

次世代育成支援対策推進法は、平成 27 年度から 10 年間の時限立法であり、前期行動計画期間を平成 27 年度から平成 31 年度までとし、後期行動計画期間は平成 32 年度から平成 36 年度までとされている。このため、いわて子どもプランの期間は平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの5年間とする。

いわて子どもプランの推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図る。

いわて子どもプランの推進状況は、評価の参考とする主な指標項目により、毎年度評価しながら着実な計画の推進を図る。なお、主な指標項目は、いわて県民計画に基づく指標としているが、県民計画アクションプランの改定によりいわて子どもプランに掲載した指標の見直しがあった場合には、これに置き換えるものとする。また、計画の推進過程における社会経済情勢等の変化によっては、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 施策推進の基本的な考え方

「男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を基本方針として、総合的・計画的に施策を推進する。

施策の基本方向として、次の3点を掲げる。

- ①若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する
- ②子育て家庭を支援する
- ③子どもの健全育成を支援する

(5) いわて子どもプランといわて県民計画との関係

1. いわて子どもプランの概要 (3)いわて子どもプランの期間及び推進に記載したとおり、いわて子どもプランの主な指標項目は、いわて県民計画に基づく指標としている。

(6) 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の概要

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(県計画)は、いわて子どもプランの下位計画として位置づけられる。

本計画は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条に基づき、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めたものである。

この県計画は、県内33市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画(市町村計画)を取りまとめて、平成27年3月に策定したものである。岩手県では、「認定こども園の設置数」と「教育・保育の提供体制の確保の内容(定員数等)」の2つの項目について、数値目標を定めている。平成30年3月に中間年の見直しを行った。

本計画は次のような構成となっている。

- ①区域の設定:市町村を1区域とし、全体で33区域を設定
- ②各年度の量の見込みと提供体制、実施時期:区域ごとに確保の内容等を設定
- ③認定こども園の普及:区域ごとに目標設置数等を設定
- ④実施者・従事者の確保及び資質向上:保育士確保策等を規定
- ⑤専門的な知識・技術を要する支援:他計画との連携等を規定
- ⑥設定区域を超えた広域的な見地から行う調整:区域間の調整方法等を規定
- ⑦教育・保育情報の公表:公表方法等を規定
- ⑧職業生活と家庭生活の両立:関係部局との連携を規定
- ⑨計画期間:平成27年度から31年度の5年間を設定
- ⑩計画の点検及び評価:PDCAサイクルによる点検、評価等を規定

(7) 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の概要

子どもの健やかな成長の支援と自立を支援するきめ細かな福祉サービス等の展開を基本理念とし、今後、さらに効果的な支援策を総合的に推進することにより、将来にわたりひとり親等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指す。

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画であって、いわて子どもプランの一部を構成する計画である。現行計画は第三次計画となっており、計画期間は平成27年度から31年度の5年間である。

本計画においては、次のような方向で施策に取り組むとしている。

- ①相談機能の充実

- ②就業支援対策の充実
- ③子育て支援・生活環境の整備
- ④養育費確保の推進
- ⑤経済的支援の充実
- ⑥被災遺児の家庭支援

(8) 児童虐待防止アクションプランの概要

児童虐待防止アクションプラン(以下本項において「アクションプラン」という。)は、児童虐待を防止するため岩手県独自の取組として平成 17 年9月に策定された。

現行アクションプランは第4期プランであり、平成 28 年度から 32 年度までを計画期間としており、平成 28 年3月に策定されたものである。

アクションプランは、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防 から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画で、4 つのアクションと 13 の中項目から構成されて、その中に児童虐待防止に係る具体的な取組項目や内容、指標等を記載している。

アクションプランの構成は表1のとおりである。

表 1 アクションプランの構成

アクション	中項目	項目数
アクションⅠ 虐待の発生を予防する	(1)周知と啓発	7
	(2)母子保健活動の充実	12
	(3)子育て家庭の支援の充実	5
アクションⅡ 虐待を早期に発見する	(1)地域における早期発見、見守り体制の充実	4
	(2)学校、医療機関、施設等における早期発見	4
アクションⅢ 虐待の相談機能と対応を充実する	(1)機関連携及び体制設備	4
	(2)市町村の相談機能と対応の充実	6
	(3)児童相談所の相談機能と対応の充実	5
	(4)広域振興局の市町村支援の充実	2
	(5)養護体制の充実	6
アクションⅣ 虐待の再発を防止する	(1)親子分離後の家族支援	2
	(2)児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実	3

2. 監査対象とした事務事業

いわて子どもプランを構成する事務事業は、再掲分を含めて約 140 件ある。そのうち、金額的重要性その他を考慮して、下記を選定した。

表 2 監査対象とした事務事業

①保健福祉部

事業名	平成 29 年度決算額(千円)
周産期医療情報連携推進事業	33,956
小児科救急医療体制整備事業	26,319
子ども、妊産婦医療助成費	645,952
ひとり親家庭医療助成費	246,777
療育センター整備事業費	4,509,588
いわての子どもスマイル推進事業費	40,721
子育て応援推進事業費	827
児童養育支援ネットワーク事業費	14,710
家庭児童相談室(母子自立支援員兼子育て支援員活動費)	45,877
ひとり親家庭等セルフサポート事業費	8,193
児童扶養手当支給事業費	901,762
東日本大震災子ども支援センター運営事業	58,626
いわて子どもの森管理運営費	219,706
児童館等整備費補助事業	32,558
児童保護措置費	2,298,628
里親委託促進事業費	3,038
いわてこどもケアセンター設置運営事業	136,255
被災児童対策事業費(ひとり親家庭支援事業)	11,727
地域子ども・子育て支援交付金	1,296,309
保育対策総合支援事業費	8,368
施設型給付費等負担金	5,286,551
施設型給付費等補助金	313,096
児童福祉施設災害復旧事業費補助	152,164
保育所徴収金減免支援事業費補助	102,308
児童福祉施設等整備費補助(児童館等整備費補助)	121,102
地域子育て活動推進事業費(資質向上研修分)	2,554

事業名	平成 29 年度決算額(千円)
生涯を通じた女性の健康支援事業	6,117
特定不妊治療費助成事業費	95,697
小児慢性特定疾病医療費助成事業	220,365
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	6,377
先天性代謝異常検査費	24,124
児童手当等市町村支給費負担金	2,682,308
認定こども園整備事業費補助	31,687
子育て支援対策臨時特例事業費	64,013

②環境生活部

事業名	平成 29 年度決算額(千円)
交通安全指導費	34,994
いわて青少年育成プラン推進事業	20,875
いわて男女共同参画プラン推進事業	20,601

③教育委員会

事業名	平成 29 年度決算額(千円)
幼稚園教育理解推進事業	19
幼稚園教育理解推進事業(事業全体に係る予算)	399
スクールカウンセラー等配置事業	273,889
公立校等学校等就学支援金交付事業	2,755,528
奨学のための給付金事業	353,610
学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業	180,258
親子共同体験推進事業	118,364
青少年の家プログラム充実事業	118,364
学校不適応総合対策事業	13,884

④県土整備部

事業名	平成 29 年度決算額(千円)
公営住宅建設事業(天下田AP個別改善)	164,401

⑤商工労働観光部

事業名	平成 29 年度決算額(千円)
就業支援推進事業費	74,764
ジョブカフェいわて管理運営費	79,306
地域ジョブカフェ管理運営費	14,182
いわて働き方改革等推進事業費	35,434
職業転換訓練費負担金(就職促進訓練費)	9,883

⑥総務部

事業名	平成 29 年度決算額(千円)
私立学校運営費補助(教育改革推進特別経費)	69,600
私立高等学校等就学支援金交付金	1,201,732
私立高等学校等授業料等減免補助	12,730
奨学のための給付金支給事業費	101,806

第3章 外部監査の視点と方法

1. 監査の視点・要点

(1) 合規性

外部監査の視点として、まず「合規性」があげられる。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法令・条例・規則等に準拠しているかを検証するものである。ここでいう法令等には、県が定めた要綱も含まれる。

(2) 経済性・効率性・有効性

「経済性」(Economy)「効率性」(Efficiency)「有効性」(Effectiveness)の3Eは、地方自治法第2条第14項で規定されている、自治体は最少の費用で最大の効果をあげようとしなければならないということからの視点である。

予算執行において、より大きな効果をあげるように努めているか、あるいは一定の効果を期待する場合にはより経済的な方法がとられているかという観点で検証する。

(3) 透明性・公平性

行政への信頼性を確保する上で、「行政の信頼性確保、向上方策に関する調査研究報告書」(平成22年3月総務省大臣官房企画課)では透明性の確立、説明責任の保証、参加の拡大、公平性の維持という4つの要件をあげている。

これを踏まえて、今般の監査においては、いわて子どもプラン等に基づいて実施される県の子ども・子育て支援のための各事業が、「事業の対象とする人々に過不足なく届いているか」という観点で検証する。

2. 具体的な監査手続

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象とした事務事業に関して、予算を含む説明資料、業務方針等を閲覧した。また監査対象部署において、事務事業の概要につきヒアリングを行った。

(2) 関連資料の閲覧及びヒアリング

主な監査手続は以下のとおりである。

① 予算執行に関連する書類一式の閲覧等を実施し、関連法令・条例・規則等との照合を実施した。

② 監査対象部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。

(3) 視察

監査対象とした事務事業に関して、下記の事業所を視察した。

岩手県立療育センター
岩手県福祉総合相談センター
いわて子どもの森
ジョブカフェいわて

(4) 監査実施場所

県庁本庁舎
県北広域振興局保健福祉環境部
県央保健所、中部保健所
岩手県福祉総合相談センター
いわて子どもの森
ジョブカフェいわて

(5) 監査結果の取りまとめ

上記の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第4章 外部監査の結果：総括

今般の包括外部監査の結果としては、事務事業の実施にあたっての事務手続に係るものが最も多くなっている。

以下、「1. 監査結果の一覧」及び「2. 指摘及び意見の属性」においてその内容を記述する。

1. 監査結果の一覧

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(主に合规性に関する事項)に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。不当(違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと)も含む。

「意見」は、違法なものまたは不当なもの以外で、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性、有効性に関する事項)に該当する。ただし、経済性、効率性、有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

監査の結果、指摘及び意見について一覧にまとめると表3のとおり、指摘が21件、意見が58件ある。

表3においては、指摘及び意見の属性を「事務手続」「3E」「透明性・公平性」に分類した。

「事務手続」：法令、交付要綱、補助・助成制度の運用、支出手続等に関する指摘及び意見

「3E」：経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)の3Eの観点からの指摘及び意見

「透明性・公平性」：事務事業の透明性、公平性の観点からの指摘及び意見

表 3 監査の指摘及び意見の一覧

項目	事務手続	3E	透明性 ・公平性
I 全体に係る意見			
【意見1】いわて子どもプランの進捗管理について		○	
【意見2】業務の効率化と県の役割について	○	○	
【意見3】県全体での情報発信について	○	○	
II 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画関連の事務事業			
岩手県子ども・子育て支援事業支援計画全体についての監査の結果			
【意見4】岩手県子ども・子育て会議の開催時期の見直しについて		○	
【意見5】岩手県子ども・子育て支援事業支援計画を構成する事業の明確化について		○	
1. 保育対策総合支援事業費			
【意見6】潜在保育士等に対する情報発信の内容及び提供手段の多様化等について(保育士・保育所支援センター開設等事業)		○	
【意見7】受託者が把握した地域課題にかかる報告について(保育士・保育所支援センター開設等事業)	○	○	
【意見8】予算積算方法の見直しについて(保育士資格取得支援事業費補助)	○	○	
2. 施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金			
【指摘1】施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の算定誤りについて	○		
【意見9】負担金及び補助金対象支出を証する添付書類の見直しについて	○	○	
【意見10】子ども・子育て支援全国総合システムの活用について	○	○	
【意見11】児童福祉行政指導監査における監査事項の明確化及び連携強化について	○	○	
3. 地域子ども・子育て支援交付金			
【意見12】他都道府県の実績及び先進事例等の積極的な情報収集等について		○	
【意見13】提出書類の検証作業の効率性向上策について	○	○	

項目	事務手続	3E	透明性 ・公平性
【意見 14】子ども・子育て支援全国総合システムの活用について	○	○	
Ⅲ 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画関連の事務事業			
1. ひとり親家庭等セルフサポート事業費			
【指摘2】高等職業訓練促進給付金等支給台帳の作成について	○		
【指摘3】修業期間中の在籍状況の確認の徹底について	○		
【指摘4】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について	○		
【意見 15】事業計画書の承認について	○		○
【意見 16】利用実績の向上について		○	
2. 児童扶養手当支給事業費			
【指摘5】不納欠損処理の適時実施について	○		
【指摘6】電話、訪問等による納入指導の徹底について	○		
【指摘7】保証人に対する納付交渉の積極的実施について	○		
【意見 17】随意契約理由と再委託承認理由との齟齬について(その1)	○		○
【意見 18】随意契約理由と再委託承認理由との齟齬について(その2)	○		○
Ⅳ 児童虐待防止アクションプラン関連の事務事業			
児童虐待防止アクションプラン全体についての監査の結果			
【指摘8】アクションプランの取組率について	○	○	
【意見 19】岩手県要保護児童対策地域協議会の開催時期と実績報告について		○	
【意見 20】アクションプランの運用状況について		○	
Ⅴ 保健福祉部			
1. 周産期医療情報推進事業費			
【指摘9】システム保守・管理業務の報告について	○		
【意見 21】「いーはとーぶ」の活用について		○	
2. 小児科救急医療体制整備事業費			
【指摘 10】平成 29 年度小児医療遠隔支援業務委託の	○		

項目	事務手続	3E	透明性 ・公平性
報告について			
3. 療育センター整備事業費			
【指摘 11】業務報告書の未入手について	○		
【指摘 12】参考見積書について	○		
【意見 22】契約図書の取扱について	○		○
【意見 23】療育センター移転による利用状況の変化について		○	
4. いわての子どもスマイル推進事業費			
【指摘 13】負担金の精算について	○		
【意見 24】事業実績について		○	
【意見 25】コーディネーターの研修について		○	
5. 子育て応援推進事業費			
【意見 26】委員の任期について		○	○
【意見 27】委員構成について		○	○
【意見 28】委員の公募について		○	○
6. 東日本大震災子ども支援センター運営事業			
【指摘 14】消費税の記載誤りについて	○		
【意見 29】委託契約書の記載について	○		
【意見 30】再委託について	○		○
【意見 31】事業経費精算書の様式について	○	○	
7. いわて子どもの森管理運営費			
【指摘 15】システム台帳の整備について	○		
【指摘 16】再委託の承認について	○		○
【指摘 17】再委託の報告もれについて	○		○
【指摘 18】入場者の属性データについて	○		
【意見 32】管理物件の現地確認について	○	○	○
【意見 33】指定管理に係る収入・支出の報告について	○		○
【意見 34】減価償却費の取扱いについて	○		
【意見 35】収入確保の取組について	○	○	
【意見 36】知的財産権の取扱いについて		○	
【意見 37】災害時等訓練について		○	
8. 児童保護措置費			
【意見 38】措置費の科目について	○		

項目	事務手続	3E	透明性 ・公平性
【意見 39】措置費の認定業務について	○	○	
9. いわてこどもケアセンター設置運営事業			
【意見 40】患者数の増加への対応について	○	○	○
【意見 41】将来の財源について	○		
10. 小児慢性特定疾病医療費助成事業			
【意見 42】指定医療機関の追加について	○		
11. 児童手当等市町村支給費負担金			
【意見 43】釜石市等の計算について	○		
VI 環境生活部			
1. 交通安全指導費			
【意見 44】分担金の金額決定について	○		○
【意見 45】暫定予算について	○		
VII 教育委員会			
1. 幼稚園教育理解推進事業			
【意見 46】参加者数増加の工夫について		○	
【意見 47】子育て支援協議会報告書の活用について		○	
2. スクールカウンセラー等配置事業			
【意見 48】予算と決算の差異の把握について	○	○	
3. 公立高等学校等就学支援金交付事業			
【指摘 19】認定等の事務に関する実地検査について	○	○	
4. 奨学のための給付金事業			
【指摘 20】認定等の事務に関する実地検査について	○	○	
5. 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業			
【意見 49】岩手県としての目標もしくは方向性の設定について		○	
【意見 50】2021年度以降における制度変更に向けた対応策の早期検討について	○		
【意見 51】ライブ中継等による研修会受講機会の拡大について		○	
6. 青少年の家プログラム充実事業			
【指摘 21】実績報告書の記載方法の見直しについて	○		
【意見 52】青少年の家のいわて子どもプランにおける位置づけについて		○	

項目	事務手続	3E	透明性 ・公平性
7. 学校不適応総合対策事業			
【意見 53】スクールカウンセラーの適正配置について		○	
Ⅷ 県土整備部			
1. 公営住宅建設事業(天下田 AP 個別改善)			
【意見 54】子育て世帯への住宅支援について		○	
Ⅸ 商工労働観光部			
1. ジョブカフェいわて管理運営費			
【意見 55】契約額を超過する実績報告について	○		
【意見 56】収支実績報告書の様式及び報告内容について	○		
【意見 57】収支実績報告書の消費税について	○		
【意見 58】契約期間及び事業の運営手法について	○	○	

2. 指摘及び意見の属性

表3の指摘及び意見を属性別に集計すると表4のようになる。1件で複数の属性に該当する場合があるため、合計件数は表3より多くなっている。

表4 監査の結果の属性別内訳

属性	指摘(件)	意見(件)	合計(件)
事務手続	21	34	55
3E	4	39	43
透明性・公平性	2	12	14
合計(件)	27	85	112

(1) 事務手続に関する監査の結果

事務手続に関する監査の結果としては、合規性すなわち事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法令・条例・規則等に準拠しているかという観点からの指摘・意見が主である。

これらのうち、財務事務の監査である包括外部監査の立場からはまず、県の決算に影響を及ぼす、あるいは及ぼす可能性があるものとして次のような指摘は重要なものである。特に【指摘1】は、県の決算額のみならず国の決算額をも誤らせる事案であることから、今後の再発予防策として「【意見 11】児童福祉行政指導監査における監査

事項の明確化及び連携強化について」、「【意見2】業務の効率化と県の役割について」等も参考になると考える。

(例)

【指摘1】施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の算定誤りについて

【指摘4】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について
(ひとり親家庭等セルフサポート事業費)

【指摘5】不納欠損処理の適時実施について(児童扶養手当支給事業費)

次に、業務の委託先、分担金の支出先等との関係で、徴取すべき書類がもれていたもの、徴取した書類の内容確認が不十分なもの等が多くみられる。契約書・仕様書に定める書類の提出がない状態では、委託先は契約に基づく債務を履行したことになる。それにも関わらず県が履行確認を十分に行わないまま委託料等を支出することは、地方自治法第232条の4第2項で、支出にあたって債務の確定を確認すべきことが定められている趣旨からすると適切な事務処理とは言えない。

(例)

【指摘9】システム保守・管理業務の報告について(周産期医療情報推進事業費)

【指摘10】平成29年度小児医療遠隔支援業務委託の報告について
(小児科救急医療体制整備事業費)

【指摘17】再委託の報告もれについて(いわて子どもの森管理運営費)

また、徴取した書類・報告については誤りがないか内容を確認し、正確なものを受領しておくことが必要であるが、その作業が不十分なものもある。「PDCA サイクル」を有効に回すためにも、正確な報告に基づいて成果を把握することが欠かせない。

(例)

【指摘14】消費税の記載誤りについて(東日本大震災子ども支援センター運営事業)

【意見56】収支実績報告書の様式及び報告内容について
(ジョブカフェいわて管理運営費)

この他、平成29年度の事務手続としての問題点ではないが、将来的な事業の方向性として検討すべき課題が存在するものにつき、より効率的かつ効果的な事業実施手法の検討及び実施を早期に進めることが望ましいと考えて事務手続に関する監査の結果として記載したものがあつた。これらは特に東日本大震災津波による被害からの復興と関連が深いものであり、被災地特有の事案と言える。

(例)

【意見41】将来の財源について(いわてこどもケアセンター設置運営事業)

【意見50】2021年度以降における制度変更に向けた対応策の早期検討について
(学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業)

（２）経済性・効率性・有効性に関する監査の結果

経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)の3E の観点からの監査の結果としては、まず、予算策定の段階で見込んでいた事業成果に対して十分な実績があがっていないものや、実績の把握が不十分なものが該当する。

(例)

- 【指摘8】アクションプランの取組率について(児童虐待防止アクションプラン全体)
- 【意見 16】利用実績の向上について(ひとり親家庭等セルフサポート事業費)
- 【意見 24】事業実績について(いわての子どもスマイル推進事業費)

次に、施策を継続的に改善していくためには「PDCA サイクル」により、ある年度の事業実施の結果を適時に次年度以降の事業に生かしていくことが有効となるが、現状ではそのタイミングが適切でないと判断されたものがある。

(例)

- 【意見4】岩手県子ども・子育て会議の開催時期の見直しについて
- 【意見 19】岩手県要保護児童対策地域協議会の開催時期と実績報告について
(児童虐待防止アクションプラン全体)
- 【意見 21】「いーはとーぶ」の活用について(周産期医療情報推進事業費)

（３）透明性・公平性に関する監査の結果

透明性・公平性に関する監査の結果としてはまず、県が措置あるいは改善を図ることにより、県における事務手続を適切に遂行したことが明らかにでき、行政への信頼性確保に資すると期待されるものがある。

(例)

- 【指摘 16】再委託の承認について(いわて子どもの森管理運営費)
- 【意見 30】再委託について(東日本大震災子ども支援センター運営事業)

また、より開かれた県政を目ざしていくために望ましいとするもの、住民サービス向上のために望ましいとするものがある。

(例)

- 【意見 28】委員の公募について(子育て応援推進事業費)
- 【意見 40】患者数の増加への対応について
(いわてこどもケアセンター設置運営事業)

3. 全庁的な対応について

今般の外部監査は、いわて子どもプランを構成する事務事業を監査対象として実施したため、保健福祉部・教育委員会での指摘及び意見が多くなっている。しかし、「3. 指摘及び意見の属性」で記述したとおり、事務手続に関する監査の結果が最多であったことからすると、監査対象としなかった事務事業、部局においても共通する問題点や同様の事例が生じている可能性はあると思われる。

したがって、本報告書において記載する外部監査の結果については、指摘及び意見を述べた事務事業・部局だけにとどまらず、全庁的に参考にされ、対応されていくことを期待する。

第5章 外部監査の結果：各論

本章では、包括外部監査の結果を論点ごとに記述する。

「Ⅰ 全体に係る意見」では監査対象とした事務事業の全体に係る意見を、「Ⅱ 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画関連の事務事業」以降では個々の事務事業に係る監査の結果(指摘及び意見)を記載する。

「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」に関しては、それぞれの計画に含まれる事務事業をまとめて記述し、これら計画以外の事務事業については、部局ごとにまとめた。

Ⅰ 全体に係る意見

【意見1】いわて子どもプランの進捗管理について

<要旨>

子ども子育て支援課はいわて子どもプランの所管課として、取組状況の取りまとめという情報収集にとどまらず、いわて子どもプランのコーディネーターとして全体の調整にあたることが望ましい。

いわて子どもプランの策定は保健福祉部子ども子育て支援課が行っている。子ども子育て支援課は、いわて子どもプランを構成する各事業の毎年度の取組状況を取りまとめ、岩手県子ども・子育て会議を開催して報告・説明にあたっている。

ただし、平成29年度までにおいて、いわて子どもプランを構成する各事業の進捗についてはそれぞれの所管課に委ねられている。どの事業のどの部分の取組が順調か、あるいは逆にどの事業が成果をあげづらい状況かといった全体的な把握や、事業間の連携がうまく機能しているか、取組の遅れた事業についてどのような工夫が必要かの検討は行われていない。

特に、いわて子どもプランの策定とは別個に従前から各部局で実施されてきた事業で、子ども・子育て支援にも資するものとしていわて子どもプランに含められた事業については、もともとの事業目的がそれぞれに存在する。その中でいかに子ども・子育て支援にも役立つよう努めてもらうかが難しいと考えられる。もともとの事業目的に沿って事業を実施することで、副次的に子ども・子育て支援にも資するという場合もあるであろう。

子ども子育て支援課はいわて子どもプランの所管課として、取組状況の取りまとめという情報収集にとどまらず、さらに進んでいわて子どもプランのコーディネーターとして全体の調整にあたることが望ましい。

【意見2】業務の効率化と県の役割について

<要旨>

煩雑な確認作業についてはチェックシート類を活用して業務の効率化を図るとともに、市町村に対するコンサルティング的な役割を県が担っていくことが、県全体でのレベルアップに資すると考える。

子ども・子育て支援関連の事務事業は、国の制度のもとで県が実施するものも含めて、補助金や交付金、措置費の支弁に関する事務が多い。これらを正確に行うために、書類の確認作業が相当な業務量となっている。今般の監査においても、確認作業の煩雑さが、異動してきて間もない職員や、他の業務も担当している職員にとって大きな負担となっていることがうかがえた。このような状況に対し、一部の職場では職員自らがチェックリストやチェックシートを作成し、確認作業に役立てていた。

チェックリスト類を使用することの利点として、主に次のような点があげられる。

- ①書類の記載事項の見落としを防止したり、どの部分を重点的に確認すべきか、どの場合にどの添付書類が必須であるか等の判断が行いやすくなり、業務の効率性向上に役立つ。
- ②確認作業に習熟した職員がその知識・経験を生かしてチェックシートを作成することで、作業の属人化を回避でき、複数の職員間で一定以上の業務水準が維持できる。そのため、職員の急病や事故、休暇・休職においても組織としての対応が行いやすくなるし、業務の引継ぎが円滑に行えるようになる。
- ③書類の確認作業が適切になされたことを記録として残せるため、行政事務について説明責任を果たす上で役立つ。

上記①～③の特徴を有することから、地方自治体の内部統制(それぞれの事務事業の目的を達成するために事務処理の適正さを確保するうえでのリスクを評価して、コントロールする取組)の一環としてチェックリスト類は有用な手法である。

したがって、書類の確認作業が煩雑であるような事務事業においてこそ、チェックリスト類の作成・活用を検討する余地があると考ええる。

一方、県内 33 市町村は地理的にも財政的にも多様であって、子ども・子育て支援関連の事務事業についても、取組の度合いには差がある。その差がニーズの違いを反映したものであるか、ニーズはあるが市町村職員の人手不足や財源不足により取組が遅れているのか、逆にニーズ自体が把握されていないのか、事情はさまざまであると推測される。そこで、チェックリスト類の作成・活用により県職員の業務の煩雑さが軽減されていけば、県は市町村の支援により深く関与できるようになると期待される。現状においても他市町村の事例を情報として共有することは行われているが、さらに進んで他市町村の事例をどのようにアレンジして取り込めば有効か、近隣市町村とどのように連携するのが有効かといった、市町村に対するコンサルティング的な役割を県が

担っていくことが、県全体でのレベルアップに資すると考える。

【意見3】県全体での情報発信について

<要旨>

県の各部局が発信する情報やその媒体において、いわて子どもプランの目指すところと矛盾するメッセージが含まれないようにすることが望まれる。

県は、「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組(平成28年4月1日策定)(平成30年3月29日改定)」の中で次のように、男女共同参画や子育てに取り組む企業を評価している。

Ⅱ 県契約において配慮されるべき事業者の取組

2 社会的な価値の向上に資する取組

④ 男女共同参画の推進に配慮した事業活動

【共通】

○107-2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)等を推進する企業の入札時の評価等を検討する。

【工事請負契約】

◆(関連取組)65 競争入札参加資格登録の審査において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する事業者の取組を評価する。

【業務委託契約】

◆(関連取組)67 庁舎管理業務における競争入札参加資格登録の審査において、いわて子育てにやさしい企業等の認証を取得し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する事業者の取組を評価する。

【物品購入】

◆(関連取組)68 競争入札参加資格登録の審査において、いわて子育てにやさしい企業等の認証を取得し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する事業者の取組を評価する。

平成31年度からは「いわて子育てにやさしい企業等認証取得」や「いわて女性活躍認定企業等認定取得」をしている企業に対して評価点数を加算する予定である。子育てにやさしい企業等認証・表彰に加えて女性活躍企業等認定制度も行っており、公共調達に際して、子育て支援や女性活躍に取り組む企業を優遇する制度となっている。いわば、各業界に対して、子育て支援や女性活躍を重視する県の姿勢を発信す

るものである。

また県庁本庁舎では、毎週水曜日を早帰り日として館内放送を行っており、県職員だけでなく来庁者の耳にも届くことで、県のワークライフバランス推進を感じ取ることができる。

ところが、県の作成するちらし、パンフレット類には、子ども・子育てを女性ないし母親だけのものと捉えているかのような印象を与えるものがある。一例として岩手県立生涯学習推進センターが作成した、岩手県子育てサポーターのちらしを見ると、両面カラー印刷の中で登場するイラストは女性と子どもだけである。表側には子育てに関する困りごとを訴える女性が、裏側には子どもを膝に乗せる女性が描かれている。これは、いわて子どもプランに掲げる、「男女がともに子育てをする意識の醸成」に沿ったものとは言い難い。

県の各部局が発信する情報やその媒体において、いわて子どもプランの目指すところと矛盾するメッセージが含まれないようにすることが望まれる。

Ⅱ 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画関連の事務事業

Ⅱ-1 平成 29 年度の主な取組内容

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画においては、「10. 計画の点検及び評価」として、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表するものとしている。岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の担当は多くの部課にまたがるが、岩手県においては、子ども子育て支援課が、各事業担当課からなされる実施状況の報告を取りまとめた上で、毎年、2 月頃に実施される子ども・子育て会議での審議に付している。

このため、監査時点においては、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の平成 29 年度実績は、集約されていない。

Ⅱ-2 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画全体についての監査の結果

【意見4】岩手県子ども・子育て会議の開催時期の見直しについて

<要旨>

PDCA サイクルを機能させるためには、会議の開催時期を前倒しし、翌年度の予算編成に反映できる時期に開催することを検討することが望ましい。

現状、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画においては、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表するものとしている。具体的には、各事業担当課が施策の達成状況について自己点検を行うとともに、その内容等について岩手県子ども・子育て会議に報告し、その議論の結果を今後の事業に反映させることを意図している。いわゆる「PDCA サイクル」により、施策を継続的に改善していくことを目的とするのであれば、岩手県子ども・子育て会議は評価（Check）にあたるものである。しかし、平成 29 年度の実施状況の審議は、平成 30 年度末に近い平成 31 年 2 月に行われることが想定されており、その時期からして、議論の結果を平成 31 年度当初予算に反映することは困難である。確かに、補正予算により平成 31 年度に議論の結果を反映することは可能であるが、年度途中からの対応となる。

PDCA サイクルを重要な要素として、岩手県子ども・子育て会議の議論をより重視するのであれば、その開催時期を前倒しし、翌年度の予算編成に反映できる時期に開催することを検討することが望ましい。

【子ども・子育て会議における審議対象年度】

- 平成28年度の実施状況 → 平成29年度子ども・子育て会議にて審議
(平成30年2月開催)
- 平成29年度の実施状況 → 平成30年度子ども・子育て会議にて審議
(平成31年2月実施予定)

(出典：県提供データより監査人作成)

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画

10 計画の点検及び評価

(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)

- ア 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。
- イ 市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなどにより、市町村が計画を見直した場合にあっては、県はその見直し状況を踏まえ必要な場合には県計画の見直しを行います。

【意見5】岩手県子ども・子育て支援事業支援計画を構成する事業の明確化について

<要旨>

子ども・子育て支援法に基づく独立した計画として、構成する施策及び事業を明確化した上で事業の実施状況を点検評価することにより、計画単位での実施状況をより明確に把握することが望まれる。

現状、岩手県子ども・子育て会議には、「いわて子どもプラン第Ⅱ章 各論 第1 施策の具体的推進」に掲げる施策について、その推進方向とともに、当該年度における実施状況を報告しており、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画を構成する施策も、これに含まれている。確かに、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、いわて子どもプランに含まれる下部計画であり、いわて子どもプランの実施状況を報告することにより、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の実施状況も報告されているものと言える。

しかし、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画自体、子ども・子育て支援法第62条に基づく独立した計画である。今後、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画を構

成する施策及び事業を明確化した上で事業の実施状況を点検評価することにより、計画単位での実施状況をより明確に把握することが望まれる。

Ⅱ-3 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の個別の監査の結果

1. 保育対策総合支援事業費

(1) 保育対策総合支援事業費の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供 実施者、従事者の確保及び資質の向上
	2(5) 子育てにやさしい職場環境づくり 仕事と子育ての両立のための基盤整備に努めます
アクションプランにおける指標	活動内容指標： 保育士・保育所支援センターの設置
	成果指標： ① 保育を必要とする子どもに係る利用定員 ② 保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の県内保育所等への就職数
実施根拠	保育対策総合支援事業費補助金(国)
事業開始時期	平成 28 年度 ただし、保育士・保育所支援センター開設等事業は、平成 25 年度より実施

ア. 事業内容

岩手県内の待機児童の解消を図るため、保育士の確保に必要な措置を総合的に講じることを目的とした事業であり、平成 29 年度においては、保育士・保育所支援センター開設等事業と保育士資格取得支援事業費補助を行っている。

なお、アクションプランにおける平成 29 年度の活動内容指標及び成果指標の目標値と実績値は表 5 のとおりであり、今後も、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育士・保育所支援センターにおいて人材マッチング事業を引き続き実施するとともに、市町村の事業計画に基づき保育を必要とする子どもに係る利用定員の確保に必要な支援に取り組むものとしている。

表5 アクションプランにおける活動内容指標及び成果指標

(単位:箇所、人)

区分	指標	目標値	実績値
活動内容指標	保育士・保育所支援センターの設置	1箇所	1箇所
成果指標	保育を必要とする子どもに係る利用定員	31,138人	30,716人
	保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の県内保育所等への就職数	60人	115人

(出典:県提供データより監査人作成)

イ. 保育士・保育所支援センター開設等事業

a. 事業実施の枠組み等

保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者(以下「潜在保育士」という。)と保育所や認定こども園等との間における人材面でのマッチングを図り、保育の担い手確保を図るものである。国の保育対策総合支援事業費補助金に定める保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱に基づいて実施されている。

岩手県においては、平成25年度より岩手県保育士・保育所支援センターを設置し、その運営を社会福祉法人岩手県社会福祉協議会に委託している。岩手県保育士・保育所支援センターは潜在保育士及び保育所等を対象とした無料職業紹介所であり、専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士に対する求職相談や保育所等からの求人登録等を行い、人材面でのマッチングを図っている。寄せられた求人及び求職情報については、全国社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会が運営する福祉人材センターの職業紹介サイトに登録され、管理されている。なお、平成29年10月までは、1名の保育士再就職支援コーディネーターが配置されていたが、平成29年11月より2名に増員されている。

【保育士・保育所支援センターの主な業務内容】

1. 求職者及び求人者に係るコーディネート
 - (1) 相談支援
 - (2) 求職・求人登録並びに支援
 - (3) 広報・周知
 - (4) 保育所等を離職した保育士への登録勧奨
 - (5) 登録者就業希望状況の定期的な把握
 - (6) 潜在保育士の悩み相談会の実施
2. 現状の課題把握等

- | |
|----------------|
| (1) 雇用環境確認 |
| (2) 課題の把握並びに検討 |

(「平成 29 年度保育士・保育所支援センター設置事業仕様書」より監査人作成)

表 6 岩手県保育士・保育所支援センターの概要

住所	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
開設年月日	平成 25 年 10 月 1 日
開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休館日	土曜日（第 2 土曜日を除く。）、日曜日、祝日、年末年始
利用料金	なし
主な特徴	潜在保育士及び保育所等を対象とした無料職業紹介所

b. 事業実績

過去 5 ヶ年度における岩手県保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の就職件数(マッチング件数)及び潜在保育士及び保育所等からの相談件数は、表 7 のとおりであり、増加傾向にある。

表 7 マッチング件数及び相談件数の推移

(単位:件)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
マッチング件数	15	60	102	115	115
相談件数	(データ無)	892	892	1,187	1,410

(出典:県提供データより監査人作成)

c. 他県での取組状況

岩手県内においては、県が単独で設置する岩手県保育士・保育所支援センター1箇所であるが、平成 29 年 4 月 1 日現在において、全国に 59 箇所の保育士・保育所支援センターが設置されている。この中で、政令指定都市や中核市が存在する 38 都道府県のうち、両者合同で設置しているのは 5 県(市)、都道府県と市とが別個に設置しているのは 8 道府県(市)、都道府県のみで設置しているのが 21 都県である。

東北 6 県においては、秋田県以外の 5 県が保育士・保育所支援センターを設置しており、福島県以外の 4 県においては、県の単独設置である。なお、秋田県は保育士・保育所支援センターを設置しておらず、中核市である秋田市が単独で設置している。また、福島県においては、県が保育士・保育所支援センターを設置しているものの、中核市である郡山市が別途設置している。

表 8 全国における保育士・保育所支援センターの設置状況

区分	合計	設置主体		
		都道府県	政令指定都市	中核市
設置数	59 センター	41 センター/47 都道府県 (設置率 87.2%)	9 センター/20 市 (設置率 45.0%)	9 センター/48 市 (設置率 18.8%)

(出典：県提供データより監査人作成)

表 9 東北 6 県における保育士・保育所支援センターの実績(平成 29 年度)

区分	実施団体	紹介件数(注 1)	就職件数(注 2)
青森県	社会福祉法人青森県社会福祉協議会	32	67
岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	424	36
宮城県	一般社団法人宮城保育協議会	632	89
秋田市	秋田市	137	20
山形県	社会福祉法人山形県社会福祉協議会	36	35
福島県	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	469	27
郡山市	郡山市	80	85

(注 1) 紹介件数は、平成 29 年度中にメールや窓口等で求人等を紹介した件数。

(注 2) 就職件数は、平成 29 年度中に新規登録した潜在保育士等が就職した件数。

(出典：県提供データより監査人作成)

ウ. 保育士資格取得支援事業費補助

a. 事業実施の枠組み等

幼稚園教諭免許を有する者で保育士資格を有していない者や、保育所等で勤務する保育補助者の保育士資格の取得を支援するため、保育士資格の取得に要する経費の一部を補助するものである。岩手県においては、特に、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業を中心とした利用を想定している。

1. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

(1) 補助対象経費

養成施設に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税

(2) 補助事業者

幼保連携型認定こども園等の設置者又は当該施設に常勤職員として勤務する対象者

(3) 補助基準額

対象者 1 人につき補助対象経費の 1/2。ただし、100,000 円を上限とする。

<p>2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（代替保育士雇上費補助）</p> <p>(1) 補助対象経費 対象保育士の代替として、私立幼保連携型認定こども園等に雇上げされた保育士にかかる雇上費</p> <p>(2) 補助事業者 私立幼保連携型認定こども園等の設置者</p> <p>(3) 補助基準額 代替保育士1人1日当たり 6,120円</p>
<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 補助対象経費 養成施設に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税</p> <p>(2) 補助事業者 幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者</p> <p>(3) 補助基準額 対象者1人につき補助対象経費の1/2。ただし、100,000円を上限とする。</p>
<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>(1) 補助対象経費 養成施設に対して支払われた入学料、受講料及び上記経費の消費税</p> <p>(2) 補助事業者 保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者又は当該施設に常勤職員として勤務する対象者</p> <p>(3) 補助基準額</p> <p>ア. 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する場合 対象者1人につき補助対象経費の1/2。ただし、300,000円を上限とする。</p> <p>イ. 「保育士試験の実施について」の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 対象者1人につき補助対象経費の1/2。ただし、100,000円を上限とする。</p> <p>ウ. 「保育士試験の実施について」の別表①により保育士資格を取得する場合 対象者1人につき補助対象経費の1/2。ただし、200,000円を上限とする。</p>

(「岩手県保育士資格取得支援事業費補助金交付要綱」より監査人作成)

b. 事業実績

制度開始後の平成26年度以降における資格取得補助者数は表10のとおりであり、累積で7人にとどまっている。

表 10 資格取得補助者数の推移

(単位:人)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
資格取得補助者数	0	4	0	3

(出典:県提供データより監査人作成)

c. 他県での取組状況

国庫補助事業であり、全国一律の制度として運用されており、各都道府県において、岩手県と同様の施策が実施されていると考えられるが、具体的な実施状況等については把握されていない。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	—	6,166	8,401
決算額	—	6,016	8,254

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	8,117	岩手県保育士・保育所支援センター設置運営委託料
負担金、補助及び交付金	137	保育士資格取得支援事業費補助金等
合計	8,254	

(2) 監査の結果

【意見6】潜在保育士等に対する情報発信の内容及び提供手段の多様化等について
(保育士・保育所支援センター開設等事業)

<要旨>

潜在保育士等が求職情報等に触れる機会を増やす手段を多様化させるとともに、より具体的な情報を提供することにより、岩手県保育士・保育所支援センターの認知度を高める方策を検討することが望ましい。

岩手県保育士・保育所支援センターのホームページからは全国社会福祉協議会及び岩手県社会福祉協議会が運営する福祉人材センター・バンクのホームページへのリンクが貼られており、求職情報等はここに集約されている。当該求職情報等がより有効に活用されるためには、潜在保育士等に対して岩手県保育士・保育所支援センター及び当該ホームページの存在について、より一層認知度を上げることが重要である。そのためには、潜在保育士等により一層興味を持ってもらえるような情報を発信するとともに、情報に接触する機会を増やすことが有用である。

現状、ホームページや各種のパンフレット等により、岩手県保育士・保育所支援センターの存在や役割を提供することが主体となっているが、例えば、典型的な相談事例を集約し、潜在保育士等が疑問を持つような事項について、Q&A形式で示すことや求職相談から紹介、面接等の選考、採用に至る過程を具体的な事例に即して示すこと等が考えられる。具体的な事例をあげることにより、潜在保育士等に求職相談に対する具体的なイメージを持ってもらうことが、相談を受けやすい岩手県保育士・保育所支援センターとすることに資するものと考えられる。また、疑問事項を Q&A 形式により整理して示すことにより、簡単な疑問点であれば、岩手県保育士・保育所支援センターにおいて直接面談を受けなくとも解決できるようにすることは、岩手県全域を対象とする岩手県保育士・保育所支援センターの機能を補完することにもつながる。加えて、情報発信の手段として、ホームページだけではなく、定期的なメール配信や Facebook 等を活用し、潜在保育士等が情報に触れる機会を増やすことも重要である。

いずれにしても、潜在保育士等が情報に触れる機会を増やす手段を多様化させるとともに、より具体的な情報を提供することにより、岩手県保育士・保育所支援センターの認知度を高める方策を検討することが望ましいものとする。

【意見7】受託者が把握した地域課題にかかる報告について(保育士・保育所支援センター開設等事業)

<要旨>

業務の受託者から、記録票による地域課題の提出がなされていない。把握した情報を集約し、地域課題として整理することを求めることが望ましい。

岩手県保育士・保育所支援センターの運営は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会に委託されており、平成29年度保育士・保育所支援センター設置事業委託契約書が締結されている。これに添付され仕様書に委託業務の内容が示されており、「2現状の課題把握等」の一つとして、相談支援等により地域課題が見えた場合は、その根本的な原因や背景を的確に把握するよう努めることとされており、状況に応じて、その地域課題の解決に向けた検討や働きかけなどを行うとともに、相談者などに助言指

導等を行うことにより、コーディネート手法の改善やマッチング精度の向上に資するよう努めることが求められている。このため、求人・求職にかかるコーディネートを行った際や潜在保育士等に対する説明会を開催した際の結果を記録し、岩手県に報告する際に用いる記録票のひな形とともに、地域課題を把握した際に用いる課題用の記録票も定められている。

課題用の記録票には、「課題の把握経路」、「課題等の趣旨」、「課題等の原因や背景」、「調査分析の結果」を記載することとされているが、平成25年度の事業開始以降、提出された実績はない。岩手県によれば、求人・求職にかかるコーディネート用の記録票に内容が集約されているとのことであるが、具体的にどの記録票に地域課題が記載されているかは明確になっていないのが現状である。

平成29年度まではコーディネーターが1人体制ということもあり、個別の求職相談や説明会等への対応が中心となり、結果的に地域課題の把握や分析までは対応しきれていないのが実態と考えられる。しかし、平成29年11月より、コーディネーターが2人に増員されたこともあり、今後、把握した情報を集約し、地域課題として整理することを求めることが望ましいものとする。なお、平成30年度においては、岩手県保育士・保育所支援センターを活用していない地方公共団体を対象として、その要因等の調査分析を依頼しているとのことであるが、今後、岩手県から受託者に積極的に働きかけ、潜在保育士等と接触している現場の状況を踏まえた、具体的な地域課題の提出を受けることにより、保育士不足解消のための岩手県の施策に反映していくことが有用なものとする。

平成29年度保育士・保育所支援センター設置事業仕様書

第2 業務内容

2 現状の課題把握等

(2) 課題の把握並びに検討等

前記の雇用環境確認や上記第2-1-(1)の相談支援などにより、地域課題が見えた場合は、その根本的な原因や背景を的確に把握するよう努めること。

また、状況に応じて、その地域課題の解決に向けた検討や働きかけなどを行うとともに、相談者などに助言指導等を行うことにより、結果として上記第2-1のコーディネート手法の改善やマッチング精度の向上に資するよう努めること。

【意見8】予算積算方法の見直しについて(保育士資格取得支援事業費補助)

＜要旨＞

当初予算 30 百万円に対し最終補正後予算額は 137 千円と乖離が大きい。より実態に即した予算額を当初予算から設定することが望ましい。

保育士資格取得支援事業費補助にかかる平成 29 年度の当初予算額は 29,588,000 円であり、平成 30 年度予算においても 29,990,000 円を予算化しているが、平成 29 年度における補助実績は 137,000 円(補助対象者数 3 人)にとどまっている。

平成 29 年度当初予算額は、268 人の補助対象者数を想定している。これは、平成 25 年度に文部科学省が、幼稚園に勤務する幼稚園教諭のうち保育士資格を有しない 303 人を対象に調査した結果、幼稚園教諭の普通免許状にかかる所要資格の期限付き特例制度を利用したいと回答した者が 288 人(調査対象者の 95.0%)であったことを基礎としている。ここから、平成 27 年度までに当該補助制度を受ける際の前提となる事業実施計画書を提出した 20 人(岩手県 7 人、盛岡市 13 人)を控除した 268 人を補助対象者数として想定し、当初予算額を積算している。268 人は盛岡市域を含む岩手県全域を対象とした数値であるが、当該補助制度は、岩手県だけでなく中核市である盛岡市も実施しており、盛岡市内の幼稚園に勤務する幼稚園教諭は、盛岡市の制度を利用することとなる。加えて、今後、より一層の周知等により利用促進を図るとしても、過去の実績に照らして、平成 25 年度の調査時に利用したいと回答した者全員が利用することは想定できないものとする。

最終的には補正予算において予算額を減額しているものの、本来、予算額は、当該年度における岩手県の施策及び事業実施の目標を、財政面で示す性格も有するものとも言え、厳しい財政状況を踏まえると、より実態に即した予算額を当初予算から設定することが望ましいものとする。

「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例とは」

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例とは、保育士の登録をしている者について、保育士等の勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の授与を受けるために修得することが必要な単位数を軽減するという特例です。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)において創設された新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭等」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としています。

一方で、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、同法施行（平成27年4月予定）後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができるとされています。

本特例は、これらの規定の趣旨を踏まえ、同法施行後5年後までに幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有を促進し、新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるために設けられた制度です。

（文部科学省ホームページより抜粋）

2. 施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金

（1）施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供 実施者、従事者の確保及び資質の向上
	2(5) 子育てにやさしい職場環境づくり 仕事と子育ての両立のための基盤整備に努めます
アクションプランにおける指標	活動内容指標：－
	成果指標：－
実施根拠	子ども・子育て支援法
事業開始時期	平成27年度

ア. 事業内容

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、平成27年4月から施行されている。これに伴い、認定こども園、保育所及び新制度に移行した幼稚園を通じた共通の給付として、施設型給付及び地域型保育給付の制度が創設された。認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われ、当該給付については、施設もしくは事業者が代理受領することとされている。

認定区分	内容
1号認定子ども （教育認定）	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

2号認定子ども (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定子ども (保育認定)	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

子ども・子育て支援法第67条において、2号認定子ども及び3号認定子どもについては、公定価格から所得に応じた利用者負担額(保育料)を控除したものが公費負担とされ、国、都道府県及び市町村が、各々1/2、1/4、1/4ずつ負担するものとされている。また、1号認定子どもについては、公定価格のうちの全国統一費用部分(平成29年度において公定価格の734/1,000)から利用者負担額を控除したものが公費負担とされ、国、都道府県及び市町村が各々1/2、1/4、1/4ずつ負担するものとされている。国及び都道府県の負担分は、施設型給付費等負担金として市町村に交付され、市町村は、保育の利用実態に応じて、認定子ども園、保育所及び新制度に移行した幼稚園等に所要額を交付する。

一方、1号認定子どもについては、公定価格のうちの全国統一費用分を差し引いた部分は地方単独費用部分(平成29年度において公定価格の266/1,000)とされ、子ども・子育て支援法施行令第19条において、都道府県及び市町村が各々1/2ずつ負担するものとされている。これは、認定子ども園や新制度に移行した幼稚園に対して、従来の私学助成法に基づく運営費補助金等に相当するものとして交付するものであり、都道府県から市町村に対する施設型給付費等補助金として、施設型給付費等負担金と一体的に支給される。

子ども・子育て支援法
(市町村の支弁)

第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用

(都道府県の負担等)

第67条 都道府県は、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第2号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の4分の1を負担する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第3号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

子ども・子育て支援法附則

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第9条

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第65条の規定により市町村が支弁する同条第2号に掲げる費用のうち、第1項第1号ロ、第2号イ(2)及びロ(2)並びに第3号イ(2)及びロ(2)に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

子ども・子育て支援法施行令

(法附則第9条第4項の都道府県の補助)

第19条 法附則第9条第4項の規定による都道府県の補助は、毎年度、同条第1項第1号ロ、同項第2号イ(2)及び同号ロ(2)並びに同項第3号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる額の合算額の2分の1以内について行うことができる。

イ. 事業実施の枠組み等

施設型給付費等負担金については、法定受託事務として、国の会計事務を県が行っている。施設型給付費等負担金の県費負担分は、国費負担分の1/2として算出されることから、申請書等の文書類は分かれているものの、事務処理は一体として行っている。また、施設型給付費等補助金についても、算定の基礎となる情報は、市町村において施設型給付費等として認定こども園等に支給した額であることから、原則として、施設型給付費等負担金の事務処理と併せて行われている。いずれも、市町村からの交付申請等の受領及び提出書類の審査等各広域振興局保健福祉環境部福祉課が担い、本庁の保健福祉部子ども子育て支援課が取りまとめ等を行っている。

施設型給付費等負担金と施設型給付費等補助金の会計面での大きな違いは、施設型給付費等負担金の国費負担分は、その確定が翌年度の3月頃となるため、県費負担分についても同様としているのに対して、県単独の補助金である施設型給付費等補助金については、交付年度内に交付額を確定させている点にある。

ウ. 事業実績

平成27年度の制度創設後における施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の交付額の推移は、表11のとおりであり、増加傾向にある。また、国として、遅

くとも2021年3月末までに全国の待機児童ゼロを目指すことが目標とされており、現行の岩手県子ども・子育て支援事業支援計画においても、2019年度までに県内の待機児童を解消する水準の定員確保が計画されている。2019年10月より開始予定である幼児教育・保育無償化の影響は不明であるが、短期的には増加傾向にあるものと考えられる。

表 11 施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の交付額の推移

(単位:千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設型給付費等負担金	4,155,756	4,664,811	5,286,551
施設型給付費等補助金	209,323	285,340	313,096
合計	4,365,079	4,950,151	5,599,647

(出典:県提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

ア. 施設型給付費等負担金

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	4,160,620	4,664,811	5,286,551
決算額	4,155,756	4,664,811	5,286,551

イ. 施設型給付費等補助金

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	234,202	304,695	328,185
決算額	209,323	285,340	313,096

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成29年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,599,647	施設型給付費等負担金 施設型給付費等補助金

合計	5,599,647
----	-----------

(注) 施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の合計額を記載。

(2) 監査の結果

【指摘1】施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の算定誤りについて

<要旨>

施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の算定において一部、誤って過大交付されていた。速やかに返還等の対応をとる必要があるとともに、事務処理の誤りの発生を効率的に抑制し得る体制を検討していく必要がある。

施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の監査の一環として、県北広域振興局保健福祉環境部での実地監査を実施した。その際、平成 29 年度の施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金、平成 28 年度の施設型給付費等負担金の精算分に関して、施設型給付費等負担金算定の基礎となる利用者負担額について国の基準額が適用されていない疑いがあるもの及び施設型給付費等補助金の対象となる地方単独費用部分を算定する際に適用する割合が誤っている疑いがあるものが検出された。このため、子ども子育て支援課に対して、当該事案にかかる事実関係の把握とともに、あらためて県北広域振興局以外においても類似の誤りがないことの確認を依頼した。

【子ども子育て支援課への確認依頼事項】

- ① 県北広域振興局往査時に疑義が生じた事案にかかる事実関係
 - ② 平成 29 年度施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金について、国の基準額を用いた算定がなされているか
 - ③ 平成 28 年度施設型給付費等負担金の精算額について、各市町村から提出される「市町村保育行政指導監査資料」記載の施設型給付費等の支払状況に記載された数値と整合しているか
 - ④ 平成 29 年度施設型給付費等補助金について、平成 29 年度に適用される割合を用いて、全国統一費用分を算定しているか
- ※なお、②～④については県内全市町村を対象とする

子ども子育て支援課においては、新制度施行後の平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間分について調査を実施し、その結果、県北広域振興局管内の普代村及び九戸村における施設型給付費等負担金の過大交付、二戸市における施設型給付費等補

助金の過大交付が検出された。なお、これら 1 市 2 村を除く県北広域振興局管内の市町村を含めた県内の他市町村においては、同種の誤りは検出されなかったとの説明を聴取した。

ア. 施設型給付費等負担金の過大交付

普代村及び九戸村においては、市町村独自に軽減した利用者負担額を用いて施設型給付費等負担金を算定していた年度があった。施設型給付費等負担金は、公定価格から所得に応じた利用者負担額(保育料)を控除したものが公費負担とされるが、当該利用者負担額には国の基準額が定められており、これを用いて算出する必要がある。このため、市町村独自に軽減した利用者負担額を用いて算定した場合には、国の基準額との差額分だけ施設型給付費等負担金が過大交付となる。

子ども子育て支援課によれば、平成 30 年度中に、国及び岩手県に対して実績報告額の訂正を行い、過大交付額の返還を求めるよう事務処理を進めるとのことである。なお、普代村の平成 29 年度及び九戸村の平成 28 年度及び平成 29 年度分においては、国の基準額を用いて算定されており、適切な額が算定されている。

表 12 普代村における施設型給付費等負担金の過大交付額

区分	国庫負担金の過大交付額	県費負担金の過大交付額
平成 27 年度分	193,400 円	96,700 円
平成 28 年度分	399,570 円	199,785 円
平成 29 年度分	—	—
合計	592,970 円	296,485 円

(出典：県提供データより監査人作成)

【平成 27 年度分の詳細】

(単位：円)

誤			正			差引 (C) = (A) - (B)	国庫 返還額 (C) × 1/2	県返還額 (C) × 1/4
支出額	利用者 負担額	基準額 (A)	支出額	利用者 負担額	基準額 (B)			
2,683,730	739,700	1,944,030	2,683,730	1,126,500	1,557,230	386,800	193,400	96,700

【平成28年度分の詳細】

(単位:円)

誤			正			差引 (C) = (A) - (B)	国庫 返還額 (C) × 1/2	県返還額 (C) × 1/4
支出額	利用者 負担額	基準額 (A)	支出額	利用者 負担額	基準額 (B)			
6,820,930	1,250,384	5,570,546	6,820,930	2,049,524	4,771,406	799,140	399,570	199,785

表 13 九戸村における施設型給付費等負担金の過大交付額

区分	国庫負担金の過大交付額	県費負担金の過大交付額
平成27年度分	904,750 円	452,375 円
平成28年度分	—	—
平成29年度分	—	—
合計	904,750 円	452,375 円

(出典: 県提供データより監査人作成)

【平成27年度分の詳細】

(単位:円)

誤			正			差引 (C) = (A) - (B)	国庫 返還額 (C) × 1/2	県返還 額 (C) × 1/4
支出額	利用者 負担額	基準額 (A)	支出額	利用者 負担額	基準額 (B)			
10,121,660	697,000	9,424,660	10,121,660	2,506,500	7,615,160	1,809,500	904,750	452,375

イ. 施設型給付費等補助金の過大交付

1号認定子どもについては、公定価格のうちの全国統一費用分を差し引いた部分は地方単独費用部分とされ、これが補助対象経費となる。地方単独費用部分は平成27年度～平成28年度は公定価格の275/1,000であったが、平成29年度～平成30年度においては266/1,000に変更されている。しかし二戸市においては、平成29年度の施設型給付費等補助金の交付申請等にあたり、平成28年度までの割合を用いていたため、相当額が過大交付となる。子ども子育て支援課によれば、平成30年度中に補助金額の再確定を行い、過大交付額の返還を求めるよう事務処理を進めるとのことである。

各広域振興局においては、毎年度、適用される割合を設定したシート(Excel)を各市町村に配布しており、各市町村は当該シートを用いて施設型給付費等補助金の申

請額等を算定することとしているが、二戸市では前年度に配布されたシートをそのまま用いたことにより算定を誤ったとのことである。

表 14 二戸市における施設型給付費等補助金の過大交付額(平成 29 年度分のみ)

誤		正		県返還額 (A) - (B)
補助対象経費 a	県補助額 (A) = a × 1/2	補助対象経費 b	県補助額 (B) = b × 1/2	
20,645,781 円	10,322,000 円	19,970,101 円	9,985,000 円	337,000 円

(出典：県提供データより監査人作成)

いずれも施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の過大交付であり、速やかな返還等の対応が必要である。それと同様に重要なのは、再発防止策の検討である。子ども子育て支援課によれば、今回の誤りについて関連市村に聴取したところ、人事異動等に伴うヒューマンエラーが主因とのことである。子ども・子育て支援新制度の施行から4年目を迎え、今後、各市町村担当者の異動が見込まれることや、平成31年度から開始される幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設の利用料が無償化対象となる等、より煩雑な事務の発生も見込まれる。このため、各市町村向けに、施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金にかかる「交付申請等手続きマニュアル」を作成し、交付申請等の適正な事務手続について、周知を図り、再発防止を図りたいとしている。

確かに、制度や申請手続の正確な理解は適切な事務処理の前提となるものであり、市町村に対して、その周知徹底を図ることは有用である。一方において、県は申請書類等を確認し児童福祉行政指導監査を実施する主体である。岩手県としても、以下に「意見」として記載する事項等を踏まえ、今後、事務処理の誤りの発生を効率的に抑制し得る体制を検討していくことが必要である。

【意見9】負担金及び補助金対象支出を証する添付書類の見直しについて

<要旨>

現状の各市町村からの提出書類では、その正確性を確認することができない。交付額の正確性を担保するために、歳入歳出決算書(もしくは予算書)抄本の内容に他の支出が含まれる場合には、内訳書の添付を求める等の対応を検討することが望ましい。

施設型給付費等負担金については、申請時において、負担金交付申請書とともに、歳入歳出予算(見込)書抄本を添付することとされており、実績報告時においては、負

担金事業実績報告書とともに、歳入歳出決算書抄本を添付することとされている。また、施設型給付費等補助金についても、補助金申請においては、補助金交付申請書とともに、歳入歳出予算書(又は見込書)抄本を添付することとされており、実績報告時においては、補助金事業実績報告書とともに、歳入歳出決算書抄本を添付することとされている。当該抄本は、交付申請書及び実績報告書に記載された施設型給付費等負担対象額や地方単独費用支出額等を証明するためのものであり、施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金交付額の正確性及び妥当性を担保するための書類である。

確かに、各地方公共団体からの申請書や実績報告書等には、歳入歳出予算書抄本や歳入歳出決算書抄本が添付されている。しかし、当該抄本に記載されている内容は、必ずしも施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の交付対象となる施設型給付費等負担対象額や地方単独費用支出額等を直接、明確に示すものとなっていない場合が多い。例えば、平成29年度における盛岡市の施設型給付費等補助金申請時において提出された抄本には、地方単独費用支出予定額206,084,682円に対して、民生費－児童福祉費－児童措置費－「負担金、補助及び交付金」－「子どものための教育・保育給付事業」に支出した額2,207,585千円が記載されている。実績報告時においても同様であり、岩手県としては、施設型給付費等補助金の補助対象となる地方単独費用支出予定額が、当該抄本に記載された歳出額の範囲内に収まっていることをもって確認できたものとしている。これは、施設型給付費等負担金においても同様の状況にある。

これは、歳入歳出決算書(もしくは予算書)抄本には、各市町村が用いる費目単位にて記載されているが、必ずしも施設型給付費等負担対象額や地方単独費用支出額等に限定されず、他の支出も含めたものとなっていることがあり得るためである。しかし、これでは、申請額や実績報告額が、各市町村の保育給付事業等に支出した額の範囲内に収まっていることが確認できるのみであり、その正確性を確認することはできない。今後、交付額の正確性を担保するためにも、歳入歳出決算書(もしくは予算書)抄本の内容に施設型給付費等負担対象額や地方単独費用支出額等以外の支出が含まれる場合には、抄本記載額の内訳書の添付を求める等の対応を検討することが望ましいものとする。

【意見10】子ども・子育て支援全国総合システムの活用について

<要旨>

現状、国が整備した子ども・子育て支援全国総合システムへの登録と、県における施設型給付費等負担金の申請事務とは切り離されている。当該システムを施設型給付費等負担金の申請事務に利用できるよう、国に要望することを期待する。

国の整備した「子ども・子育て支援全国総合システム」に、各市町村が施設型給付として交付した金額等を登録することとされているが、現状、施設型給付費等負担金の申請事務とは切り離されている。本来は、当該システムへの登録情報に基づき、施設型給付費等負担金の申請事務を行うことが、事務処理の正確性や効率性の観点から有用なものと言える。

当該システムについては会計検査院から、活用の状況が低調であるとして運用の改善を求める意見が平成29年10月24日付で提出されている。今後、県としても機会を捉えて、当該システムを施設型給付費等負担金の申請事務に利用できるよう、国に要望することを期待する。

【意見11】児童福祉行政指導監査における監査事項の明確化及び連携強化について

<要旨>

施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金交付額の正確性を検証する一手段として、市町村保育行政指導監査が機能するよう、実施手続を明確化することが望ましい。

現状、施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の申請及び実績報告時においては、歳入歳出決算書(もしくは予算書)が添付され、その前提となる各市町村における施設型給付費の支給に関する事務処理については、各広域振興局が実施する児童福祉行政指導監査により、その正確性等を確認しているとのことである。

確かに、児童福祉行政指導監査として実施されている市町村保育行政指導監査においては、「市町村保育行政指導監査資料」に、施設型給付費等(保育所運営費)の事務処理状況として、当該市町村における過去3ヶ年度にわたる「支弁総額」及び「国の徴収金基準額」等が記載されるとともに、「市町村保育行政指導監査調書」には、「支弁台帳の記載の状況」、「運営費の支弁の状況」及び「国庫(県)負担金の精算の状況」等について点検した結果が記載されている。また、国の児童福祉行政指導監査実施要綱には、2年に1回以上の実地監査を行うことが定められていることから、毎年、各広域振興局において、半数以上の市町村を対象とした実地監査が行われるとともに、実地監査を行わない市町村からも「市町村保育行政指導監査資料」の提出を受けている。

本来、市町村保育行政指導監査が適切に行われ、提出された「市町村保育行政指導監査資料」の記載内容と、過去の施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の交付内容との整合性が確認されていれば、全てではないにしても、「【指摘1】

施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の算定誤りについて」に記載したような誤りを防ぐことは可能であったものと考え。誤った要因としては、前年度以前における施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金交付額の正確性について、市町村保育行政指導監査において点検することが、明確に意識されていなかったことによるものと考えられる。また、「市町村保育行政指導監査調書」には、「支弁台帳の記載の状況」、「運営費の支弁の状況」及び「国庫(県)負担金の精算の状況」等が点検事項として記載されているものの、調書上は、その「適否」を記載するのみであり、具体的にどういった監査手続を実施するのか明確にされていない。この場合、監査担当職員の知識や経験により監査の水準が左右されることが懸念される。

いずれにしても、施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金交付額の正確性を検証する一手段として、市町村保育行政指導監査の機能の一つであることを、監査担当職員に周知するとともに、当該監査において、過去の施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の実績報告等との整合性を確認する等、実施手続を明確化することが望ましいものとする。

3. 地域子ども・子育て支援交付金

(1) 地域子ども・子育て支援交付金の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(2) 子育て相談や情報提供の充実 子育て相談の充実を図ります
	2(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供 子ども・子育て支援新制度による市町村の保育サービスの充実を促進します
	2(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供 多様な保育サービスを促進します
アクションプランにおける指標	活動内容指標：－
	成果指標：－
実施根拠	子ども・子育て支援法
事業開始時期	平成 27 年度

ア. 事業内容

子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て

支援事業(13 事業)に要する経費に充当するため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とした交付金である。

対象事業及び交付金算定の基礎となる基準額等については、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に定められている。

	事業名	概要
1	利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもを、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育の設置又は運営を促進するための事業 岩手県では、健康面や発達面で特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助するもの
5	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用した放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
7	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員等の専門性強化、地域ネットワーク構成員の連携強化、地域ネットワ

	事業名	概要
		一クと訪問事業の連携を図り、児童虐待の発生予防等を目的とする事業
8	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
9	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時預かり等、必要な保護を行う事業
10	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
11	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
13	養護支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(出典：県提供データより監査人作成)

当該事業自体は、市町村もしくはその委託を受けた団体等が実施しており、その実施にかかる経費については、子ども・子育て支援法第67条第2項及び同法施行令第25条第1項に基づき、岩手県は市町村に対して交付金を交付している。具体的には、所定の事業費に対して、国、都道府県及び市町村が、各々1/3ずつ負担するものとされている。

<p>子ども・子育て支援法 (市町村の支弁) 第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。 三 地域子ども・子育て支援事業に要する費用 (都道府県の負担等) 第67条</p>
--

2 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第65条の規定により市町村が支弁する同条第3号に掲げる費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

子ども・子育て支援法施行令

(地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県及び国の交付金)

第25条 都道府県は、法第67条第2項の規定により、毎年度、市町村に対して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額（その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあつては、当該費用の額）につき、内閣総理大臣が定める基準によって算定した額を交付することができる。

イ. 事業実施の枠組み等

地域子ども・子育て支援交付金については、法定受託事務として、国の会計事務を県が行っている。このため、申請書等の書類は分かれているものの、事務処理は一体として行っている。また、市町村からの交付申請等の受領及び提出書類の審査等は各広域振興局保健福祉環境部福祉課が担い、本庁の保健福祉部子ども子育て支援課が取りまとめ等を行っている。

ウ. 事業実績

平成27年度の制度創設後における岩手県内の対象事業の実績は表15のとおりである。一部の事業において減少も見られるが、多くの事業においては増加傾向にある。

表15 岩手県内における補助対象事業の実績の推移

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者支援事業	5市町(6箇所)	7市町(8箇所)	11市町(13箇所)
延長保育事業	24市町村(206箇所)	24市町村(248箇所)	24市町村(265箇所)
実費徴収に係る補足給付を行う事業	3市(延べ3,839人)	3市(延べ3,161人)	3市(延べ4,297人)
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1箇所	3箇所	3箇所
放課後児童健全育成事業	329箇所 (登録児童数:12,707人)	345箇所 (登録児童数:13,338人)	368箇所 (登録児童数:14,130人)
子育て短期支援事業	ショートステイ:185日 トワイライトステイ:65日	ショートステイ:257日 トワイライトステイ:76日	ショートステイ:249日 トワイライトステイ:171日

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	3 市町	3 市町	4 市町
地域子育て支援拠点事業	30 市町村(86 箇所)	30 市町村(86 箇所)	30 市町村(85 箇所)
一時預かり事業	26 市町村(195 箇所)	25 市町村(218 箇所)	26 市町村(244 箇所)
病児保育事業	20 市町村(54 箇所)	20 市町村(55 箇所)	21 市町村(61 箇所)
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	10 市町村 (会員数 6,818 人)	11 市町村 (会員数 7,076 人)	12 市町村 (会員数 7,137 人)
乳児家庭全戸訪問事業	28 市町村	27 市町村	28 市町村
養護支援訪問事業	19 市町村	19 市町村	17 市町村

(出典：県提供データより監査人作成)

エ. 他県での取組状況

国の地域子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく事業であり、全国一律の制度として運用されており、各都道府県において、岩手県と同様の施策が実施されていると考えられるが、具体的な実施状況等については把握されていない。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	1,132,790	1,220,083	1,380,057
決算額	1,020,893	1,103,885	1,296,309

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,296,309	地域子ども・子育て支援交付金
合計	1,296,309	

(2) 監査の結果

【意見 12】他都道府県の実績及び先進事例等の積極的な情報収集等について

<要旨>

地域子ども・子育て支援交付金を構成する事業について、岩手県で将来的にどの水準に、どう進めていくのかを検討する材料として、継続的に他都道府県の実績及び先進事例等を情報収集し、分析することが望まれる。

現状、他の都道府県において、地域子ども・子育て支援交付金に基づく事業が、どの程度の水準で実施されているか把握されていない。また、先進事例等についても、県内市町村からの要望があれば対応するものとしている。しかし、地域子ども・子育て支援交付金のように、国の定めた共通事業メニューに沿って、各市町村が事業実施主体となる事業においては、県は広域自治体として、市町村への先進事例等の情報提供等による支援を行うことが求められる。当該支援が効果的なものとなるためには、全国もしくは東北地域における岩手県の事業実施の水準を把握し、どの分野に注力すべきかを県全体の視点で判断するとともに、各市町村の強みや弱みに応じて、どういった支援を行うかを継続的に検討していくことが必要であろう。そのためには、他都道府県の実績を継続的に把握するとともに、事業実績の水準が高い都道府県において、参考となる取組事例等がないかどうか継続的に調査することが望ましい。また、他都道府県における実績や先進事例等の情報収集は本庁の子ども子育て支援課が主体となる一方、各市町村の強みや弱みを把握し、どういった支援を行うかを検討するのは、各広域振興局が担うことが想定される。

いずれにしても、地域子ども・子育て支援交付金の申請事務にとどまらず、当該交付金を構成する事業について、岩手県内で将来的にどの水準に、どう進めていくのかを検討する材料として、継続的に、他都道府県の実績及び先進事例等を情報収集し、分析することが望まれる。

【意見 13】提出書類の検証作業の効率性向上策について

<要旨>

担当者間において一定以上の業務の質を確保する枠組みを構築するとともに、事務処理の効率性を向上させる方策を検討することが望まれる。

地域子ども・子育て支援交付金については、実績報告書とともに、各補助対象事業の実態及び補助対象経費の支出実績を示す証拠書類が大量に提出されている。しかし、市町村や事業によっては、補助対象経費の実支出額が明確に把握できない場合

や、提出される資料の様式が市町村毎に異なっていること等から、各広域振興局における確認作業は煩雑なものとなっている。一方で、地域子ども・子育て支援交付金の申請事務のうち、実績報告書の正確性の確認作業については、事務マニュアル等は存在せず、担当職員の知識や経験によって、その質や確認作業に要する時間は多分に異なるものとならざるを得ない。

地域子ども・子育て支援交付金は岩手県全域で共通に交付されているものであり、例えば、各市町村から提出される資料について、対象経費の実支出額について、当該交付金にかかるもののみを示すものとすることや、県から指定できる資料については指定する等、全県共通の目安に沿ったものとするとともに、交付金額の正確性についても、どこまで確認作業を行うのかを示すチェックリストを作成する等し、担当者間において一定以上の業務の質を確保する枠組みを構築するとともに、事務処理の効率性を向上させる方策を検討することが望まれる。

【意見 14】子ども・子育て支援全国総合システムの活用について

<要旨>

現状、国が整備した子ども・子育て支援全国総合システムへの登録と、県における地域子ども・子育て支援交付金の申請事務とは切り離されている。当該システムを地域子ども・子育て支援交付金の申請事務に利用できるよう、国に要望することを期待する。

施設型給付費等負担金と同様に、地域子ども・子育て支援交付金についても、国の「子ども・子育て支援全国総合システム」の対象となっているが、現状、当該交付金の申請事務とは切り離されている。本来、当該システムへの登録情報に基づき、地域子ども・子育て支援交付金の申請事務を行うことが、事務処理の正確性や効率性の観点から有用なものと言える。

今後、機会を捉えて、当該システムを地域子ども・子育て支援交付金の申請事務に利用できるよう、国に要望することを期待する。

Ⅲ 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画関連の事務事業

Ⅲ-1 平成29年度の主な取組内容

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画に係る平成29年度の主な取組内容は、以下のとおりである。

1. 相談機能の充実

「ひとり親家庭等のための支援策ガイドブック」を対象者等へ配布し、必要な情報提供に努めたほか、広域振興局に配置している母子・父子自立支援員が市町村に出向いて相談対応する「ひとり親家庭出張個別相談会」を継続実施するなどして、相談機会の充実を図った。

ひとり親家庭出張個別相談会を開催した市町村数は、平成28年度の27市町村に対して、平成29年度は29市町村であり、2市町村増加した。

2. 就業支援対策の充実

「岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」に就業相談員を1名配置し、就業に係る情報提供や相談対応を行ったほか、就業支援講習会を実施した。また、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利となる技能や資格取得の支援を行った。

就学支援講習会の参加者数は、平成28年度の延べ270人に対し、平成29年度は延べ322人であり、52人増加した。また、高等職業訓練促進給付金の支給実績は、平成28年度の4件に対し、平成29年度は5件であり、1件増加した。

3. 子育て支援・生活環境の整備

岩手県総合福祉センターや保健所等において、子どもの養育相談や母子保健、健康相談等に対応したほか、一時的な生活援助や子育て支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、子育てと生活のサポートを行った。

ひとり親家庭等日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣回数は、平成28年度の18回に対し、平成29年度は8回であり、10回減少した。

4. 養育費確保の促進

「岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」に養育費相談員を1名配置し、養育費に係る情報提供や相談対応を行ったほか、弁護士による無料法律相談を県内各地で開催し、専門的な相談支援を行った。

弁護士無料法律相談の開催回数及び延べ相談件数は、平成28年度の48回、73件に対し、平成29年度は53回、63件であり、開催回数は5回増加したが、延べ相談

件数は10件減少した。

5. 経済的支援の充実

児童扶養手当の適切な支給を行ったほか、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金を効果的に活用できるよう、各資金の周知や情報提供を行うとともに、適切な貸付け、支給を実施し、経済的な支援の充実に努めた。

児童扶養手当受給者は、平成28年度の11,196人に対し、平成29年度は10,951人であり、245人減少した。

6. 被災遺児の家庭の支援の充実

「いわての学び希望基金給付金・奨学金」等に係る情報提供と適切な支援を行ったほか、沿岸広域振興局に遺児家庭支援専門員を配置して、被災遺児家庭の生活相談や子どもの養育相談に対応し、被災遺児家庭の生活の安定に向けた支援に努めた。

いわての学び希望基金給付金の支給対象児童数は、平成28年度の19人に対し、平成29年度は5人であり、14人減少した。また、被災遺児家庭交流会の開催回数は、平成28年度の20回に対し、平成29年度も20回であった。

Ⅲ-2 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の個別の監査の結果

1. ひとり親家庭等セルフサポート事業費

(1) ひとり親家庭等セルフサポート事業の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(7) ひとり親家庭等への支援の充実 経済的支援の充実に努めます
アクションプランにおける指標	活動内容指標： ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの就業相談の実施 自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金支給人数
	成果指標： センターの利用による就職者数 資格取得後の就職件数
実施根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法
事業開始時期	実施内容により異なる

ひとり親家庭等セルフサポート事業は、母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父を対象に、就業相談、就業支援や自立生活支援などを実施し、ひとり親家庭の親等の就業機会の増大など、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として実施する事業である。

以下の6つの事業から構成されている。

- ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業
- イ 岩手県ひとり親家庭支援者等養成研修
- ウ 自立支援教育訓練給付金事業
- エ 高等職業訓練促進給付金等事業
- オ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- カ 高等職業訓練促進資金貸付

ア. ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦を対象に、個々の家庭の状況や職業適性などに配慮しながら、専門の相談員による就業支援を行うほか、セミナー、研修会などを開催し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る事業である。平成15年度に開始し、一般社団法人岩手県母子寡婦福祉連合会に委託している。

就業相談では、就業相談員1名を配置し、就労・生活の騒動的なアドバイスや、就業促進活動として、民間事業所等での求人開拓を実施するなど、ハローワークや母子・父子自立支援員等と連携した就業・生活の総合的なアドバイス、地域の職場開拓などを行っている。

養育費相談事業では、養育費相談員1名を配置し、特別相談事業と連動して養育費の確保に関する相談を行っている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就業相談件数	981件	762件	769件
就職人数	40人	41人	39人
養育費相談件数	111件	135件	128件

イ. 岩手県ひとり親家庭支援者等養成研修

ひとり親家庭の相談支援を担う母子・父子自立支援員や市町村等の相談関係職員及び県内で子どもの支援に取り組んでいる団体の職員の資質向上を図り、ひとり親家庭の相談支援体制を充実強化することを目的とする事業である。平成29年度に開始し、特定非営利法人インクルいわてに委託している。

研修は、ひとり親家庭をめぐる社会的諸問題やひとり親家族を支える法制度・手続、

地域におけるひとり親支援についての内容であり、ひとり親支援に関わる行政、団体の職員のほか、ひとり親支援に関心のある者を参加対象に行われた。開催場所は、久慈市、奥州市、釜石市、盛岡市であり、県内4か所で行われた。

ウ. 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭等」という。)の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭等の自立の促進を図ることを目的とし、母子家庭等が、教育訓練給付の指定講座を受講する場合、その受講料の一部を支給する事業である。広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境センターが申請窓口となっている。

対象者、対象講座、支給額及び支給実績は以下のとおりである。

対象者	母子家庭等であって、次の要件の全てを満たす者 (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同等の所得水準にあること。 (2) 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。 (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
対象講座	(1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 (2) 国が別に定める就業に結びつく可能性の高い講座 (3) その他前各号に準じ知事が定めるもの
支給額	対象講座の受講のために対象者本人が支払った費用の60%に相当する額。 ただし、その60%に相当する額が20万円を超える場合は20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給しない。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付実績	1件	0件	1件

エ. 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭等の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち一定の期間(上限3年)について、高等職業訓練促進給付金等(高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金)を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする事業である。広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境センターが申請窓口となっている。

対象者、対象資格、支給額及び支給実績は以下のとおりである。

対象者	次の要件を全て満たす母子家庭等 (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同等の所得水準にあること。 (2) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。 (4) 原則として過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない者。
対象資格	(1) 看護師 (2) 准看護師 (3) 保育士 (4) 理学療法士 (5) 作業療法士 (6) 介護福祉士 (7) 歯科衛生士 (8) 美容師 (9) 社会福祉士 (10) 製菓衛生師 (11) 調理師 (12) その他知事が必要と認めるもの
支給額	訓練促進給付金 支給額 非課税世帯 月額 100,000 円 課税世帯 月額 70,500 円 修了支援給付金 支給額 非課税世帯 50,000 円 課税世帯 25,000 円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給付実績	2 件	4 件	5 件

オ. 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び児童の中には、高等学校を卒業していないため希望する就業ができない等の支障が生じている者がいることから、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対象講座を受講する場合に、受講費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることにより、ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図ることを目的とする事業である。平成 28 年度に開始した事業であり、広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環

境センターが申請窓口となっている。

対象者、対象講座、支給額及び支給実績は以下のとおりである。

対象者	次の要件を全て満たすひとり親家庭の親及び児童 (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けていること又はこれと同等の所得水準にあること。 (2) 交付を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるものであること。 (3) 県内町村に住所を有すること。
対象講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)とし、広域振興局長が適当と認めたもの。
支給額	受講修了時給付金 対象講座の受講のために対象者本人が支払った費用の20%に相当する額。 ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給しない。 合格時給付金 対象講座の受講のために対象者本人が支払った費用の40%に相当する額。 ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講修了時給付金と合格時給付金の支給合計額は15万円とする。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給付実績		0 件	0 件

カ. 高等職業訓練促進資金貸付

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して高等職業訓練促進資金(入学準備金及び就職準備金)を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする事業である。なお、養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、貸付金の返還が免除される。平成28年度に開始した事業であり、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が事業主体となっている。

対象者、貸付額は以下のとおりである。

対象者	岩手県内に住所登録をしており、高等職業訓練促進給付金を受給している者 入学準備金 養成機関に入学した者
-----	--

	就職準備金 養成機関の課程を修了し、資格取得した者
貸付額	入学準備金 50万円以内 就職準備金 20万円以内

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	7,267	53,764	9,711
決算額	5,764	52,099	8,193

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
旅費	44	母子・父子自立支援員兼子育て支援員研修参加旅費
委託料	4,317	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 3,081 ひとり親家庭支援者等養成研修 1,235
負担金、補助及び交付金	423	自立支援教育訓練給付金 58 ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付 365
扶助費	3,409	高等職業訓練促進給付金事業
合計	8,193	

(2) 監査の結果

【指摘2】高等職業訓練促進給付金等支給台帳の作成について

<要旨>

支給台帳が作成されていなかったものがあった。「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」の規定に従い、支給台帳を作成する必要がある。

平成29年度に支給実績のあった高等職業訓練促進給付金等5件について、関連書類を閲覧したところ、高等職業訓練促進給付金等支給台帳(以下「支給台帳」という。)が作成されていなかったものが1件あった。

「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」第9(1)の規定に従い、支給台帳を作成する必要がある。

高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

第9 支給の決定

(1) 広域振興局長は、支給申請があった場合は、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、支給することを決定した場合は、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

また、広域振興局長は、支給することを決定した場合は、高等職業訓練促進給付金等支給台帳(様式第3号)に記載するとともに、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(様式第4号)により保健福祉部長に報告するものとする。

【指摘3】修業期間中の在籍状況の確認の徹底について

<要旨>

高等職業訓練促進給付金に関し、修業期間中の在籍状況の確認が徹底されていないものがあった。受給者に対し、在学証明書及び修得単位証明書の提出を求める必要がある。

平成29年度に支給実績のあった高等職業訓練促進給付金等5件について、関連書類を閲覧したところ、修業期間中の在籍状況の確認が徹底されていないものが2件あった。

「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」第11(1)の規定にあるとおり、おおむね四半期ごとに在学証明書の提出を求めるほか、毎年度に修得単位証明書の提出を求めなければならない。しかし、1件については、平成28年4月～30年3月の2年間で、在学証明書を2回(平成29年度1回、平成28年度1回)しか徴しておらず、修得単位証明書においては、1回も徴していなかった。もう1件についても、平成27年4月から30年3月までの3年間で、在学証明書を7回(平成29年度2回、平成28年度1回、平成27年度4回)しか徴しておらず、修得単位証明書においては、平成27年度に1回徴したのみであった。

在学証明書は、受給者が養成機関に在籍していることを確認する趣旨で徴するものであるし、修得単位証明書は、受給者が資格取得に向けて順調に修業していること

を確認する趣旨で徴するものである。つまり、在学証明書及び修得単位証明書は、母子家庭等の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するという本事業の目的の達成状況を判断するための重要な書類である。

したがって、「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」第11(1)の規定に従い、受給者に対し、在学証明書及び修得単位証明書の提出を求める必要がある。

高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

第11 修業期間中の受給者の状況の確認等

(1) 修業期間中の在籍状況の確認

ア 広域振興局長は、訓練促進給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に対し、おおむね四半期ごとに在学証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況を確認するほか、毎年度に修得単位証明書の提出を求めるものとする。

イ 広域振興局長は、受給者に対し、アの他、訓練促進給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

【指摘4】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について

<要旨>

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱」の規定に従い、平成28年度分及び平成29年度分の仕入控除税額報告書を早急に提出させるとともに、返還額の有無を確認する必要がある。

高等職業訓練促進資金貸付は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が事業主体となっている(① 事業の概要 参照)。県社協は、国及び県の補助金を原資として、当該事業を実施している。

県は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱」(以下、この項において「交付要綱」という。)を定め、県社協に対して、岩手県補助金交付規則及び交付要綱により、予算の範囲内で補助金を交付している。

しかし、交付要綱第4(4)に規定する、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)の提出がなされていなかった。

当該報告書により報告される仕入控除税額は、補助金により賄われており、県社協は負担していないことから、原則として、県に返還する必要がある。したがって、仕入控除税額が確定した場合には、その有無にかかわらず、当該報告書を提出させる必要がある。平成28年度分及び平成29年度分の当該報告書を早急に提出させるとともに、返還額の有無を確認する必要がある。

交付要綱

(交付の条件)

第4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(4) 補助完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

【意見15】事業計画書の承認について

<要旨>

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金に関して、事業計画書の内容について承認がなされていない。県は、国の通知に従い、事業計画書の内容について、その妥当性を検討したうえで承認する必要がある。

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱」(以下、この項において「交付要綱」という。)第5(3)の規定に基づき、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金事業計画書(以下「事業計画書」という。)が提出されているが、当該事業計画書の内容について承認がなされていない。

交付要綱

(申請手続)

第5 規則第4条に規定する補助金の交付の申請は、以下の書類を添え、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金事業計画書(様式第3号)

事業計画書には、貸付見込み人数、貸付見込み額、返還見込額が記載されるが、県は、これら記載された内容が妥当か否か、その適切性等につき検討したうえで、承認を行うべきであると考え。

なお、国の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び国の通知(「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営について」(平成28年3月7日厚生労働省雇児発0307号第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))においても、当該事業の実施主体である県社協に対し、必要な助言・指導を行う必要がある旨が示されており、貸付計画書の内容について承認することが求められている。

したがって、県は、県社協の事業計画書の内容について、その妥当性を検討したうえで、承認する必要がある。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

第2 貸付事業の実施主体

高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)の貸付けは、次の(1)又は(2)のいずれかが行うものとする。

(2) 都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人(都道府県知事又は指定都市市長が訓練促進資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。以下「都道府県等が適当と認める団体」という。)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営について

1 貸付事業の実施主体について

(2) 都道府県の役割

要綱第2の(2)に規定する「都道府県知事等が訓練促進資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行う場合」とは、次の①から④までに掲げる内容をいうものであること。

① 貸付事業の実施に当たって、都道府県等が適当と認める団体に対して、貸付計画書(少なくとも貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等を盛り込むものとする。)を策定させ、当該計画書(当該計画書の内容を変更する場合を含む。)の内容について承認すること。

【意見 16】利用実績の向上について

<要旨>

平成29年度までの貸付対象者数実績は、平成28年度における見込み人数に対して著しく低い。補助金の効果的な用途となるよう、当該貸付制度について周知方法を工夫するなどして、利用実績の向上を図る必要がある。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、平成28年度から平成30年度までの3年間実施される予定の事業であり、県社協は、国及び県の補助金を原資として、事業を実施している。なお、補助金のうち国費分は、3年間分をまとめて交付を受けている。

表16は、県が行った平成28年7月1日付国庫補助金交付申請(母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業分))に

おける見込み額である。下記のとおり、3年間で入学準備金 60 人、就職準備金 75 人を見込んでいる。

表 16 国庫補助金交付申請における見込み額

(単位:人、円)

見込み額	
入学準備金	500,000 円×60 人=30,000,000 円
就職準備金	200,000 円×75 人=15,000,000 円
事務費	6,500,000 円
合計	51,500,000 円
→ 申請額	51,500,000 円×9/10=46,350,000 円

(出典:国庫補助金交付申請書類より監査人作成)

また、県社協が県に対して行った平成 29 年 2 月 27 日付変更交付申請における事業計画書(以下「平成 28 年度事業計画書」という。)の内容は表 17 のとおりである。各年度 20 人、3年間で 60 人を見込んでいる。この点、県が行った国庫補助金交付申請の入学準備金の見込み人数と整合している。

表 17 平成 28 年度事業計画書の内容

(単位:人、円)

事業名	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸付見込み 人数	貸付見込み額	貸付見込み 人数	貸付見込み額
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業	20	14,000,000	20	14,000,000
事務費		2,022,000		2,022,000
計	20	16,022,000	20	16,022,000
事業名	平成 30 年度		事業実施期間計	
	貸付見込み 人数	貸付見込み額	貸付見込み 人数	貸付見込み額
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業	20	12,283,000	60	40,283,000
事務費		2,023,000		6,067,000
計	20	14,306,000	60	46,350,000

(出典:事業計画書より監査人作成)

一方、県社協が県に対して行った平成30年3月28日付交付申請における事業計画書(以下「平成29年度事業計画書」という。)の内容は表18のとおりである。平成28年度の貸付人数3人、平成29年度の貸付人数4人となっている。

なお、当該事業計画書は年度末近くに提出されているため、見込み人数ではなく、実績人数ということとなる。平成30年3月31日付平成29年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金精算書において、当該事業計画書と同額で実績報告書が提出されていることから、実績人数であると言える。

表18 平成29年度事業計画書の内容

(単位:人、円)

事業名	平成28年度		平成29年度	
	貸付人数	貸付額	貸付人数	貸付額
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業	3	1,200,000	4	1,400,000
事務費		626,920		418,070
計	3	1,826,920	4	1,818,070
事業名	平成30年度		事業実施期間計	
	貸付人数	貸付額	貸付人数	貸付額
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付事業			7	2,600,000
事務費				1,044,990
計	0	0	7	3,644,990

(出典:事業計画書より監査人作成)

ここで、平成28年度事業計画書における貸付見込み人数及び貸付見込み額と平成29年度事業計画書における貸付人数及び貸付額を比較すると、表19のとおり、大きな差異がある。

具体的には、平成28年度実績は見込みより17件、12,800,000円少なく、平成29年度実績は見込みより16件、12,600,000円少ない結果となった。つまり、平成28年度事業計画書における各年度の見込みに対して、実績が著しく低いと言える。

表 19 事業計画書の比較(事務費を除く)

(単位：人、円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸付人数	貸付額	貸付人数	貸付額
平成 28 年度事業計画書	20	14,000,000	20	14,000,000
平成 29 年度事業計画書	3	1,200,000	4	1,400,000
差異	17	12,800,000	16	12,600,000

(出典：事業計画書より監査人作成)

したがって、当該貸付制度について、周知方法を工夫するなどして、利用実績の向上を図る必要がある。

2. 児童扶養手当支給事業費

(1) 児童扶養手当支給事業の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(7) ひとり親家庭等への支援の充実 経済的支援の充実に努めます
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	児童扶養手当法
事業開始時期	昭和 36 年度

児童扶養手当とは、児童扶養手当法に基づく制度であり、ひとり親家庭の児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とするものである。

以下に掲げる支給要件に該当する児童を監護(養育)する父、母、養育者に支給される。

- ・父母が婚姻を解消した児童(離婚)
- ・父又は母が死亡した児童(死亡)
- ・父又は母が重度の障害をもつ児童(障害)
- ・父又は母の生死が明らかでない児童(生死不明)
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童(遺棄)
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童(DV)

- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童(拘禁)
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童(未婚の母)

児童扶養手当の額は表19のとおりであり、毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までの分を支給する。

表20 児童扶養手当の額(平成30年4月分～)

(単位：－)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	月額42,500円	月額10,030円～42,400円
2人目	月額10,040円を加算	
3人目以降	一人増えるごとに月額6,020円を加算	

(出典：県提供データより監査人作成)

なお、児童手当の受給者は、手当の全部または一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは14日以内に児童扶養手当支給停止関係届を、また支給要件に該当しなくなったときは速やかに児童扶養手当資格喪失届を提出しなければならない。しかし、故意または過失によりこれらの届出を提出しなかった場合には、資格喪失等の事由が発生した日から当該届出の提出までの間に支給された手当について、返還する義務が生じる。この返還すべき手当を、児童扶養手当返還金という。

児童扶養手当返還金は、非強制徴収公債権(不当利得の場合には強制徴収公債権)であり、時効期間は5年である。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	934,438	943,947	909,925
決算額	928,618	930,616	901,762

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
旅費	3	児童扶養手当支給事務活動旅費
需用費	268	消耗品費等事務費
役務費	150	郵便料金等通信運搬費
委託料	1,919	児童扶養システム保守管理費業務委託費 マイナンバー制度導入に係るシステム改修
扶助費	899,422	児童扶養手当支給
合計	901,762	

(2) 監査の結果

【指摘5】不納欠損処理の適時実施について

<要旨>

児童扶養手当返還金について不納欠損処理の遅延がみられた。過年度に時効の完成した債権の有無について今一度再調査するとともに、今後は、時効により消滅した債権については、当該時効が完成した年度をもって速やかに不納欠損処理を行う必要がある。

児童扶養手当返還金の平成 29 年度不納欠損処理状況は、表 21 のとおり、対象者 2 名、合計で 142 件、1,105,550 円となっている。

表 21 不納欠損処理状況(平成 29 年度)

(単位:件、円)

対象者	件数	金額	時効完成年月日別	金額内訳
A 氏	81	405,000	平成 23 年 12 月 28 日分	130,000
			平成 24 年 8 月 19 日分	40,000
			平成 25 年 3 月 19 日分	25,000
			平成 29 年 7 月 5 日分	210,000
B 氏	61	700,550	平成 23 年 7 月 5 日分	538,960
			平成 24 年 2 月 16 日分	40,000
			平成 24 年 8 月 19 日分	30,000

対象者	件数	金額	時効完成年月日別	金額内訳
			平成 25 年 3 月 2 日分	30,000
			平成 29 年 7 月 5 日分	61,590
合計	142	1,105,550	—	1,105,550

(出典：県提供データより監査人作成)

時効完成年月日別にみると、過年度(平成 28 年度以前)に時効が完成している債権が含まれている。具体的には、A 氏分が 195,000 円(=130,000+40,000+25,000)、B 氏分が 638,960 円(=538,960+40,000+30,000+30,000)、合計 883,960 円が過年度に時効が完成している債権である。

時効が完成した債権については、速やかに不納欠損処理を行わなければならない。しかし、県では、上表のとおり、対象者の全債権の時効の完成を待って、まとめて不納欠損処理を行っている。

不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱い(昭和 27 年 6 月 12 日行政実例)であるから、時効により消滅した債権については、当該時効が完成した年度内に行うべきである。

県が策定している「不納欠損処理等の基準及び手続に関するガイドライン」においても、消滅時効が完成したときに不納欠損処理を行うものとしてされている。また、「岩手県児童扶養手当返還金債権管理事務取扱要領」においても、消滅時効の完成その他不納欠損の整理を必要とする事由に該当したときは、速やかに不納欠損の手続をとるものとしてされている。

不納欠損処理等の基準及び手続に関するガイドライン

(不納欠損の処理を行う場合)

第 2 当該債権が、次の各号のいずれかに該当する場合は、不納欠損の処理を行うものとする。

(2) 当該債権について消滅時効が完成したとき。

岩手県児童扶養手当返還金債権管理事務取扱要領

(不納欠損)

第 8 広域振興局長等は、債権の保全に関し必要な措置をとったにもかかわらず、当該債権が地方自治法第 236 条に定める消滅時効の完成その他不納欠損の整理を必要とする事由に該当したときは、速やかに不納欠損の手続きをとるものとする。

なお、平成 21 年度包括外部監査においても、不納欠損処理を適時に実施すべき旨の意見がなされているが、平成 30 年 10 月 17 日時点で、措置が講じられていない。

①不納欠損処理の実施時期について(意見)

児童扶養手当返還金は、公法上の債権であり時効期間は5年である。当該債権については時効の援用なくして時効が完成する。監査にあたり、平成19年度の不納欠損事例を確認したところ、平成17年に時効が完成していたものが含まれており、不納欠損の処理がその発生年度内に実施されていなかったことが判明した。

消滅した債権について調定することは県の財政を歪めることになるため、時効が完成した場合には適時に不納欠損処理をする必要がある。

したがって、過年度に時効の完成した債権の有無について、今一度再調査するとともに、今後は、時効により消滅した債権については、当該時効が完成した年度内に不納欠損処理を行う必要がある。

【指摘6】電話、訪問等による納入指導の徹底について

＜要旨＞

児童扶養手当返還金について、文書の送付のみではなく、本人と接触するべく、電話、訪問等による納入指導を徹底する必要がある。

平成29年度に不納欠損処理を行ったA氏、B氏に対する交渉記録を閲覧したところ、催告状を送付する程度であり、電話、訪問等による納入指導がほとんどなされていなかった。

A氏については、平成25年3月6日に自宅訪問により本人と接触でき、当日及び翌月の一部納入につながっていたものの、平成25年度以降は催告状を年2回送付するのみであり、本人と接触していない。なお、平成18年12月27日も自宅訪問により本人と接触でき、翌日の一部納入につながっていた。

B氏については、平成16年2月5日の一部納入を最後に納入の実績がない。平成19年2月15日と平成20年3月18日に自宅訪問を行っているものの、それ以外は、催告状を送付するのみであり、平成19年2月15日以降は、本人と接触していない。

A氏の事例のように、本人と接触することで一部納入につながったことを考慮すると、本人と接触して納入指導することが債権回収に効果的であると言える。「岩手県児童扶養手当返還金債権管理事務取扱要領」において、債務者の呼び出し、訪問、電話による督促を行うこととされているのも、この趣旨によるものと考えられる。

また、同取扱要領において、債務の履行が延滞したときは、時効中断事由となる措置をとるものとするが、債務者本人との接触なしには、債務承認書の提出

や再度の履行延期申請書の提出といった時効中断事由となる措置をとることもできない。

したがって、今後は、文書の送付のみではなく、本人と接触するべく、電話、訪問等による納入指導を徹底する必要がある。

岩手県児童扶養手当返還金債権管理事務取扱要領

(債務の履行が延滞した場合)

第4 広域振興局長等は、その管理する債務者の債務の履行が延滞したときは、債権の保全及び債務の履行確保のため、債務者に係る調査、時効中断事由となる措置及びその他必要な措置をとるものとする。

2 納期限後未納となっている債権の取扱いは次のとおりとする。

(2) 納入指導

広域振興局長等は、督促状を交付又は履行延期申請に基づく分割納付手続を行ったにもかかわらず納入されない債権については、債務者の呼び出し、訪問による督促を行うこととし、特別な理由により直接面談できなかった債務者に対しては電話で督促等を行うものとする。

【指摘7】保証人に対する納付交渉の積極的実施について

<要旨>

児童扶養手当返還金について、保証人に対しても、定期的な通知に加え、電話、訪問等による納付交渉を積極的に実施する必要がある。

平成29年度に不納欠損処理を行ったA氏、B氏に対する交渉記録を閲覧したところ、保証人に対する納付交渉は、平成25年2月26日に通知を發したのみであり、それ以外はなされていなかった。

保証人は連帯保証人であり、履行期限延期承認通知書においても、承諾の条件として、「連帯保証人は、債務者と連帯して債務履行の責めを負うものとする」とされている。また、地方自治法施行令第171条の2第1項においても、債権について督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証人に対して履行を請求することとされている。

したがって、保証人に対しても、定期的な通知に加え、電話、訪問等による納付交渉を積極的に実施する必要がある。

地方自治法施行令

(強制執行等)

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

【意見17】随意契約理由と再委託承認理由との齟齬について(その1)

<要旨>

児童扶養手当及び特別児童扶養手当システム運用支援等業務委託が随意契約で実施され、再委託が行われているが、随意契約とする理由と再委託承認理由との間で齟齬がないよう、正確を期す必要がある。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当システム運用支援等業務委託は、株式会社アイシーエスとの随意契約によっている。委託事業契約伺いによると、随意契約理由を以下のとおりとしている。

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- ① 当該システムは(株)アイシーエスが導入したシステムであり、システムの修正および保守管理は開発業者でなくてはできないこと。
- ② 児童扶養手当及び特別児童扶養手当業務が、母子家庭、父子家庭、障がい児等のプライバシーに関わるデータを扱うことから、秘密保持においては厳重に注意する必要があるため、行政機関との過去の業務委託の実績において十分に信頼のおける業者を選定する必要があること。

当該委託業務は、システムパッケージ保守、システム運用保守、特定個人情報セキュリティ対応からなっており、このうちシステムパッケージ保守を富士通エフ・アイ・ピー株式会社に再委託している。再委託承認伺いによると、再委託先選定理由を以下のとおりとしている。

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー(株)が開発したシステムを、(株)アイシーエスを通じて購入したもの。実際にシステム設計・改修を行うのは富士通エフ・アイ・ピー(株)であり、(株)アイシーエスは運用支援業務を行うことから、再委託の協議が必要であるもの。

このとおり、当該委託業務は開発業者でなくてはできないとの理由で(株)アイシーエスと随意契約を締結している一方で、実際にシステム設計・改修を行うのはシステムを開発した富士通エフ・アイ・ピー(株)としてシステムパッケージ保守を再委託しており、随意契約理由と再委託承認理由との齟齬が生じている。

したがって、随意契約とする理由については、齟齬がないよう正確を期す必要がある。

【意見 18】随意契約理由と再委託承認理由との齟齬について(その2)

<要旨>

社会保障・税番号制度導入及びデータ標準レイアウト改変に伴う児童扶養手当・特別児童扶養手当システム改修等業務委託が随意契約により実施され、再委託が行われているが、随意契約とする理由と再委託承認理由との間で齟齬がないよう、正確を期す必要がある。

社会保障・税番号制度導入及びデータ標準レイアウト改変に伴う児童扶養手当・特別児童扶養手当システム改修等業務委託についても、(株)アイシーエスとの随意契約によっている。委託事業契約伺いによると、随意契約理由を以下のとおりとしている。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- ① 当該システムは(株)アイシーエスが導入したシステムであり、システムの改修は(株)アイシーエスでなくてはできないこと。
- ② 平成 29 年度の当該システムの運用支援等業務(システムのパッケージ保守、システム運用保守・障害発生対応)については既に(株)アイシーエスと契約しており、今回のシステム改修等により障害が発生した場合には、(株)アイシーエスでなくては対応できないこと。

当該委託業務は、制度対応版システムパッケージ適用、パッケージ運用支援サービスの実施からなっており、このうち制度対応版システムパッケージ適用を富士通エフ・アイ・ピー株式会社に再委託している。再委託承認伺いによると、再委託先選定理由を以下のとおりとしている。

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー(株)が開発したシステムを、(株)アイシーエスを通じて購入したもの。実際にシステム設計・改修を行うのは富士通エフ・アイ・ピー(株)であり、(株)アイシーエスは運用支援業務を行うことから、再委託の協議が必要であるもの。

このとおり、システムの改修は(株)アイシーエスでなくてはできないとの理由で(株)アイシーエスと随意契約を締結している一方で、実際にシステム設計・改修を行うのは富士通エフ・アイ・ピー(株)として、制度対応版システムパッケージの適用を再委託しており、随意契約理由と再委託承認理由とに齟齬が生じている。

したがって、随意契約とする理由については、齟齬がないよう正確を期す必要がある。

IV 児童虐待防止アクションプラン関連の事務事業

IV-1 平成29年度の主な取組内容

児童虐待防止アクションプランに係る平成29年度の取組内容は次のとおりである。

ア. 児童虐待防止アクションプランの取組状況のヒアリング実施

実施期間	平成29年6月5日（月）から7月18日（火）まで
実施内容	各広域振興局・保健福祉環境センター（以下「振興局等」という。）を会場に、全市町村を対象に平成28年度の取組状況についてヒアリングを実施。

イ. 児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修【新規】

実施日	①任用前講習会 ・前期：平成29年7月18日～20日（参加者：児童相談所・市町村13名） ・後期：平成29年8月1日～2日（児童相談所・市町村13名） ②任用後研修 ・前期：平成29年10月（予定） ・後期：平成30年1月（予定）
内容	①、②とも、国要綱に基づく児童虐待対応等についての講義・演習（90分×20コマ）

ウ. 要保護児童対策地域協議会調整担当者（市町村職員）研修【新規】

実施日	前期：平成29年12月18日～20日 後期：平成30年1月22日～23日
内容	国要綱に基づく児童虐待対応等についての講義（90分×19コマ）

エ. 岩手県子ども虐待防止フォーラム

実施日	平成29年11月2日（木）午後
実施場所	岩手県医師会館大ホール
内容	・講演「児童虐待が子どもの成長に与える影響」 （講師：常葉大学教育学部心理教育学科 教授 平岡 篤武 氏） ・事例報告 「被虐待児童に対する支援の現状について」 （報告者：社会福祉法人岩手愛児会児童養護施設みちのくみどり学園 家庭支援専門相談員 田屋 幸子 氏） 「虐待の未然防止について～盛岡市における子育て世代の現状と課題～」 （報告者：盛岡市子ども未来部母子健康課子育て世代包括支援センター）

保健主査 角館 春美 氏)

オ. 「ストップ・子ども虐待」キャンペーン

実施期間	平成29年11月（児童虐待防止推進月間）
実施内容	<p>①オレンジリボン街頭キャンペーン 振興局等9局で、管内のショッピングセンター等において県作成の啓発グッズを配付した他、オレンジリボンツリーを庁内に設置する等の周知・開発活動を実施。</p> <p>②広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸鉄道10駅、JR14駅に啓発ポスターを掲示 ・主要営業所管内の路線バス（内陸20台、沿岸40台【日本ユニセフ協会支援】）にバスラッピング広告掲載 ・県公式ホームページ・ツイッター等での情報発信

カ. 児童虐待に関する児童相談所と警察の連絡会議及び合同訓練

実施日	<p>①連絡会議：平成29年6月8日（木）</p> <p>②合同訓練：平成29年11月21日（火）</p>
内容	<p>①連絡会議 増加する面前DVへの対応、児童通告の際の定義確認等について児童相談所と警察との情報共有、連携等を確認。</p> <p>②合同訓練 警察学校にある模擬家屋を利用し、虐待された疑いのある児童の安全確保のため、児童相談所による介入が困難な家庭への立入調査、臨検・捜索の模擬訓練（ロールプレイ訓練）を実施予定。</p>

キ. 医療従事者向け児童虐待防止研修

実施日	平成29年12月4日（月）
内容	<p>・講演「児童虐待の現状と対応 ～医療・保健・福祉の連携について～」 （講師：岩手県一関児童相談所 次長 佐藤 伸一 氏）</p>

IV-2 児童虐待防止アクションプラン全体についての監査の結果

【指摘8】アクションプランの取組率について

<要旨>

取組むべきにも関わらず取り組んでいない県関係機関が含まれている項目については、速やかに取組率が100%に達するよう努めていく必要がある。また、取り組んでいない市町村が含まれている項目については、当該市町村に対して県が、取組を促していく必要がある。

アクションプランの推進に当たっては、子ども子育て支援課が事業の実施状況や成果指標の達成度などの進行管理を行い、アクションプランの実績報告として公表している。

実績報告では、アクションプランに掲げてある項目を実施すべき機関(以下「対象機関」という。)数と、対象機関のうち実際に当該項目に取り組んでいる機関数を示している。

対象機関は県関係機関、市町村、その他の関係機関に区分されている。県関係機関は、子ども子育て支援課、振興局と保健所(全9機関)、児童相談所(全3機関)、教育委員会、警察本部で、市町村は33団体、その他の関係機関として、一般社団法人岩手県医師会、一般社団法人岩手県歯科医師会、公益社団法人岩手県看護協会及び一般社団法人岩手県助産師会の4団体が対象となっている。

平成29年度のアクションプランの実績報告を確認したところ、当該項目を実施していない機関が存在している項目が散見された。

項目によっては、市町村が取り組むべきところ、取り組んでいない市町村が存在するものと、県関係機関が実施すべきところ、取り組んでいない県関係機関が存在するものがある。

取組むべきにも関わらず取り組んでいない県関係機関が含まれている項目については、速やかに取組率が100%に達するよう努めていく必要がある。

また、取り組んでいない市町村が含まれている項目については、当該市町村に対して県が、取組を促していく必要がある。

さらに、平成28年度は取り組んでいたが平成29年度は取り組んでいない機関が存在する項目も散見された。一度実施した取組は継続して実施していく必要がある。

表22は、取組率が低いものとして、平成29年度の実績報告が75%以下の項目をまとめたもので、表23は、県関係機関が取り組むべきところ、取り組んでいない県機関が存在する項目である。

表22、表23に掲げた項目については、特に今後の対応に留意していく必要がある。

表 22 アクションプランにおいて取組率が75%以下の項目

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知	4	0	0.0%	0	0.0%
県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	42	31	73.8%	35	83.3%
民間相談機関との連携の充実	3	2	66.7%	3	100.0%
主任児童委員等の活動への支援	9	4	44.4%	5	55.6%
被措置児童等への虐待の防止	13	8	61.5%	8	61.5%
里親支援の充実	37	27	73.0%	27	73.0%
要保護児童対策地域協議会による支援	33	24	72.7%	20	60.6%

表 23 アクションプランにおいて取り組んでいない県関係機関が含まれている項目

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知	4	0	0.0%	0	0.0%
県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	42	31	73.8%	35	83.3%
マスメディアやインターネットを活用した周知・啓発活動	43	38	88.4%	36	83.7%
子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援	42	36	85.7%	36	85.7%
民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等の連携及び対応力の強化	42	37	88.1%	37	88.1%
虐待通告後 48 時間以内の対応による児童の安全確認の徹底	33	32	97.0%	32	97.0%
主任児童委員等の活動への支援	9	4	44.4%	5	55.6%
被措置児童等への虐待の防止	13	8	61.5%	8	61.5%
里親制度の普及・啓発	13	11	84.6%	10	76.9%

【意見 19】岩手県要保護児童対策地域協議会の開催時期と実績報告について

＜要旨＞

進行管理を行い、それを踏まえて事業の見直しを行うためには、協議会の開催時期と実績報告の開示のタイミングを検討することが望ましい。

アクションプランの推進に当たっては、子ども子育て支援課が事業の実施状況や成果指標の達成度などの進行管理を行い、毎年度、岩手県要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)に報告し、評価・助言等を得て、事業の見直しや強化に反映することとしている。

協議会は、平成 29 年度は平成 29 年 9 月 7 日、平成 30 年度は平成 30 年 10 月 22 日の開催となっている。進行管理を行い、それを踏まえて事業の見直しを行うためには、現状よりも早く、事業年度終了後可能な限り速やかに実施することが望ましい。

協議会の開催を早めることが難しいのであれば、事業実施の説明責任を速やかに果たす意味からも、アクションプランの実績報告を協議会の開催前に公表することも一つの方法である。

県では、アクションプランの実績報告を作成しており、協議会用の資料として協議会終了後に県のホームページで開示しているが、事前に公表することでも特段の問題はないと思われる。

県においては協議会の開催時期と実績報告の開示のタイミングを検討することが望ましい。

【意見 20】アクションプランの運用状況について

＜要旨＞

アクションプランに従った取組を有効に機能させていくためには、連携強化を図る体制の整備に留まらず、実際に効果的な運用がなされるよう留意していくことが望まれる。

現在のアクションプランの実績報告は、対象機関がアクションプランに掲げた項目に取り組んでいるかを示すものであるが、その取組が効果的に機能しているかどうかは別途検討していく必要がある。

児童相談所を例にとると、昨今は保育所・病院・警察等の連携が重視されている。アクションプランでは、児童相談所と県教育委員会 市町村教育委員会との連携強化として、連絡会議等を通じ、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携強化の推進を図るとしている。また、警察との連携強化で児童相談所は、連

絡会議や現場対応訓練等を通じた連携強化の推進を図るとしている。このような取組も重要であるが、関係機関との連携が個々の事案に応じて弾力的に行えるかが大きなポイントである。

アクションプランに従った取組を有効に機能させていくためには、連携強化を図る体制の整備に留まらず、実際に効果的な運用がなされるよう留意していくことが望まれる。

表 24 アクションプランの実績報告(アクション I 虐待の発生を防止する)

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知	4	0	0.0%	0	0.0%
児童虐待防止リーフレットの作成・配布	1	1	100.0%	1	100.0%
県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	42	31	73.8%	35	83.3%
オレンジリボン・キャンペーン(児童虐待防止の普及啓発)の実施	46	46	100.0%	46	100.0%
マスメディアやインターネットを活用した周知・啓発活動	43	38	88.4%	36	83.7%
児童に対する人権教育の実施	34	31	91.2%	32	94.1%
児童虐待の実態と要因把握	1	1	100.0%	1	100.0%
思春期健康教育等の実施	33	30	90.9%	30	90.9%
中、高校生の乳児ふれあい体験の充実	33	27	81.8%	26	78.8%
女性のための健康相談の充実	10	10	100.0%	10	100.0%
総合的な相談支援機能の整備	33	28	84.8%	25	75.8%
妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実	33	33	100.0%	33	100.0%
両親・母親学級の充実	33	26	78.8%	26	78.8%
父親の育児参加の促進	34	30	88.2%	30	88.2%
母子保健指導者研修の実施	1	1	100.0%	1	100.0%
産後うつ病対策の充実	42	42	100.0%	41	97.6%
乳児家庭全戸訪問事業の実施	33	33	100.0%	33	100.0%
養育支援訪問事業の充実	33	33	100.0%	32	97.0%
岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進	34	34	100.0%	32	94.1%
子育て支援情報や相談機能の充実	1	1	100.0%	1	100.0%
地域子育て支援拠点事業の拡充	33	33	100.0%	32	97.0%

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援	42	36	85.7%	36	85.7%
民生委員・児童委員等による地域見守り活動の充実	33	32	97.0%	31	93.9%
沿岸被災地におけるNPO等と連携したり見守り活動等の推進	14	12	85.7%	11	78.6%
アクションプラン I 達成率	646	589	91.2%	581	89.9%

表 25 アクションプランの実績報告(アクションII 虐待を早期に発見する)

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
県民による早期発見と通告	—	—	—	—	—
民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進員等の連携及び対応力の強化	42	37	88.1%	37	88.1%
要支援家庭の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録	33	33	100.0%	32	97.0%
防犯ボランティアとの連携	1	1	100.0%	1	100.0%
学校等関係者に対する研修等の充実、早期発見体制の確立	34	31	91.2%	30	88.2%
医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組強化	5	5	100.0%	5	100.0%
保育所等の職員に対する研修等の充実	34	27	79.4%	28	82.4%
民間相談機関との連携の充実	3	2	66.7%	3	100.0%
アクションプラン II 達成率	152	136	89.5%	136	89.5%

表 26 アクションプランの実績報告(アクションIII 虐待の相談機能と対応を充実させる)

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
教育委員会との連携の強化	4	4	100.0%	4	100.0%
警察との連携の強化	4	4	100.0%	4	100.0%
司法機関との連携の強化	3	3	100.0%	3	100.0%
児童相談所の体制設備	1	1	100.0%	1	100.0%
要保護児童対策地域協議会の実効ある活動	33	32	97.0%	33	100.0%

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
相談体制の充実と対応力の向上	33	33	100.0%	33	100.0%
虐待通告後 48 時間以内の対応による児童の安全確認の徹底	33	32	97.0%	32	97.0%
緊急対応体制の整備	33	33	100.0%	33	100.0%
市町村職員研修の実施	4	4	100.0%	4	100.0%
要保護児童対策地域協議会への支援	12	12	100.0%	12	100.0%
専門的な対応機能の充実	3	3	100.0%	3	100.0%
虐待通告後 48 時間以内の対応等児童の安全確認の徹底	3	3	100.0%	2	66.7%
市町村との連携と後方支援の強化	3	3	100.0%	3	100.0%
24 時間児童虐待相談対応の実施	3	3	100.0%	3	100.0%
所長、児童福祉司・児童心理司等の研修の受講	3	3	100.0%	3	100.0%
市町村児童家庭相談への支援	9	9	100.0%	9	100.0%
主任児童委員等の活動への支援	9	4	44.4%	5	55.6%
児童養護施設等の機能の充実	—	—	—	—	—
被措置児童等への虐待の防止	13	8	61.5%	8	61.5%
児童養護施設等職員の研修の充実	4	4	100.0%	4	100.0%
里親制度の普及・啓発	13	11	84.6%	10	76.9%
里親支援の充実	37	27	73.0%	27	73.0%
岩手県家庭的養護推進計画の推進	4	4	100.0%	4	100.0%
アクションプランⅢ達成率	264	240	90.9%	240	90.9%

表 27 アクションプランの実績報告(アクションⅣ 虐待の再発を防止する)

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
自立支援計画に基づく家族再統合の取組	3	3	100.0%	3	100.0%
養育者（親）に対する支援プログラムの充実	3	3	100.0%	3	100.0%
施設退所後や里親委託解除後の支援	3	3	100.0%	3	100.0%
要保護児童対策地域協議会による	33	24	72.7%	20	60.6%

項目	対象機関数 A	平成 29 年度		平成 28 年度	
		実施機関数 B	取組率 B/A	実施機関数 C	取組率 C/A
る支援					
自立・就労に向けた支援	3	3	100.0%	3	100.0%
アクションプランIV達成率	45	36	80.0%	32	71.1%

V 保健福祉部

1. 周産期医療情報推進事業費

(1) 周産期医療情報推進事業の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部医療政策室
いわて子どもプランにおける施策	2(3)親と子の健康づくりの充実 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策と子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します
アクションプランにおける指標	活動内容指標:周産期医療情報ネットワークの運用 周産期医療施設設備整備費の補助
	成果指標:周産期医療情報ネットワーク参加割合 周産期母子医療センターのMFICU(母体胎児集中治療室)の病床数の維持
実施根拠	周産期医療対策事業費補助金交付要綱
事業開始時期	実施内容により異なる

ア. 岩手県周産期医療システム

岩手県では、近年の高齢出産や低出生体重児の割合の増加に伴い、ハイリスク妊娠・出産に対する医療や高度な新生児医療の需要は一層高まってきている。一方、周産期(妊娠満22週から出生後満7日未満の期間)の医療体制においては、産婦人科医師の高年齢化などから、分娩施設の減少や周産期医療機関の地域偏在化が進んでいる。

このような状況の下、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療の提供のため、平成13年に「岩手県周産期医療システム」を構築し、総合周産期母子医療センター(岩手医科大学附属病院)を中核とし、インターネットを活用した周産期医療情報の共有を図りながら、地域の周産期母子医療センターや診療所、助産所、市町村等との連携を促進している。

平成29年度においては、妊婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出生前後の母体、胎児及び新生児の一貫した管理を行う「総合周産期母子医療センター」等に対し、運営費の補助を行うとともに、岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いはと一ぶ」(以下「いはと一ぶ」という。)と各病院の基幹電子カルテとの連携を行うため、その機器の更新及び保守・管理を委託した。

表 28 周産期医療体制

施設名		医療機関	
ハイリスク	<p><u>総合周産期母子医療センター</u></p> <p>1. リスクの高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療 2. MFICU(母体胎児集中治療管理室)を含む産科病棟及び NICU(新生児集中治療管理室)を含む新生児病棟を具備 3. 県下各地域からの搬送の受け入れ 4. 周産期医療情報センターの機能</p>	岩手医科大学附属病院	
中・低リスク	<p><u>地域周産期母子医療センター</u></p> <p>1. 周産期に係る比較的高度な医療 2. 産科(緊急帝王切開)及び小児科(新生児医療)を提供 3. 地域周産期関連施設との連携機能 4. 正常分娩に対応</p>	盛岡・宮古	県立中央病院 盛岡赤十字病院 県立宮古病院
		岩手中部・胆江・両磐	県立中部病院 北上済生会病院 県立磐井病院
		気仙・釜石	県立大船渡病院
		久慈・二戸	県立久慈病院 県立二戸病院
低リスク	<p><u>周産期母子医療センター協力病院</u></p> <p>1. 周産期に係る比較的高度な医療 2. 地域周産期医療センター機能を補完 3. 地域周産期関連施設との連携 4. 正常分娩に対応</p>	気仙・釜石	県立釜石病院
病院・診療所・助産所			

(出典：岩手県保健医療計画 2018-2023(平成 30 年 3 月)より監査人作成)

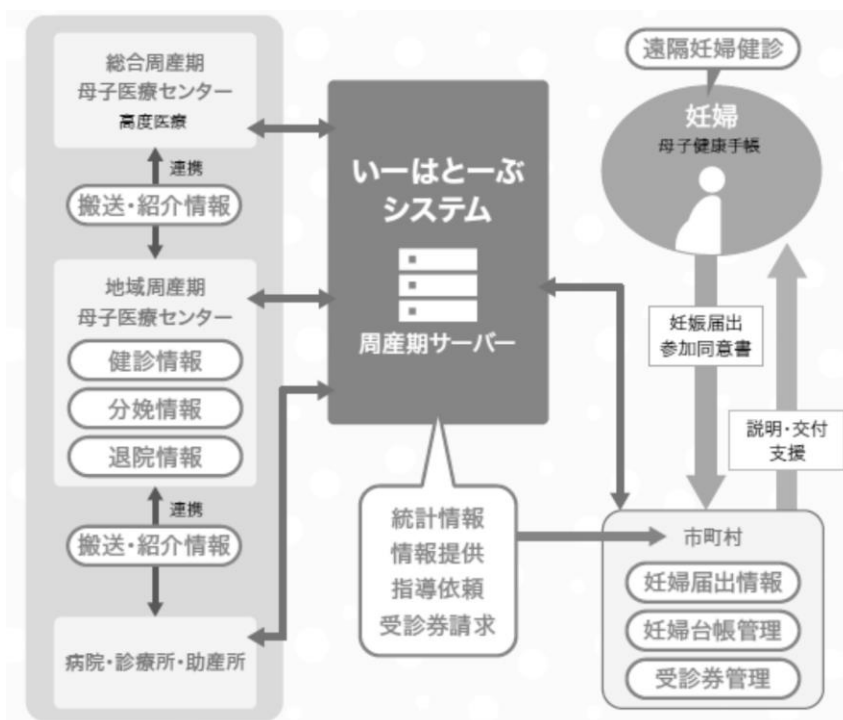
イ. 周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」

「いーはとーぶ」は、岩手県内の周産期医療機関や市町村をネットワークで結び、妊娠届出・妊婦健診・分娩などの情報を登録・共有し、妊娠・出産・育児を支援するための周産期医療情報システムであり、平成 21 年に運用を開始している。市町村と産科医療機関が、このシステムを利用することにより、健診情報や診療情報を共有し、母子保健活動や産科医療機関間でのハイリスクの妊婦や新生児の紹介・搬送、産後の育児支援などを円滑に行うことを目的としている。

当該システムのサーバー機器等は岩手医科大学附属病院に設置されており、システム開発及び保守・管理については株式会社ミトラ(以下「ミトラ社」という。)へ委託し

ている。同社は、周産期電子カルテ「ハローベイビープログラム」を病院やクリニックへ提供するなど産婦人科に特化したシステムを開発している。

図1 「いはとーぶ」システムネットワーク



(出典:「周産期医療ガイドブック」平成30年3月岩手県保健福祉部医療政策室)

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	160,164	21,429	37,043
決算額	150,086	21,034	33,956

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	主な内容
旅費	30	電波の日・情報通信月間記念式典出席旅費
役務費	712	フレッツ光利用料等

委託料	21,130	周産期医療情報ネットワークシステム機器更新業務、同保守及び管理委託業務
負担金、補助及び交付金	12,084	周産期電子カルテ運用事業補助金
合計	33,956	

(2) 監査の結果

【指摘9】システム保守・管理業務の報告について

<要旨>

仕様書に定める報告書が提出されていなかった。必要に応じて様式や提出期限を定めるべきである。

周産期医療情報ネットワークシステム保守及び管理委託業務委託契約(支出額8,229,600円)において、「平成29年度岩手県周産期医療情報ネットワークシステム保守及び管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)によれば「2.システム保守業務(2)業務内容」において次の具体的な実施業務と必要とされる報告書が規定されている。

表 29 周産期医療情報ネットワークシステム保守及び管理業務委託の内容

業務内容	報告書
①監視業務 週1回オンラインにより、サーバー動作状況、バックアップ処理、データベース、ファイル容量及びディスク空き容量、ログ及びエラーメッセージの有無について確認を行う。	「システム保守管理報告書(様式第1号)」を月ごとに作成。
②構成管理業務 年1回、サーバー室においてハードウェアに係るファーム資産及びソフトウェア資産について版数の確認の実行及び更新を実行し、変更情報、プログラム等の入替状況を管理台帳に反映する。	「システム構成管理報告書(様式第2号)」を作成
③障害時緊急対応作業 障害発生時に、原因調査、障害対応作業等を実施	障害原因の一次切り分けを行った時点及び障害対応作業が終了した時点で、「システム障害対応等結果報告書(様式第3号)」により報告

業務内容	報告書
④利用者及び新規利用機関への支援 利用者からの操作内容の疑義及び新たに加入する市町村及び医療機関への導入支援について電話又はメールで対応	受付日時、問い合わせ者名、質問内容・回答内容を記載した報告書を月ごとに作成

(出典：「平成 29 年度岩手県周産期医療情報ネットワークシステム保守及び管理業務委託仕様書」第 2 条より監査人作成)

*1 いずれも提出期限については特段定められていない。

このうち「④利用者及び新規利用機関への支援」においては、仕様書に定める月ごとの報告書が作成されておらず、委託期間終了後に提出された「事業完了報告書」の添付書類として 1 年間を通じた依頼・問題点と対応支援状況のリスト(年間 48 件)が作成されているのみであった。

所管課によれば、他の業務の報告書については、仕様書においてあらかじめ報告様式が定められているのに対して、「④利用者及び新規利用機関への支援」については、様式が定められていなかったため、作成を失念したと推察されるところである。

月次報告書が提出されないことは、支援業務の実施期間中は、所管課が利用者からの問い合わせ内容や対応状況について把握していなかった、あるいは口頭やメールでの情報提供等があっても正式な記録は残されなかったことを意味する。このため、業務の監督も有効に機能していなかった可能性が高い。様式の不備はあったとしても、仕様書に定められた期間単位で報告を行うのは、受託者の義務であり、委託者も報告を求め、必要に応じて様式や提出期限を定めるべきである。

【意見 21】「いーはとーぶ」の活用について

<要旨>

システムが稼働してから既に 9 年を経過している。利用上の問題点を抽出・整理し、改修の要否や範囲を検討することが望まれる。

「いーはとーぶ」は、運用開始された平成 21 年には、優れた ICT(情報通信技術)サービス・システム事例として総務省の「u-Japan ベストプラクティス 2009」において大賞を受賞するなど社会の重要な課題を解決しうる先進的なシステムとして評価されてきた。

平成 23 年の東日本大震災津波の際には、「いーはとーぶ」に登録されていた妊産婦の健診・診療情報が、被災した妊産婦の安否確認や搬送先での適切な医療の提供、流失した母子健康手帳の再交付等に役立つなど県の周産期医療ネットワークを被災直後から有効に機能させることに貢献した。

平成30年11月1日現在では、41医療機関等(加入率97.6%、1助産院を含む。)、33市町村(加入率100%)が「いーはとーぶ」のシステムに加入しており、利用のための体制整備としては十分とも言える。

しかし、その一方でシステムに加入した医療機関や市町村の実際の利用や活用については、必ずしも順調に進んできたとはいえない。平成29年度以前は具体的な利用状況の調査や関係者間の意見交換等も行われてこなかったため、システムに対して検証もほとんどなされない状態であり、機能の更新等も行われていない。

平成29年10月には、医療機関、市町村の担当者を委員とし、ミトラ社及び県の担当者をオブザーバーとする「いーはとーぶ普及啓発委員会」が初めて開催され、「いーはとーぶ」の利用の現状と要望について意見交換するに至った。同委員会の議事録によれば、「いーはとーぶ」における利用状況や問題点は、要約すると次のとおりである。

- ・ ハローベビープログラム(周産期電子カルテ)等既存のシステムと「いーはとーぶ」の情報が連携されず、二重の入力の手間がかかるため、人手不足の医療機関では十分に情報が入力されず、活用できていない。
- ・ 母体・新生児を搬送する際に、「いーはとーぶ」を活用している医療機関は少なくないが、それ以外の目的での活用があまり進んでいない。
- ・ 医療機関で母体搬送の際のデータベースや検査データの入力を進めることにより、連携する市町村においても医療情報が共有でき、妊産婦や新生児に対する速やかな支援につながっているケースもある。

同委員会議事録によれば、委員会で言及されたシステム上の問題についてはミトラ社の担当者から改修の意向もある。

当初のコンセプトが優れていたとしても、稼働してから既に9年を経過したシステムであれば、通常は何らかの改修が必要であるものと考えられる。上記のような利用上の問題点を抽出・整理し、改修の要否や範囲を検討することが望まれる。

一方、医療機関のデータ入力の負担は大きいとはいえ、有効に活用している医療機関や市町村もあることから、利用が進んでいない機関へ対するモチベーションを向上させるためにも、良い活用事例の提供や相互の情報交換を行える場を提供することも有効と考える。

2. 小児科救急医療体制整備事業費

(1) 小児科救急医療体制整備事業費の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部医療政策室
いわて子どもプランにおける施策	2(3)親と子の健康づくりの充実 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策と子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します
アクションプランにおける指標	活動内容指標：①小児医療遠隔支援システムの運営件数、②小児救急電話相談事業の実施件数、③小児救急医師研修事業の開催回数
	成果指標：①システム利用件数、②相談対応件数、③研修受講者数
実施根拠	小児救急医療対策事業費補助金要綱
事業開始時期	実施内容により異なる

保護者が抱く子育て不安への対応を図るとともに、休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことができるよう、小児救急医療電話相談の充実に努めるとともに、どの地域にいても必要な治療を受けられる小児救急医療体制の整備に努め、一定の圏域ごとの体制整備を計画的に進めるものとし、次の事業を実施している。

ア. 小児救急医療電話相談事業

子育ての不安の解消と小児初期救急における小児科医の負担軽減を図るために、看護師等が、小児を抱える家族からの相談を夜間に受け付け、助言を行う。

電話相談事業の実施については、一般社団法人岩手県医師会(以下「岩手県医師会」という。)に継続して委託している。

イ. 小児医療遠隔支援事業

小児科専門医の診断助言を受けることができるように、小児救急に係る中核病院を遠隔支援システム(TV会議システム)で結ぶ。当該システムの運営において、休日及び夜間における参加医療機関に対するコンサルテーションを学校法人岩手医科大学に委託している。

ウ. 小児救急医療研修事業

救急医療に従事する小児科以外の医師への小児救急医療に関する研修会を開催している。当該事業の実施については、岩手県医師会に継続して委託している。

エ. 小児救急医療受入態勢整備事業

盛岡医療圏の小児輪番制病院が他の医療圏からの患者を受け入れるために病床確保を行う際の経費（空床補償）を盛岡市が補助する場合に、所要額の一部を市に補助金として交付している。

平成 29 年度においては、小児救急医療電話相談事業の相談件数は 4,235 件（平成 28 年度 3,853 件）、小児医療遠隔支援事業の利用件数は 20 件、小児救急医療研修事業の受講者は延べ 262 名となった。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	25,982	26,638	26,435
決算額	25,840	26,331	26,319

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
役務費	757	タブレット使用料等
委託料	21,900	小児救急電話相談事業委託料、小児医療遠隔支援業務委託料、小児救急遠隔支援システム運営業務委託料
使用料及び賃借料	53	行政財産（相談室）使用料
負担金、補助及び交付金	3,609	小児救急医療受入態勢整備事業補助金
合計	26,319	

（2）監査の結果

【指摘 10】平成 29 年度小児医療遠隔支援業務委託の報告について

<要旨>

委託先から、仕様書に定める月次報告書の提出が遅延していた。遅滞なく状況の確認を行い、早急な提出を求めるべきである。

小児医療遠隔支援業務は、テレビ会議システムを用いて、各医療圏の小児医療に係る中核的な医療機関等の間で、各医療圏を越えて小児患者に対する医療支援(以下「コンサルテーション」という。)を行うが、その運営を学校法人岩手医科大学に委託している(平成29年度決算額4,443,600円)。

当該コンサルテーションは、医師を少なくとも1名置き、岩手医科大学附属病院、県立病院等18の参加医療機関に対して休日及び夜間に行われる。

「平成29年度小児医療遠隔支援業務委託仕様書」によれば、下記のとおり、実績報告については前月分の実績を翌月20日(3月分については3月末)までに委託者に報告することとなっている。

2.委託業務の内容

(中略)

(3)支援実績のとりまとめ及び委託者への報告に関すること。

毎日のコンサルテーション結果については、岩手県小児医療遠隔支援事業実施要領第7に基づき、別紙「平成29年の小児医療遠隔支援業務実績報告書」に必要事項を記載し、支援実績を記録することとする。

実績の報告に当たっては、全参加医療機関の報告書を取りまとめのうえ、前月分の実績を翌月20日まで(3月分については3月31日まで)に委託者に報告すること。

なお、受託者以外の各医療機関同士においてコンサルテーションを行った実績についても上記報告書に記入させ、委託者に報告するものとする。

ところが平成29年10月、11月、12月、平成30年1月までの4か月分の報告書は、平成30年3月5日にまとめて受領されていた。

4か月にわたって月次報告書が提出されなかったことから、その期間のコンサルテーション業務の実施状況について、所管課において把握していなかった、あるいは口頭やメールでの情報提供等があっても正式な記録が残されていなかったことになる。このため、業務の監督も有効に機能していなかった可能性が高い。

月次報告書が仕様書に規定された期限までに提出されていない場合には、受託者に対し、遅滞なく状況の確認を行い、早急な提出を求めるべきである。

3. 療育センター整備事業費

(1) 療育センター整備事業費の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部障がい保健福祉課
いわて子どもプランにおける施策	2(3) 親と子の健康づくりの充実 障がい児支援を推進します
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	療育センター条例
事業開始時期	平成 27 年度

岩手県立療育センター(以下「療育センター」という。)は、児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設、同法第 43 条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センター、身体障害者福祉法第 32 条に規定する補装具製作施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設から成る総合的な施設である(療育センター条例第 1 条)。

療育センターは、治療、機能訓練、生活訓練、相談支援などを行い、障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援することを目的として、昭和 32 年「都南学園」として開設されている。以降、平成 19 年「県立療育センター」として再編され、県内の総合的な障がい児療育支援、肢体不自由者に対する障がい福祉サービスを提供している。

この間、超重症児、高次脳機能障がい者の受入れや在宅福祉サービス利用者の増加など新たなニーズに対応する必要性が生じており、機能・体制を充実させた新たな県立療育センターを早期に改築整備するよう強い要望が、関係者より寄せられていた。このようなニーズに対応するため、岩手医科大学附属病院や重症心身障害児施設等との密接な医療連携による高度小児医療提供体制等の構築が必要とされ、回復期リハビリテーションを終了した若年身体障がい者や高次脳機能障がい者等に対する支援拠点としての役割をより一層果たすことが必要とされていることなどから、移転改築を行うこととなった。

新しい療育センターは、濃厚な医療的ケアを必要とする超重症児等の受入れの拡充などに対応できるよう、高度な小児医療の提供体制の構築に適する場所であること、医師等の診療応援を容易に受けられやすい場所であることなどの要件を考慮し、岩手医科大学附属病院の移転敷地内に整備されることとなった。

平成 27 年 10 月 21 日に工事着工、平成 29 年 10 月 19 日に建設工事が完了し、平成 30 年 1 月 5 日に開所、事業を開始している。

表 30 岩手県立療育センターの概要

住所	矢巾町大字藤沢 2-29-1
開設年月日	平成 30 年 1 月 5 日
開館時間 定員	<p>●診療部門（外来診療は予約制）</p> <p>○診療科 診療時間 9:00～12:00／13:30～16:00 受付時間 8:30～11:30／13:00～15:30</p> <p>○訓練科</p> <p>●入所部門</p> <p>○医療型障害児入所施設（病棟）定員 60 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由児対応病床 30 人 ・ 重症心身障がい児対応病床 20 人 ・ 一般病床 10 人 <p>○短期入所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所 5 人 ・ 日中一時支援 3 人 <p>●在宅支援部門</p> <p>○医療型児童発達支援センター「つくしんぼ」定員 20 人 利用時間 10:00～15:00</p> <p>○児童発達支援事業所・生活介護事業所「かがやき」定員 15 人 利用時間 10:30～15:30</p> <p>●相談支援部門</p> <p>○岩手県発達障がい者支援センター「ウィズ」</p> <p>○障がい児等療育支援事業</p> <p>○発達障がい沿岸センター【被災地発達障がい児支援体制整備事業】</p> <p>●障がい者支援部門（障害者支援施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設入所支援 定員 30 人 ○自立訓練（機能訓練） 20 人 ○自立訓練（生活訓練） 6 人 ○就労移行支援 6 人 ○短期入所 3 人
主な特徴	<p>RC 構造地上 3 階建て耐震構造</p> <p>敷地面積 20,576.07 m²【駐車台数 94 台】</p> <p>延床面積 12,643.31 m²</p> <p>【障がい児支援棟 10,076 m²・障がい者支援棟 2,566 m²】</p> <p>※ 岩手県立盛岡となん支援学校 9,276.62 m²、総床面積 21,919.93 m²</p>

	診療科／小児科、整形外科、児童精神科、眼科、耳鼻咽喉科、 神経内科、泌尿器科、歯科
--	--

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	195,714	2,446,369	4,527,796
決算額	195,319	2,219,390	4,509,588

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	67	
旅費	154	
需用費	7,831	消耗品
食糧費	1	
役務費	261	
委託料	400,330	医療情報システム構築業務委託
使用料及び賃借料	10,815	
工事請負費	3,533,480	療育センター建設費
備品購入費	535,597	療育センター備品購入費
負担金、補助及び交付金	21,052	
合計	4,509,588	

(2) 監査の結果

【指摘 11】業務報告書の未入手について

<要旨>

委託先から、仕様書に定める業務報告書を受領していないままであった。作成を要請し、入手しておく必要があった。

県では、療育センターの移転改築に伴い、旧療育センターに設置されている医療機器等を新療育センターに移設し整備する業務を事業者に委託している。

委託は、医療機器等に応じてそれぞれ様々な事業者と契約しているが、その一つである歯科用パノラマ X 線診断装置移設業務委託(契約額 2,056,320 円)について県は、仕様書に定める業務報告書を受領していなかった。

本業務の仕様書である医療機械等移設業務委託仕様書の「8. 本業務に関する現場管理」では、移設業務の作業終了時に受託者は、速やかに業務報告書を作成し、委託者の承認を受けること、及び、業務報告書には当該業務において使用した資料一式を含めることと定められているが、受託者は業務報告書を県に提出しておらず、県は業務報告書を未入手のままであった。

移設自体は特段の問題なく行われているとのことだが、仕様書に定めている以上、受託者に業務報告書の作成を要請し、入手しておく必要があった。

【指摘 12】参考見積書について

<要旨>

有効期限の切れた見積書をベースに委託料を算定していた。委託料の積算を行う際の見積書の取扱いについて十分に留意する必要がある。

旧療育センターに設置されている医療機器等を新療育センターに移設し整備する業務の一つである、外科用 X 線 C アーム装置及び臨床化学自動分析装置移設業務委託については、当該機器のメーカーから徴取した参考見積書をベースに委託料を積算している。

委託料の積算に利用した参考見積書は、前年度(平成 28 年度)に、平成 29 年度予算を作成するに際して徴取した平成 28 年 7 月 20 日付の見積書であった。

業務の履行は平成 30 年 1 月であるから、1 年以上前の見積書をベースに委託料を算定していることになる。見積書については、取引条件の変更や工賃などの価格の変動に備えて有効期限を付するのが一般的であり、本業務の参考見積書も見積有効期限を 2016 年 9 月末日としている。よって、外見上は、有効期限の切れた見積書をベースに委託料を算定していたことになる。

県は、実際取引を行った際には、平成 28 年 7 月 20 日付の見積書がそのまま適用されることを当該機器のメーカーに確認しているとのことだが、そのことを示す証跡が残されていない。

本業務は特殊な医療機械の移設作業のため、県独自の客観的な積算ができないことから、当該機器のメーカーから徴取した参考見積書の単価を採用して委託料を積算している。当該機器のメーカーから徴取した見積書をベースにすることは止むを得

ないと考えるが、その場合でも、委託料の積算を行う際の見積書の取扱いについて十分に留意する必要がある。

【意見 22】契約図書の取扱いについて

<要旨>

岩手県県営建設工事検査規則に定める契約図書に該当する書類がどの書類であるかを整理把握しておく必要がある。

県は、請負による県営の建設工事(以下「工事」という。)の検査に関し必要な事項を岩手県県営建設工事検査規則で定めている。

同規則では、工事完成の届出があった都度、知事が指定する職員(以下「検査員」という。)が工事の検査(以下「検査」という。)を行うとしている。

また、同規則では、検査員は、検査の結果不完全の個所がないと確認したときは、契約図書の表面に、完成検査を了した旨及び検査年月日を記入して、署名押印しなければならないと定めている。さらに検査員は、検査復命書を作成して知事に提出し、工事完成証明書2通を作成して、1通を工事請負人に交付し、1通は復命書に添付しなければならないと定めている。

療育センター整備事業に関する工事契約に関して、①契約図書(検査員が、検査の結果不完全の個所がないと確認したときに、契約図書の表面に、完成検査を了した旨及び検査年月日を記入して、署名押印したもの)、②検査員が作成した検査復命書、③検査員が作成した工事完成証明書を確認しようとしたところ、②、③は確認できたが、①については、どの書類が該当するのかが不明確な状況であった。

一般に契約図書とは、契約書及び設計図書を、設計図書とは、特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいうとされている。

所管課においては、後日に検証することが可能となるためにも、どの書類が岩手県県営建設工事検査規則に定める、完成検査を了した旨及び検査年月日を記入して署名押印した契約図書に該当するのかを整理把握しておく必要がある。

【意見 23】療育センター移転による利用状況の変化について

<要旨>

新療育センターについては、移転によって利用者にどのような変化が見られたのか、利用者が新療育センターにどのような印象を持ったのか、改善を望む事項

はないか、その要望は実現可能かなど、今後の対応に生かすための情報を可能な限り速やかに把握・分析することが望ましい。

平成30年1月5日に開所、事業を開始している新療育センターについては、移転によって利用者にとどのような変化が見られたのか、利用者が新療育センターにとどのような印象を持ったのか、改善を望む事項はないか、その要望は実現可能かなど、今後の対応に生かすための情報を可能な限り速やかに把握・分析することが望ましい。

たとえば、定量的な情報として下記事項の把握を行うことが考えられる。

① 障がい児支援部門

- 肢体不自由児対応病床について、肢体不自由児病床と重症心身障がい児病床及び一般病床に区分したことによって生じた影響
- 新設した重症心身障がい児対応病床(定員 20 人)の利用状況の変化と新設した効果
- 新設した一般病床(定員 10 人)の利用状況の変化と新設した効果
- 従前からある診療科(小児科、整形外科、歯科、神経内科、泌尿器科、児童精神科)の来院者数の変化
- 新設した診療科(耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科)の来院者数
- 医療型児童発達支援センター(旧:肢体不自由児通園)について、利用状況の変化と定員を15人(平成23年度)から20人に増やした効果
- 児童発達支援事業(旧:重症心身障がい児・者通園)について、利用状況の変化と定員を9人(平成23年度)から15人に増やした効果
- 障がい児・者短期入所(定員5人)・日中一時支援(定員3人)の利用状況の変化

② 障がい者支援部門

- 施設入所支援(定員30人)の利用状況の変化
- 自立訓練(機能訓練・定員20人)の利用状況の変化
- 自立訓練(生活訓練・定員6人)の利用状況の変化
- 就労移行支援(定員6人)の利用状況の変化

4. いわての子どもスマイル推進事業費

(1) 事業の概要

① いわての子どもスマイル推進事業費の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	1(2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進 若者の結婚を支援します
アクションプランにおける指標	平成30年度末の目標 会員数 1,150人 成婚数 40組
実施根拠	—
事業開始時期	平成27年度

未婚男女の出会いの場の創出を図るため、「いきいき岩手」結婚サポートセンター「i-サポ」(以下「i-サポ」という。)を運営する事業である。

岩手県における結婚支援施策の充実強化を図るため、平成27年10月1日に県、市町村、民間団体が負担金を拠出して「i-サポ」を盛岡市と宮古市に設置し、平成29年10月1日に奥州市に増設した。また、「おでかけi-サポ」として釜石市・久慈市・二戸市でそれぞれ月2回開設している。いずれも会員制で、入会登録料として10,000円を徴収し、有効期間は2年である。

i-サポの運営主体は公益財団法人いきいき岩手支援財団(以下「いきいき岩手支援財団」という。)である。i-サポの運営に必要な経費は、県・市町村・民間団体からの負担金でまかなわれている。負担金の拠出者で運営委員会を構成し、事業計画の承認、事業報告及び収支決算の承認、その他情報共有等に当たっている。

平成29年度におけるi-サポの事業実施内容は次のとおりである。

ア マッチング事業(「おでかけi-サポ」を含む)

- ・会員登録受付、管理
- ・パソコン検索システムによるマッチング支援
- ・お見合い希望者との調整、フォローアップ
- ・会員への情報提供

イ 普及啓発事業

- ・ホームページ、メルマガによる情報発信

- ・婚活イベント情報の案内

いきいき岩手支援財団では婚活イベントの開催は行っておらず、他の団体の婚活関連活動を紹介している。

- ・結婚支援セミナーの開催

ウ 地域連携事業

- ・社員の結婚を応援する企業への支援(企業訪問等)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	40,567	29,025	40,806
決算額	40,463	28,849	40,721

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	40,185	いきいき岩手支援財団に対する負担金
その他	536	
合計	40,721	

(2) 監査の結果

【指摘 13】負担金の精算について

<要旨>

県の負担金は最終的にいきいき岩手支援財団の予算額となっており、精算行為が行われていない。正確な支出決算を行うよう要請し、負担金の精算を行うべきである。

i-サポ開設時からの、運営に係る収入の内訳は表 31 のとおりである。

表 31 i-サポ運営収入の内訳

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会費収入	4,600	5,850	5,950
県負担金(A)	40,053	28,320	40,185

市町村負担金	4,000	4,000	5,000
民間団体負担金	1,810	1,800	1,800
協賛金	30	0	30
計(B)	50,493	39,970	52,965
県の負担割合(A)/(B)	79.3%	70.9%	75.9%

(出典：県提供データより監査人作成)

県、市町村及び民間団体による負担金抛出の考え方は次のとおりとされている。

- ・初期投資すなわち拠点開設のための経費は全額県が負担する
- ・運営経費の概ね 10%を市町村、5%を民間団体が負担することとし、3年間同額とする
- ・運営経費から会費、市町村・団体負担金等を差し引いた額を県が負担する
県は負担金を年3回に分けて表32のように支出している。

表 32 県負担金の支出時期と内容

支出時期	支出内容
6月	4月、5月の運営経費実績額及び8月までの見込み額
10月	9月の運営経費実績額及び12月までの見込み額
年度末	年間の運営経費予算から6月、10月支出分を差し引いた額

(出典：県提供データより監査人作成)

このように、県の負担金は最終的にいきいき岩手支援財団の予算額となっており、精算行為が行われていない。運営委員会で承認されている収支決算においては、毎年度の支出の合計額は収入額と円単位で一致している。予算策定の精度が高いとしても、人件費、事務所管理費、通信費等の科目から成る決算額が予算額と円単位で一致することは不自然である。いきいき岩手支援財団の実施する他事業との間で共同的に発生する経費の一部もi-サポで負担していることが推測されるが、その実態は不明である。正確な支出内訳額が明確でないということは、県の公金の支出先が不明になっていることを意味するので、不適切である。特に、いきいき岩手支援財団は県の外郭団体であることを考慮すると、県からの支出にはより透明性が確保される必要がある。

県はいきいき岩手支援財団に対し正確な支出決算を行うよう要請し、負担金の精算を行うべきである。

【意見 24】事業実績について

＜要旨＞

成婚数は目標に達していないため、何らかの対策を検討されたい。公費を投入して結婚支援を行う以上、民間にない特色を出していくことも求められると考える。

アクションプランに掲げる本事業の目標値及び実績値は表 33 のとおりである。

表 33 「i-サポ」の事業目標と実績

年度		27	28	29	30	31
会 員 数 (人)(*1)	目標	250	850	1,000	1,150	1,150
	実績	460	996	1,105	-	-
成 婚 数 (組)(*2)A	目標	5	20	30	40	50
	実績	0	10	25	-	-
マッチング (件)	実績	100	459	551	-	-
交際(組)B	実績	49	223	267	-	-
A/B	実績	0%	4.5%	9.4%	-	-

(*1)年度末の会員数 (*2)各年度の成婚数

(出典：県提供データより監査人作成)

会員数は目標を上回っているのに対し、成婚数は目標に達していない。特に交際から成婚に至る割合が低くなっている。このことから、成婚数を増加させるためにはマッチングだけでなく、交際開始後においても何らかの支援が i-サポとして必要なのではないかと考えられる。また、成婚数の目標設定がどのような根拠のもとに行われたか確認し、必要に応じて見直すことも検討の余地がある。

もともと結婚相談所や婚活支援を行う民間団体が数多く存在する中で、公費を投入して結婚支援を行う以上、民間にない特色を出していくことも求められると考える。

【意見 25】コーディネーターの研修について

＜要旨＞

コーディネーターに対しては定期的に対人スキルや個人情報保護に関する研修を行い、会員からの信頼の維持増進に努めることが望ましい。

事業の性格上、i-サポのコーディネーターには高度の対人スキルと秘密保持が必要になると考えられる。所管課に対し、これまでi-サポにおいて行われている研修について質問したところ、全国フォーラムへの参加等が主になっており、対人スキル向上や接遇、カウンセリングスキル、個人情報保護等に関する研修は行われていないとのことであった。コーディネーターと会員との間には相性の良し悪しがあることはやむを得ないとも言える。ただし、仮にコーディネーターが会員に対して良くない印象を持たれてしまった場合、それが SNS 等で拡散されかねず、i-サポの評判に影響しないとも限らない。

したがって、コーディネーターに対しては定期的に対人スキルや個人情報保護に関する研修を行い、会員からの信頼の維持増進に努めることが望ましい。

5. 子育て応援推進事業費

(1) 子育て応援推進事業費の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	1 (3) 男女がともに子育てをする意識の醸成 男女がともに子育てをする意識を醸成します 2 (1) みんなで子育てを支援する地域づくり 地域の子育て支援活動の充実を図ります
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	岩手県子ども・子育て会議条例
事業開始時期	平成 25 年度

本項では、子育て応援推進事業費の予算科目で実施されている、岩手県子ども・子育て会議の開催について記述する。

岩手県子ども・子育て会議の設置は平成 25 年 11 月 1 日で、設置根拠は子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律である。

子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条第 4 項 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
- 2 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

いわて子どもプランにおいても、県の推進体制として「県においては、『岩手県子ども・子育て会議』等の場を通じて県民の意向を把握しながら、具体的な施策の実施や計画の見直し等への反映に努めます」とされている。その意味で、予算規模は大きくないものの、いわて子どもプランの推進にあたり重要な役割を果たすものと位置づけられる。

岩手県子ども・子育て会議の委員数は30名以内で、所掌事項は次のとおりである。

- 1 子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更に係る意見
- 2 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議
- 3 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止の認可、幼保連携型認定こども園に対する事業の停止又は施設の封鎖の命令及び幼保連携型認定こども園の設置の認可の取消しに係る意見

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	2,160	1,291	1,206
決算額	1,322	901	827

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報酬	182	委員報酬
旅費	186	
需用費	281	消耗品
役務費	149	
その他	29	
合計	827	

(2) 監査の結果

子ども・子育て会議の開催時期については、「I-2 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画全体についての監査の結果【意見1】岩手県子ども・子育て会議の開催時期の見直しについて」を参照されたい。

【意見 26】委員の任期について

<要旨>

できるだけ多くの人々から多様な意見が聴取できるよう、委員の再任に上限を設けることを検討されたい。

委員の任期は2年とし、再任されることができるとしている(岩手県子ども・子育て会議条例第2条第2項第3項)。

子ども・子育て会議は意見聴取の場であることからすると、できるだけ多くの人々から多様な意見が聴取できるような委員構成とすることが望ましい。そのために、委員の再任に上限を設けることを検討されたい。

【意見 27】委員構成について

<要旨>

より広く意見を聴取するため、委員の推薦先法人を増やすこと、他の法人に変更すること、地域的なバランスを考慮されたい。

子育て支援分野の委員は1名で、県は平成25年度から29年度まで継続して認定NPO法人いわて子育てネットに推薦を依頼し、当該法人の副理事長が委員に就任している。

所管課では、当該法人が県内において子育て支援事業の実績が豊富であることから推薦を依頼しているとのことである。ただし、子育て支援分野の委員が1名であることと、より広く意見を聴取する必要性に鑑みると、推薦先法人を増やすこと、他の法人に変更することも検討の余地がある。

次に行政分野の委員は2名で、岩手県市長会及び岩手県町村長会から各1名が委嘱されている。

各年度の就任状況は次のとおりである。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
釜石市	釜石市	釜石市	釜石市	宮古市
岩手町	岩手町	岩手町	岩手町	岩手町

それぞれの市町から推薦された委員個人としては入れ替わっているが、所属でみると県内33の全市町村のうち3市町であり、地域的にみても沿岸の市と県北の町に偏っている。より多くの意見を聴取するために、地域的なバランスがとれるよう、配慮されたい。

【意見28】委員の公募について

<要旨>

広く県民に開かれた会議として透明性を高めるために、委員の一部を公募により委嘱することは有効と考える。

広く県民に開かれた会議として透明性を高めるために、委員の一部を公募により委嘱することは有効と考えられる。特に、委員26名のうち子どもの保護者の区分に属する委員は3名となっており、相対的に少ないとみられる。子育てを日々行っている当事者として、また子ども・子育て支援施策の受益者として、子育て中の保護者を一般県民から委員として公募することには意義があると考えられる。

6. 東日本大震災子ども支援センター運営事業

(1) 東日本大震災子ども支援センター運営事業の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(8)被災した保育施設の復旧と 保育サービスの確保 被災した保育所等の復旧支援を促進する。
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	—
事業開始時期	平成 23 年度～平成 25 年度 「東日本大震災中央子ども支援センター」の支援 平成 26 年度～ 「東日本大震災いわて子ども支援センター」に事業が承継され、 引き続き支援

東日本大震災津波で被災した保育所や放課後児童クラブ等の復旧支援を促進するため、保育所等に対して、行事やプログラムの実施を支援している。

県は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)と平成 29 年度東日本大震災津波被災児童支援事業委託契約書(以下「委託契約書」という。)を締結し、東日本大震災いわて子ども支援センター(以下「支援センター」という。)の設置・運営を業務委託している。平成 29 年度は、支援センターにおいて、保育所等の団体が開催する研修会の支援を行ったほか、保育所等に対するバス遠足支援や室内型遊び場の設置等を実施した。

表 34 東日本大震災いわて子ども支援センターの概要

住所	盛岡市高松 3 丁目 7 番 33 号
開設年月日	平成 23 年度
開館時間	午前 8 時 30 分～午後 17 時 15 分
休館日	土日祝日、年末年始
利用料金	なし
主な特徴	<p>【基幹的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地状況調査 ・ 被災地における児童の遊びに関する調査 ・ 子育てに関する啓発活動の実施 <p>【子育て支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育支援者研修

	<ul style="list-style-type: none"> ・親子向け研修会 ・保育所等が開催する研修会のサポート 【健全育成支援事業】 ・保育所等のバス遠足支援 ・園外保育の支援 ・芸術鑑賞機会の提供 ・室内型の遊び場設置
--	--

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	58,717	58,735	58,673
決算額	55,704	58,003	58,626

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	58,626	事業団への業務委託
合計	58,626	

(2) 監査の結果

【指摘 14】消費税の記載誤りについて

<要旨>

提出を受けた書類については、計算の正確性を確認することが必要である。

委託契約書第7条に規定に従い、事業団は委託業務完了に伴い、「平成 29 年度 東日本大震災津波被災児童支援事業委託実績報告書(様式第 2 号)」を提出している。様式第 2 号では、経費精算書類の添付を求めており、事業団は「事業経費精算書」を提出している。また、提出の義務はないが、精算書中の租税公課の説明資料として消費税を計算した調書を添付している。

事業団が提出した消費税計算に関する調書は、一覧性が高く、計算過程もわかりやすく記載されているが、消費税の課税区分に誤りがある。具体的には、職員俸給のすべてを不課税仕入れとしているが、職員俸給の中には通勤手当が含まれており、その分は課税仕入れに計上しなければならない。

平成30年度以降は適正に計算するよう修正が必要である。また、所管課も提出を受けた書類については、計算の正確性を確認しなければならない。

【意見29】委託契約書の記載について

<要旨>

委託業務には診療行為が含まれないため、診療報酬収入は発生しない。契約書の文言を見直すべきである。

委託契約書第12条の文言は、次のとおりである。

第12条 乙が、甲が支払う委託料又は診療報酬収入で取得した備品（以下「備品」という。）については、甲の所有とする。

第12条に「診療報酬収入」の記載があるが、本委託業務において診療行為は含まれないため、診療報酬収入は発生しない。委託業務の内容と整合するよう、契約書の下線部については見直すべきである。

【意見30】再委託について

<要旨>

委託業務の具体的内容や付随する業務について分割の可能性、仕様書の記載方法等を見直し、客観的で競争性及び透明性を確保する事務が行われることが必要である。

委託事業の目的は、「東日本大震災津波により被災した児童の支援ニーズに応えるため、「東日本大震災いわて子ども支援センター」を設置し、同センターにおいて被災児童対策に必要な各種事業を包括的に実施し、被災児童支援を継続的かつ安定的に行うこと」である。

事業の目的からも推察できるが、本事業を実施できる事業者は限られており、所管課においても参加者の有無を確認するために公募手続を実施した。その結果、応募者が現契約者である事業団一者であったことから、随意契約により契約を締結した。

仕様書によると、委託事業の内容は次の4つである。

- ① 岩手県内の支援ニーズ等のデータを収集する、基礎的事業
- ② 児童の養育者等に研修事業を展開する、子育て支援事業
- ③ 遊びや体験のイベント及びバス遠足の支援を行う、健全育成支援事業
- ④ 上記3事業を効果的に実施するために県内市町村や支援団体との連携

この4事業を実施するために、1年間にかかった費用は58,884千円であり、その内訳は次のとおりである。

表 35 事業経費精算書(一部)

(単位:千円)

支出科目	支出額	摘要
人件費支出		
職員俸給	6,366	正規職員
非常勤職員給与	3,799	非常勤事務員
その他	4,953	
事業費支出		
賃借料	17,169	バス等借上げ経費他
車両費	535	ガソリン代金
その他	603	
事務費支出		
業務委託費	14,842	イベント再委託経費他
手数料	6,539	講師謝金他
租税公課	1,216	事業消費税
その他	2,861	
合計	58,884	

(出典:事業団が作成した「事業経費精算書」を監査人が加工)

事業団は、本事業を実施するにあたり、イベント等の開催に係る遊具等の手配、設営、撤去、会場運営等の業務を別の会社に再委託している。再委託の手続は平成29年4月24日に「平成29年度東日本大震災津波被災児童支援事業委託契約に係る一部事業の再委託について(協議)」が知事あてに提出され、5月8日に知事より承諾されている。協議書に記載された再委託の理由は、「大型遊具等の手配のほか、会場の設営、利用者の安全確保要員が必要であることから、それらの用務を一体的に専門

業者に再委託することで、効率的かつ安価に事業実施ができるため。」と記載されている。また、再委託先の業者は、「複数の業者からの企画提案を審査し、選定する」とされている。

そもそも本委託事業は、実施可能な事業者が少なく、公募の手続を行ったにもかかわらず一者しか応募がなかったため、事業団と随意契約を提供した事業である。一方、再委託を行う場合には複数の業者から企画提案が可能であるならば、再委託業務については、初めから県が複数の業者を選定し企画競争による業者選定を実施できた可能性もある。しかも、上記精算書からは、再委託経費他は 14,842 千円であり、契約額の25%を占めており金額的に無視できない。この他にも賃借料のバス等借上げ経費他の 17,169 千円についても事業団の複数の事業者が存在し、競争入札の手続を実施できた可能性がある。

加えて、再委託手続では、協議書に再委託する事業の概要と再委託が必要な理由の記載はあるが、再委託先業者名、会社所在地、再委託業務の予算額等の具体的内容の記載がないまま承諾が行われている。

委託業務の具体的内容や付随する業務についての分割の可能性、仕様書の記載方法等も含めて見直し、客観的で競争性及び透明性を確保する事務が行われることが必要である。

【意見 31】事業経費精算書の様式について

<要旨>

報告様式をできるだけ統一し、より効率的で実効性のある決算報告資料が作成されるようにすることが望ましい。

本事業では委託業務終了後の決算に関する書類が三種類作成されていた。三種類の表の概要は表 36、37、38 のとおりである。それぞれの表は当年度の実際額の合計値は一致しているものの、その内訳は異なっている。異なっている原因は、集計方法の違いや、消費税の税込み又は税抜きの違いによるものである。

予算と決算の差異分析をする効果としては、予算の正確性を事後的に検証すること、実際の業務が効率よく実行できたかを検証すること、そしてその結果を来期の計画に反映させること等があげられる。また、消費税については税込みで処理しても税抜き処理しても結果は同じであるため、どちらかに統一されていけば問題ない。

したがって、報告事務及び、所管課における報告の内容確認作業の費用対効果という観点からは、報告様式をできるだけ統一し、より効率的で実効性のある決算報告資料が作成されるようにすることが望ましい。

表 36 東日本大震災津波被災児童支援事業委託予算明細書

(単位:千円)

項目	当初予算額	精算額
人件費	14,110	13,999
運営費	2,365	4,788
事業費	37,808	35,736
小計	54,283	54,523
消費税相当額	4,343	4,362
合計	58,626	58,884

(出典:「東日本大震災津波被災児童支援事業委託予算明細書」を監査人が加工)

表 37 東日本大震災いわて子ども支援センター

(単位:千円)

項目	予算額(税別)	決算額(税込)
人件費	15,239	15,119
運営費計	3,530	5,171
事業費計	36,643	38,594
運営費+事業費(税別)	40,173	40,524
運営費+事業費(税込)	43,387	43,766
人件費+運営費+事業費(税込)	58,626	58,884

(出典:事業団作成の「平成29年度東日本大震災いわて子ども支援センター」を監査人が加工)

表 38 事業経費精算書

(単位:千円)

項目	支出額(税込)
人件費支出	15,119
事業費支出	18,307
事務費支出	25,458
合計	58,884

(出典:事業団作成の「事業経費精算書」を監査人が加工)

7. いわて子どもの森管理運営費

(1) いわて子どもの森管理運営費の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	3(1) 地域における健全育成活動の推進 地域の健全育成活動を支援します
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	いわて子どもの森条例、いわて子どもの森条例施行規則
事業開始時期	平成 15 年度

本事業は、県立の大型児童館である「いわて子どもの森」の管理運営を行う事業である。

いわて子どもの森は、児童福祉法に定める児童厚生施設である。

児童福祉法

第 40 条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

岩手県には、児童厚生施設として大型児童館 1 か所(いわて子どもの森)の他、平成 29 年度において小型児童館 55 館、児童センター33 か所がある。大型児童館は県内広域の児童を対象とし、県内の小型児童館等の中核的役割を果たすこととされている。

表 39 いわて子どもの森の概要

住所	二戸郡一戸町奥中山西田子 1 4 6 8 - 2
開設年月日	平成 15 年 5 月
開館時間	午前 9 時～午後 7 時 12 月 30 日、1 月 1 日、1 月 2 日は午前 9 時～午後 5 時
施設概要	敷地面積 299,899 m ² 建物 鉄筋コンクリート造地上 4 階地下 1 階 面積 4,164.61 m ² 屋外施設 キャンプ場、大型遊具、みずの広場等
休館日	毎週火曜日、休日の翌日（当該翌日が日曜日、土曜日及び休日に当たる場合を除く） 12 月 29 日から翌年 1 月 1 日まで
利用料金	入場無料

	ただし宿泊室（まんてんハウス）、キャンプ場、会議室、研修室、調理体験室等につき「いわて子どもの森条例」で利用料金を設定
指定管理の導入	第1期平成18年度～20年度、第2期平成21年度～23年度、 第3期平成24年度～26年度、第4期平成27年度～31年度 いずれも非公募

近隣の県における大型児童館の設置状況は次のとおりである。いわて子どもの森はその広さ、自然の豊かさが特徴的と言える。

青森県：大型児童館の設置なし

秋田県：秋田県児童会館「みらいあ」

敷地面積 3,943.08 m²、延床面積 5,672.70 m²

宮城県：宮城県中央児童館（廃止）

いわて子どもの森の指定管理者には、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が平成18年度から4期連続で選定されている。

指定管理業務は「いわて子どもの森の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という）、管理運営業務仕様書及び各年度の協定書に基づき実施されている。事業団からは、これらの定めにより、平成29年度において「いわて子どもの森管理計画書」「岩手県立児童館いわて子どもの森事業計画」「いわて子どもの森管理運営定期報告書」「いわて子どもの森管理報告書」が提出されている。

平成29年度の事業として、ワークショップや季節ごとのイベントの開催、地域巡回事業（移動児童館）、「いのちのおはなしキャラバン」事業、被災地児童の招待事業等を実施し、児童の健全育成に努めた。また、放課後児童クラブ職員等研修会やボランティア研修会を実施し、遊びの普及や指導者・ボランティアの育成を図った。

直近5年度の入場者数は、表40のように20万人を超える水準で推移している。

表 40 いわて子どもの森の入場者数推移

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入場者数	217,004	211,685	225,607	212,310	204,555

（出典：県提供データより監査人作成）

平成29年度の入場者数を月次で見ると表41のとおり、最も多い5月は最も少ない2月の約10倍となっており、季節による変動が大きい。

表 41 いわて子どもの森の平成 29 年度月別入場者数

(単位:人)

月	入場者数
4	11,062
5	40,603
6	19,668
7	23,113
8	38,194
9	16,661
10	16,287
11	9,154
12	4,978
1	9,455
2	4,054
3	11,326
合計	204,555

(出典: 県提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位: 千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	241,090	179,155	221,176
決算額	184,737	173,321	219,706

③ 事業費の主な内訳

(単位: 千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	172,559	社会福祉事業団への指定管理料
工事請負費	47,147	屋根等改修工事
合計	219,706	

(2) 監査の結果

【指摘 15】システム台帳の整備について

<要旨>

基本協定書に規定するシステム台帳が整備されていない。基本協定書に準拠した取扱いがなされるよう、指定管理者に確認する必要がある。

基本協定書においてシステムの管理につき次のように定められており、必要な場合にはシステムの引継ぎが可能になっている必要がある。

(システムの管理)

第 18 条 乙が、甲が支払う委託料又は利用料金収入で構築したシステム(ホームページを含む。以下「システム」という。)については、第 5 条に規定する期間が満了したとき又は第 27 条の規定によりこの協定が解除されたときは、甲又は甲が指定した者に対してそのシステムを引き継ぐものとする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、システムの台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない。

所管課によると、基本協定書第 18 条にいうシステムに該当するものとしてはいわて子どもの森ホームページがあるとのことである。ここで、基本協定書末尾に記載された、指定管理者が管理を行う物件の一覧表にはシステムが含まれていないため、当該ホームページは基本協定書第 18 条第 1 項にいう「委託料又は利用料金収入で構築したシステム」に該当すると推定される。また、事業団が県に提出した「平成 29 年度いわて子どもの森管理報告書」には、管理運営の実施状況に関する事項としてシステム構築という項目があり、次のような記載となっている。

システム名	システムの概要
メールによる利用予約	まんてんハウス及びキャンプ場のメール予約、ホームページの改良

しかし、平成 29 年度において基本協定書第 18 条第 2 項に規定するシステムの台帳は整備されていなかった。県は、いわて子どもの森ホームページについて基本協定書の規定に準拠した取扱いがなされるよう、事業団に確認する必要がある。

システムの台帳に記載すべき事項として一般的にはシステム名、仕様、作成者、作成時期、金額、保守改良の記録、アクセス権限の付与記録等があげられる。これらをもれなく記載することで、必要な場合にいつでも引継ぎができるようになる。

【指摘 16】再委託の承認について

<要旨>

県による再委託の承認は、指定管理業務の適切性を確保する上で、事前になされるべきものであるから、基本協定書の趣旨に沿って仕様書の文言を改める必要がある。

基本協定書において、管理運営業務の再委託につき次のように定められている。

(再委託の制限)

第 20 条 乙は、管理運営の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、個別業務についてあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

一方、仕様書に定める「いわて子どもの森管理計画書」様式第 1 号においては、「(10)委託する業務」の項目につき「契約書の写しを添付すること。(まだ契約していない業務については、契約後速やかに提出すること。)」と注記されており、添付する契約書の写しとして契約後のものを求めている。この注記は、再委託につきあらかじめ甲の承認を要するとする基本協定書と矛盾している。県による再委託の承認は、指定管理業務の適切性を確保する上で、事前になされるべきものである。

したがって県は、仕様書の文言を、基本協定書の趣旨に沿って「契約書案の写しを添付すること。」のように改める必要がある。

【指摘 17】再委託の報告もれについて

<要旨>

指定管理者からの管理報告書の内容を十分に検討し、抜け・もれ・矛盾等については説明を求めるべきである。

「平成 29 年度いわて子どもの森管理報告書」は基本協定書第 11 条に定める、年度の報告書である。これを閲覧したところ、「4 経理の状況に関する事項 (1) 管理運営経費」に記載された委託料 9 件(総額 60,901,932 円)に対し、「別添2 外部委託業

務」に記載された委託業務は7件(総額58,564,080円)となっており、2件(計2,337,852円)については業務名、業務内容、受託業者名、契約額が不明であった。当該2件については【指摘2】で述べた「いわて子どもの森管理計画書」にも記載がないため、県として再委託の承認がなされないまま、事業団から再委託されたことになる。これは書類上の手続にとどまらず、公金の支出先が不明という点でも大きな問題点と言える。

県は、「いわて子どもの森管理報告書」を承認して指定管理料を支出しているが、指定管理業務の完了確認にあたっては「いわて子どもの森管理報告書」の内容を十分に検討し、抜け・もれ・矛盾等については事業団に説明を求めるべきである。

【指摘18】入場者の属性データについて

<要旨>

児童厚生施設としての設置目的からすると、少なくとも子どもの入場者数は把握すべきである。

いわて子どもの森では入場者数のカウント方法として、建物正面入口のセンサーでカウントする他、車での来場者については駐車場のモニター画面を職員が見て数えているとのことである。そのため、入場者全体の人数は把握できるが、その内訳として年齢層、性別といった基礎的な属性データが取れていない。この点は入場無料であることと関係しており、有料施設の利用者については利用申込み受付の手続上、属性を把握している。

児童厚生施設としての設置目的からすると、有料無料を問わず、少なくとも子どもの入場者数は把握すべきである。

【意見32】管理物件の実地確認について

<要旨>

現物の状況確認について実施時期、実施時点での状況を記録した事跡を残すことが望ましい。

基本協定書において、管理物件について次のとおり定められている。

(管理物件)

第3条 子どもの森を構成する公有財産及び備品のうち、乙が管理を行うもの(以下

「管理物件」という。)は、末尾記載のとおりとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

事業団に管理物件の管理について質問したところ、管理台帳を基に年1回程度定期的に状況確認を行い、故障等により更新・廃棄が必要な場合は県及び法人事務局に報告し、管理物件のリストを毎年度更新しているとのことであった。しかし、現物の状況確認について実施時期、実施時点での状況を記録した事跡が残されてていない。そのため現状では、どこに何が何個、どのような状態で存在するか、担当職員の記憶に頼らざるをえない。

管理物件は屋外の立木、工作物から屋内の備品まで多岐にわたっている。その中には、フェンスのように固定されたものもあれば、楽器セットのように子どもの利用によりばらばらになりやすいものも含まれている。状況確認を行ったのであれば、その記録を確実に残すことが望まれる。

【意見 33】指定管理に係る収入・支出の報告について

<要旨>

集計ミスの再発防止策を要請するとともに、指定管理者の事業管理、特に収入・支出報告に係る業務について、集計ミスを防ぐためにどのような仕組みがとられるか具体的に確認することが望ましい。

管理運営業務仕様書において、指定管理に関する会計処理につき次のように定められている。

第 10 乙は、管理運営に関する会計処理については、乙が行う他の事業と独立した区分経理としなければならない。

この規定及び社会福祉法人会計基準に従い、事業団では「いわて子どもの森拠点区分」を設けて会計処理を行っている。

「平成 29 年度いわて子どもの森管理報告書」の報告事項のうち、収入・支出に関する事項を「いわて子どもの森拠点区分」資金収支計算書と照合したところ、本来一致すべき項目につき、表 42 のような差異が見られた。利用料金収入についてはさらに、月次で提出されている「いわて子どもの森管理運営定期報告書」において報告された各月の利用料金収入の合計額 6,453,040 円と管理報告書の金額 6,457,860 円の間にも 4,820 円の差異がある。

表 42 いわて子どもの森に係る収入・支出の比較

(単位:円)

項目	管理報告書	資金収支計算書	差異
利用料金収入	6,457,860	6,399,050	58,810
人件費	60,526,788	59,685,895	840,893

(出典:指定管理者提供データより監査人作成)

所管課を通して事業団に確認したところ、いずれもいわて子どもの森担当者の集計ミスによって差異が生じたもので、資金収支計算書の金額が正しいとの回答を得た。

県は、事業団に対して集計ミスの再発防止策を要請するとともに、事業団の事業管理、特に収入・支出報告に係る業務について、集計ミスを防止するためにどのような仕組みがとられるか具体的に確認することが望ましい。「①事業の概要」に記したように事業団は平成18年度以来12年間にわたり指定管理を受託していることからすると、集計ミスが起こるような事務管理体制が継続していた可能性も否めない。

あるいは、指定管理に係る収入・支出の報告の添付資料として、社会福祉法人会計に基づく「いわて子どもの森拠点区分」資金収支計算書を提出させることも検討の余地がある。

【意見34】減価償却費の取扱いについて

<要旨>

県は、管理運営経費として報告する内容について、社会福祉事業団とも確認した上で仕様書に明記することが望ましい。

「平成29年度いわて子どもの森管理報告書」の「4 経理の状況に関する事項 (1) 管理運営経費」には減価償却費149,475円が記載されている。減価償却費は他の管理運営経費項目と異なり、現金支出を伴わない費用である。県が管理運営経費の報告を求める趣旨として、指定管理料で事業の支出がまかなえているか、どのような内訳で費消されているか確認するためであるとすれば、管理運営経費としては現金支出のみを集計するのが妥当である。また、「【意見1】指定管理に係る収入・支出の報告について」で記載した人件費を除き、水道光熱費、通信運搬費等他の項目については「いわて子どもの森拠点区分」資金収支計算書と整合していることから、管理運営経費には現金支出を計上するものと考えられる。

県は、管理運営経費として報告する内容について、事業団とも確認した上で仕様書に明記することが望ましい。

【意見 35】収入確保の取組について**<要旨>**

今後の大規模修繕に備えるため、入場料を設けることには検討の余地がある。

いわて子どもの森は開設から 15 年が経過し、施設の老朽化や故障により長期間にわたって使用禁止となった状態のものが複数存在するに至っている。利用者の安全を確保しながら施設運営を適切に行うためには、指定管理料に含まれる修繕費の予算だけでは対応できないような、大規模修繕を必要とする時期にきている。そこで収入確保の取組が必要となるが、開設以来「いわて子どもの森条例」では、宿泊室(まんてんハウス)、キャンプ場、会議室、研修室、調理体験室等につき利用料金を設定しているが、いわて子どもの森への入場自体は無料としている。利用料金の改定は必要に応じて行われているものの、平成 29 年度において利用料金収入は修繕費の金額を下回る規模であり、それ以上の修繕にはさらに何らかの財源が必要となる。

県は屋外ウッドデッキの改修、屋内大型遊具修繕等につき大規模施設整備計画を策定しており、財源として次世代育成支援対策施設整備交付金の活用が可能と見込んでいる。ただしこれは、国の財政にもゆとりがないことから、国の予算次第では不採択となる可能性もある。その場合は、自己財源を前提とせざるを得ない。

いわて子どもの森は児童厚生施設であるから、子どもの入場は無料とすべきだとしても、大人の利用について入場料を設けることには検討の余地がある。年間入場者約 20 万人のうち 4 分の 1 が大人だと仮定し、入場料を一人 100 円とすると、5 百万円(=200,000×1/4×100)の収入が見込める。あるいは、一戸町という立地の関係で県南・沿岸地域からの来場が相対的に少なく、青森県・秋田県からの来場が多いことに鑑みると、受益者負担の観点から他県利用者に入場料を負担してもらうことも考えられる。

【意見 36】知的財産権の取扱いについて**<要旨>**

今後の大規模修繕に備えるため、県は、設計者等関係者との間で、キャラクターや意匠の維持と修繕・更新の円滑を図るよう、調整を図っていくことが望まれる。

いわて子どもの森は山添計画工房、三衡設計舎、若松六本木設計の共同作品である。山添計画工房は県内の公共工事として、いわて子どもの森以外に岩手県農業研究センター、原敬記念館等を手がけている(以上山添計画工房のウェブサイトによる)。

開設当初から、設計者による独特のキャラクターや意匠が園内に使用され、全体で一つの世界観が表現されている点に大きな特徴があり、それがいわて子どもの森の魅力の一つになっていると言える。

その一方で、事業団からは次のような説明を受けた。設計者の了承なしには遊具、サインボード等の改変ができない、すなわち、修繕や更新が必要となった場合に、元のキャラクターや意匠を生かす形としなければならず、そのため受注できる業者が限定されたり、経費が多額になったりすることがある。この点が修繕を行う上で一つのネックとなっている。

もとより、修繕・更新は利用者の安全安心を確保しながら施設を楽しんでもらうことを目的とする。今後施設の老朽化が進むにつれて修繕・更新は避けがたい。県はこの点を踏まえて、設計者等関係者との間で、キャラクターや意匠の維持と修繕・更新の円滑を図るよう、調整を図っていくことが望まれる。

【意見 37】災害時等訓練について

<要旨>

地元消防や警察とも連携し、獣害に対する訓練の必要性につき検討することが望まれる。

事業団は、「いわて子どもの森管理計画書」の中で災害時等訓練計画を策定し、総合防災訓練、防水訓練、防犯訓練等を実施している。ただし、近年特に問題となっている獣害に対する訓練は行われていない。

いわて子どもの森は一戸町の山林・保安林等の中に立地しており、園内においてもクマ、シカ、イノシシ等野生動物の目撃情報が増えている。事業団は戸外で爆竹を鳴らす、音楽を流す、生ごみを迅速に処理する等によって、野生動物の利用者への接近を防いでいるとしている。しかし万一、利用者特に子どもが襲われた場合に備えて、県は地元消防や警察とも連携し、獣害に対する訓練の必要性につき検討することが望まれる。

8. 児童保護措置費

(1) 児童保護措置費の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	3(4) 社会的養護体制の充実 社会的養護体制の充実を図ります
アクションプランにおける指標	活動内容指標：－
	成果指標：－
実施根拠	児童福祉法
事業開始時期	いわて子どもプラン策定以前

ア. 施策の推進方向と実施状況

児童養護施設等及び乳児院が策定した「家庭的養護推進計画」に対する技術的な助言を行うとともに、「岩手県家庭的養護推進計画」に基づき、関係機関と連携して児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進を図り、本体施設、グループホーム等の整備について地域の実情に即した取組を推進するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修や運営に係る経費について支援している。

平成 29 年度においては児童養護施設等の定員を 25 人削減し、4 施設に里親支援専門相談員、7 施設に心理療法担当職員を配置した。小規模グループケアは 8 施設内 21 グループで実施し、地域小規模児童養護施設は 4 施設内 6 箇所となった。これらを含む児童養護施設等に対して、運営に係る経費を負担し、平成 30 年度の地域小規模児童養護施設の増設及び平成 31 年度以降の改築に向けて助言を行った。

イ. 児童入所施設措置費

a. 県が直接支弁する費用

児童保護措置費事業においては、その支出の大半が児童福祉法による児童入所施設措置費等で占められる。児童入所施設措置費は、都道府県や市町村が児童福祉施設に入所措置等を行った場合、または里親等への委託の措置をとった場合に保護や養育等に要する費用をいい、措置した都道府県等の支弁が義務づけられる(児童福祉法第 50 条第 6 号の 2、第 7 号、第 7 号の 3、第 8 号)。

岩手県においては、次表における県内の児童養護施設、地域小規模児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設及び里親に対して措置費を支弁するほか、県外のファミリーホームに委託する児童に係る措置費を支弁している。

当該措置費は、各会計年度を単位として支弁総額から徴収金を控除した額を基本額として、その2分の1の額を国庫が負担し(児童福祉法第53条)、県が残りの2分の1を負担する。

表 43 岩手県の児童入所施設等の状況(平成29年度末)

(単位：箇所、人)

種 類	施設数	定員計
<u>児童養護施設(児童福祉法第41条)</u> 満1歳以上の保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設	6	264
<u>地域小規模児童養護施設</u> 1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れ地域の民間住宅等を活用して養育する施設	6	36
<u>乳児院(児童福祉法第37条)</u> 乳児(特に必要のある場合にはおおむね2歳未満の幼児も含め)を入院させて、養育することを目的とする施設	2	45
<u>自立援助ホーム(児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6)</u> 義務教育終了後の20歳未満の児童で、児童養護施設等を退所した者又はその他都道府県知事が必要と認めた者に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業	1	6
<u>児童心理治療施設(児童福祉法第43条の2)</u> 家庭環境、学校における交友関係、その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、心理に関する治療及び生活指導を行うことを目的とする施設	1	50
<u>小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(児童福祉法第6条の3第8項)</u> 養育里親の経験など一定の要件を満たした3人以上の養育者により、その住居(定員5～6人)において、児童を養育する事業	- (*1)	-
<u>母子生活支援施設(児童福祉法第38条)</u> 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	1	30

種 類	施設数	定員計
<u>里親委託（児童福祉法第45条の2）</u> 児童相談所が保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を、研修終了など一定の要件を満たし都道府県知事に適当と認められた者に委託する制度	-	-

（出典：児童福祉法、県提供データ、岩手県家庭的養護推進計画より監査人作成）

*1：県内に施設はなく、県外の施設へ委託している。

国庫負担の対象となる入所児童等1人（世帯）当たりの措置費の単価を、保護単価といい、厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日 厚生省発児第86号厚生事務次官通知、以下「交付要綱」という。）に従って計算される。

保護単価は、各年度のはじめに知事により費目ごとに個々の施設単位に定めるとされているが、県の実務においては、当該年度の途中にも要綱の改定が行われるため、4月まで遡って単価を適用し、措置費を精算する処理が行われている。

措置費は、事務費と事業費に大別され、事業費はさらに細分化されている。

事務費は児童福祉施設を運営するために必要な人件費その他事務の実行に伴う諸経費をいい、交付要綱においてはほとんどの場合、費目における単価に施設の定員数、対象となる措置児童数や職員数を乗じて算定される。

事業費は、事務費以外の経費であって、主として直接入所児童のために使われる一般生活費、教育諸費（教育費、幼稚園費、学校給食費等）その他の雑費（医療費、葬祭費等）である。費目も広範にわたり、支弁額は、保護単価に対象となる措置児童数等を乗じて算定するほか、教育費の一部や学校給食費のように実費によるものもある。また里親に対しては里親手当、里親受託支度費及び里親委託児童通院費が支弁される。

交付要綱で定められた措置費以外の県単独の措置費としては、入所児童等に対する社会参加促進費、高等学校等に通う児童に対する特別育成費、里親賠償責任保険加入費がある。

b. 市町村分措置費の県負担金

児童入所施設措置費のうち母子生活支援施設及び助産施設の措置費で市町村が措置等の主体になるものについては、前述の基本額の2分の1を国庫が負担し、残額を市町村と県で4分の1ずつ負担する。県では対象となる市町村（平成29年度は8市）に対して負担金を支出している。

ウ. 児童家庭支援センター

児童入所施設以外の児童福祉施設として、大船渡市に児童家庭支援センターを設置している。同センターは、地域の児童福祉に関する様々な問題について、児童、保護者、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導を行うほか、児童相談所、児童養護施設との連絡調整を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする活動を行う(児童福祉法第44条の2)。「児童家庭支援センター設置運営要綱」(平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知)2によれば、設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とされており、岩手県においては、社会福祉法人大洋会に委託している。

運営に必要な事務費(人件費)、事業費については「児童虐待・DV等総合支援事業費国庫負担金交付要綱」(平成19年12月3日 厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知)により心理療法を担当する職員数や相談件数などに応じて算定された額の2分の1を国庫が負担する。

エ. 業務体制

児童保護措置費のうち、児童養護施設、里親、乳児院、自立援助ホーム、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、及びファミリーホーム(以下「児童養護施設等」という。)への委託料については、各施設及び里親に対する毎月の費用認定を福祉総合相談センターにおいて行い、交付要綱の単価改定に従い、各施設の単価を設定及び変更する業務を子ども子育て支援課が行っている。市町村分措置費の県負担金や児童家庭支援センターへの委託業務についても子ども子育て支援課が事務を担当している。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	2,178,759	2,193,010	2,338,208
決算額	2,162,762	2,161,763	2,298,628

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	2,293,212	児童保護措置費
負担金、補助及び交付金	5,416	児童入所施設措置費市町村分県負担金(8市)
合計	2,298,628	

平成 29 年度委託料決算額の内訳

(単位：千円)

医療費審査手数料	617
児童養護施設委託料	1,320,404
里親委託料	146,748
乳児院委託料	393,581
自立援助ホーム委託料	19,472
児童心理治療施設委託料	233,083
児童家庭支援センター委託料	14,787
地域小規模児童養護施設委託料	144,742
ファミリーホーム委託料	6,102
母子生活支援施設委託料	13,676
合計	2,293,212

(2) 監査の結果

【意見 38】措置費の科目について

＜要旨＞

措置費を委託料の予算科目で支出しているが、義務的経費としての性質を重視するならば、委託料でありながら委託契約書を不要とする取扱いではなく、本来扶助費として支出することが妥当な取り扱いと考えられる。

福祉総合相談センター(以下「センター」という。)で費用認定を行っている、児童養護施設、里親、乳児院、自立援助ホーム、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、及びファミリーホーム(以下「児童養護施設等」という。)への措置費は、県の予算科目で委託料として支出されているが、各施設とは、従来から委託契約書は取り交わしていないとのことである。

平成 29 年度においては、委託契約施行・契約伺いを施設ごとに起案し、決裁を得ることで業務を執行している。その際、伺いには契約書案ではなく、施設長宛にセンター長名で送付される「平成 29 年度児童保護措置費の請求事務について」という文書案を添付しているが、この文書により年度の請求スケジュールと業務報告に必要な提出書類の様式が通知されることになる。

委託契約書を取り交わさない件に関連して、センターにおいて保管されていた平成 16 年作成のメモの要旨は次のとおりである。

- ・ 委託料であるにもかかわらず、委託契約書を取り交わしていないことについては、過去にも出納局や監査委員事務局等から疑義が呈されてきた。
- ・ 東北の他県では、扶助費、負担金がほとんどで、仙台市のみが委託料である。
- ・ 時期は不明であるが、予算科目を扶助費に変更しようとしたこともあったが、財政課との調整が整わなかった経緯がある。(監査人注 1)
- ・ 県においては、児童福祉施設は児童福祉法上、児童の措置を前提に設置されるものであること、支弁する費用の主旨は扶助費的な意味合いであること、知的障害者の措置（現 支援費）の関係では、委託決定通知書によって契約書を省略できる旨の昭和 35 年の厚生省社会局長通知（監査人注 2）があること等により、契約書の取り交わしを省略する考えを採ってきていた。
- ・ 最終的には平成 16 年 3 月 1 日付の児童家庭課（当時）と出納局出納課の間の協議により、県が行う児童福祉施設への入所措置は、行政処分であり、民法上の契約とは異なるため、契約伺いで支出負担行為を行うという主旨には合わないものであり、契約書は不要との結論に達した（児童家庭課において起案し、課長決裁された「電話（口頭）受付票」の写しを添付している）。

（監査人注 1:メモに記録されている内容ではあるが、今般の包括外部監査では事実関係を確認することができなかった）

（監査人注 2:「社会福祉法人又は心身障害者福祉協会の設置する施設への援護委託制度の運営について」昭和 35 年 10 月 13 日 社発第 632 号）

このように児童養護施設等に対する児童保護措置費については、委託料として支出しながら、その扶助費としての性質と知的障害者の措置を対象とした昭和 35 年の厚生省社会局長通知の援用を根拠に、委託契約書は取り交わさないという処理を一貫して行ってきた。しかし、このうち昭和 35 年の厚生省社会局長通知については、確か

に委託契約書の作成や様式に関する規定はないものの、契約書の作成自体を不要とする規定も見当たらず、根拠として十分とは言えないと考えられる。

児童養護施設等への入所措置は行政処分であり、県は措置費を支弁する義務がある。これは委託契約によりサービスの対価を支払うこととは性質を異にするものである。このような義務的経費としての性質を重視するならば、委託料でありながら委託契約書を不要とする取扱いではなく、本来扶助費として支出することが妥当な取り扱いと考えられる。

【意見 39】措置費の認定業務について

<要旨>

全体としての業務負担が過大になっているため、精算払いの回数や概算払いの事務作業を見直し、合理的で事務負担を軽減する手続へ改善することが望まれる。

センターにおいては、児童女性部女性相談課の担当者1名が、原則として各月5日までに各施設から送付される請求書及び業務完了報告書を内容確認したうえで、委託業務完了確認調書を作成する。同課の課長が確認調書を検査したのち、センターの総務課へ支払手続のため回付する。

当該担当者は、主査相談調査員の肩書を持ち、相談業務と兼務で措置費の認定の業務を行っているが、このような兼務による体制は従来より続いているとのことである。

現状は相談業務が増加傾向であり、措置費の認定業務の担当を兼ねることにより、全体としての業務負担が過大になっていることは否定できない。相談対応のノウハウを持った職員については、それ以外の事務作業の負担はできるだけ少なくすることが本来は望ましい。しかし、一方で現行の人員体制において事務作業の担当者を増員することなども容易でないと推察される。

したがって、まず現行の業務の運用の見直しにより業務負担の減少を図ることが望まれる。

児童保護措置費の費用認定業務の運用状況を各施設からの請求書や業務完了報告書をサンプルで閲覧し、手続を確認したところ、支弁される費用の額に誤りはなかったものの、次のような点で事務作業が煩雑かつわかりづらいものになっていると考えられる。

①精算払いの回数

現行の児童保護措置費は、原則として各施設へ支出予定月の前月に概算で前払を行った後、支出月の翌月に精算払いを行うスケジュールとなっている。このため年度

開始月の4月と年度末の3月を除くとそれぞれ1か月分の概算払いと精算払いが同時に請求されることになる。さらに毎年11月頃には、交付要綱において単価の改訂が行われるため、4月～10月までの措置費を改訂後の単価で遡及して再計算し、月次払とは別に12月に差額精算が行われている。

これらの請求スケジュールについては、法令や交付要綱などにおいて規定があるものではなく、各施設との文書による取り決めもないため、慣行として続けられてきたとのことである。

交付要綱によれば、支弁される措置費については毎月概算払いする義務はあるが、精算については特段言及されていない。

概算払いののうち、差額精算される金額は、単価が設定されていない実費(例:教材費)の発生額が多い月を除けば通常は僅少であり、各施設の資金繰りへ重大な影響を与えているとは言い難いものもある。したがって、精算のタイミングを集約することで事務負担の軽減を図る余地はあると考えられる。

②概算払いの対象費目について

月次の請求において、概算払いで請求する費目と実費のみを精算払いで後日請求する費目は、各施設で異なっており統一されていない。例えば、教材費において、ある施設では実費の全額を翌月の精算払いで請求しているが、他の施設では概算払いで請求を行い、後日差額を精算払いで請求している。これらの条件は、同一施設においては毎月継続して運用されているが、各施設単位の文書の取り決めはなく、慣行として行われてきたとのことである。

本来、同じサービスを提供する施設においては、概算払いする費目と実費精算する費目についても、原則として同じ条件にすることが合理的であり、その結果としてセンターの事務処理の負担軽減につながると考えられる。

各施設においては、資金面の事情から一部例外を許容せざるを得ないこともありうるが、そのような場合であっても、各施設の支払い条件については文書等で取り決めを行うことが考えられる。

以上の2点を考慮しつつ、業務内容を見直してより合理的で事務負担を軽減する手続へ改善することが望まれる。

9. いわてこどもケアセンター設置運営事業

(1) いわてこどもケアセンター設置運営事業の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	3(7) 被災児童に対する支援の推進 被災児童に対する支援を推進します
アクションプランにおける指標	活動内容指標:いわてこどもケアセンターの設置 地域こどもケアセンターの開設
	成果指標:いわてこどもケアセンターの開設回数 地域こどもケアセンターの開設回数
実施根拠	—
事業開始時期	平成 25 年度

「いわてこどもケアセンター」(以下「こどもケアセンター」という。)を拠点として、震災ストレスへの専門的な治療のほか、児童精神科医や臨床心理士等の専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、被災した子どもや家族への心のケアを継続的に実施している。

県では、東日本大震災津波で被災した子どもたちの心のケアを行うために、平成 23 年 6 月以降、宮古、釜石、気仙の各地区に順次設置された「子どものこころのケアセンター」において、県内外の児童精神科医の支援を受け、被災した子どもや家族、学校関係機関の相談支援を実施してきた。

こどもケアセンターは、子どものこころのケアを中長期にわたって担う全県的な拠点施設として平成 25 年 5 月に学校法人岩手医科大学(以下「岩手医科大学」という。)矢巾キャンパス内に開設され、巡回診療も含む子どもの心の診療等を岩手医科大学に委託して行っている。

主な事業は下記のとおりである。

ア. 子どもの心の診療 (児童精神科クリニック・巡回診療)

イ. 支援者研修・コンサルテーション

ウ. 人材育成・専門職育成

エ. 子どもの心のケアの普及・啓発

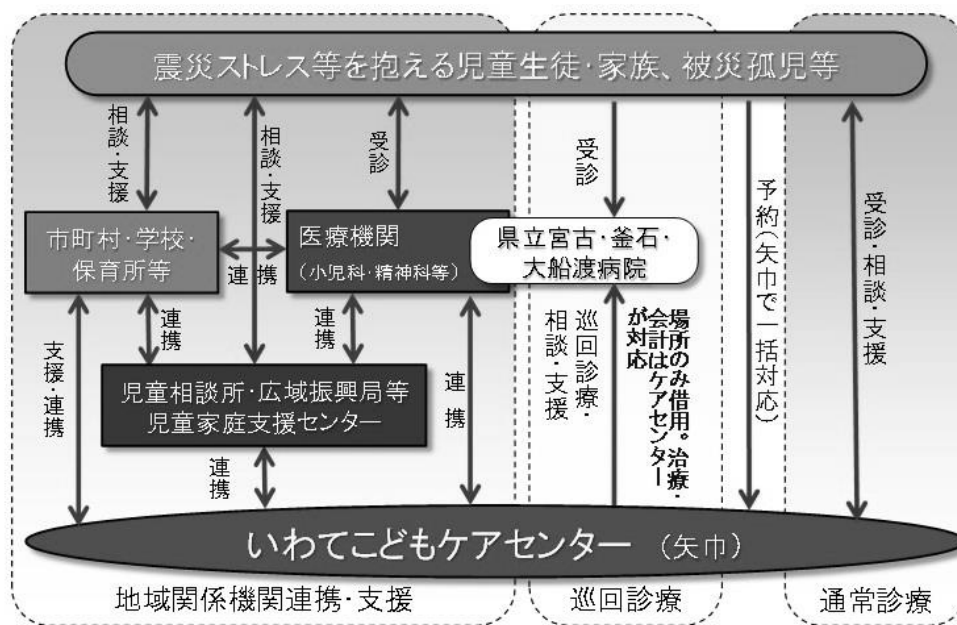
オ. 調査・研究

平成 29 年度においては、矢巾センターでの診療や、宮古、釜石、気仙地域における各週 1 回の巡回診療(地域こどもケアセンター)により専門的なこころのケアを引き続き実施した(延受診件数 7,663 件、うち新患 313 件)ほか、沿岸地区を中心に研修会や多職種症例検討会を開催した。

表 44 いわてこどもケアセンターの概要

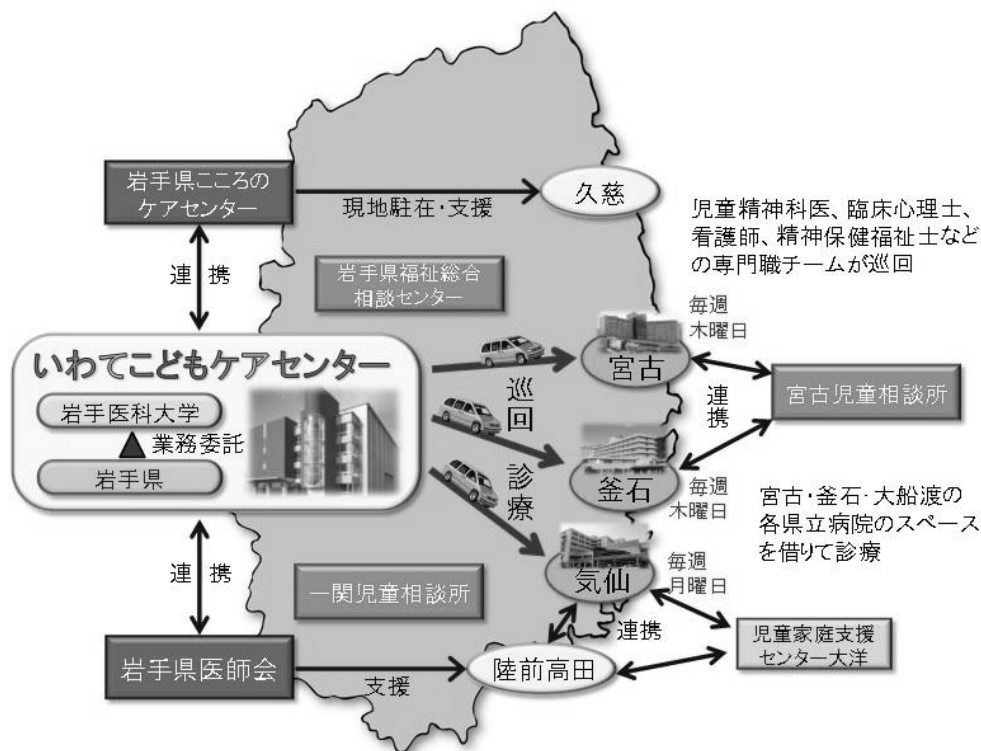
住所	矢巾町西徳田1-1-1 岩手医科大学矢巾キャンパス内
開設年月日	平成25年5月8日
診察時間	午前9時～午後5時
休診日	土日祝祭日、年末年始
利用料金	診療報酬
主な特徴	東日本大震災津波で被災した子どもたちの心のケアを行う拠点として幼児から15歳までを対象として児童精神科の保険診療を完全予約制で実施している。センターにおける診療以外に週1回3か所の沿岸ランチでも診療を行っている。 [沿岸ランチ] 宮古 毎週木曜日 県立宮古病院内 釜石 毎週木曜日 県立釜石病院内 気仙 毎週月曜日 県立大船渡病院内

図 2 いわてこどもケアセンター受診の流れ



(出典：県提供データ)

図 3 こどもケアセンター巡回医療システム概念図



(出典: 県提供データ)

表 45 平成 29 年度いわてこどもケアセンター診療・相談件数等

(単位: 人、件)

	いわてこども ケアセンター	巡回診療			合計
		宮古地区	釜石地区	気仙地区	
受診人数	4,410	497	390	359	5,656
(うち新患)	255	21	18	19	313
診療件数	6,061	624	549	429	7,663
診療以外の相談 延べ人数(*1)	144	13	16	18	191

(出典: 県提供データより監査人作成)

*1 支援会議等を含む

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 *1
予算額	148,533	148,803	148,507
決算額	148,271	148,487	136,255

*1 こどもケアセンター設置運営事業の委託料は、人件費、管理運営費、事業費の支出額から診療報酬収入を控除した額として算定されるが、平成 29 年度においては、当初予算の想定を上回る数の患者の診療により診療報酬が増加したことに加え、交換予定であった備品等の購入を年度中に行わなかったことによる管理運営費の減少により、委託料の決算額が予算額を下回った。

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
共済費	247	臨時職員分共済費
賃金	1,754	臨時職員分賃金
旅費	264	職員出張旅費
需用費	100	紙代、コピー代等
役務費	35	通信費等
委託料	133,855	いわてこどもケアセンター設置運営事業委託
合計	136,255	

(2) 監査の結果

【意見 40】患者数の増加への対応について

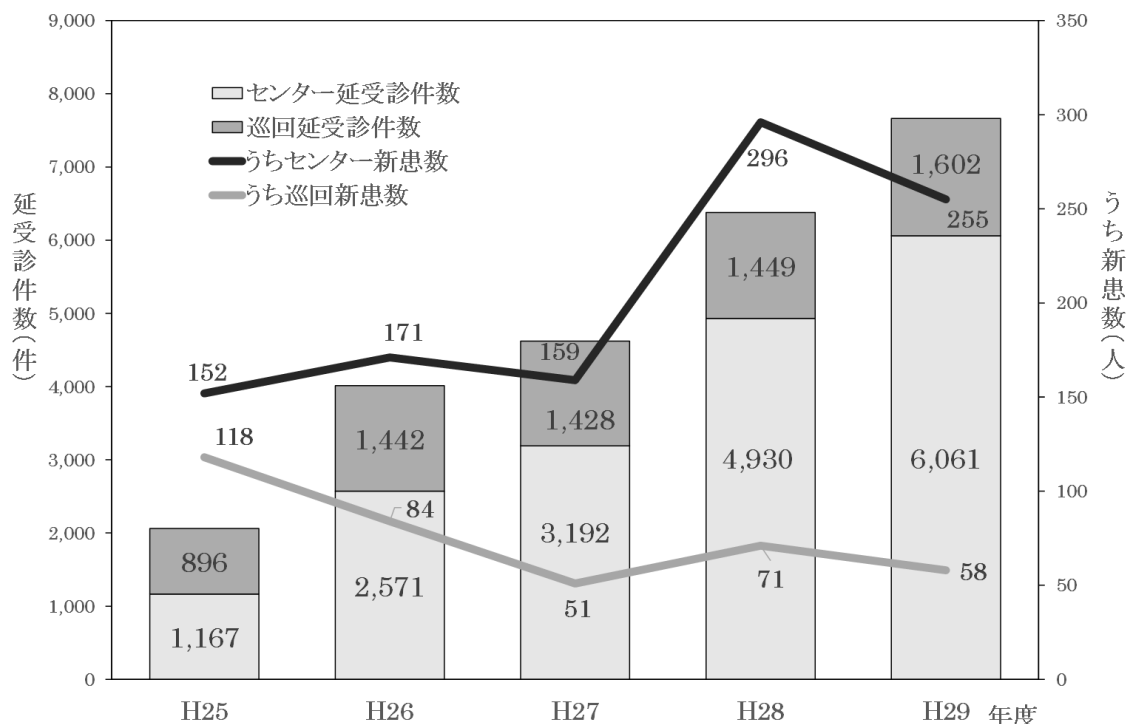
<要旨>

こどもケアセンターの受診件数は開設以来年々増加の一途を辿っているため、診療機関や相談機関の利用の適正化を図る仕組みを早期に機能させることが望まれる。

こどもケアセンターの受診件数は、開設以来年々増加の一途を辿っている。また、診療体制が整備されたことで継続的な専門療法の実施も可能となり1人あたりの受診

回数も増加してきている。一方、新患数は、平成29年度において313人(センター255人、巡回58人)となり、前年度より15%減少している。これは、児童精神科の医師や専門職等が不足し、増加するニーズに応えきれていない面も反映していると考えられる。

図4 いわてこどもケアセンター延受診件数及び新患数推移



(出典：県提供データより監査人作成)

こどもケアセンターの利用案内には「予約の混み具合により、予約から初診まで数ヶ月お待ちいただくことがあります。」との記載があるが、子ども子育て支援課の担当者によれば、現状では初診の場合、それ以上の期間を待たざるを得ない場合も少なくないとのことである。また、「岩手県立療育センター」は、平成30年1月に障害児支援の拠点として岩手医科大学矢巾キャンパスの敷地に移設されたが、同センターの診療部門の児童精神科と双方を予約し、より早いほうで受診するという場合もあるとのことである。さらに、いわゆる子どものこころのケア全般においてカウンセラーなどが不足していることから、本来なら診療外での対応が適切なケースが対象となることもありうるとのことである。

もとより県においては、上記の岩手県立療育センター(所管課:保健福祉部障がい保健福祉課)やスクールカウンセラー制度(所管課:教育委員会事務局学校調整課)のように異なる所管課で隣接する機能を担う機関や制度があるため、機能の重複や連

携のあり方も問題となる。

このような状況に対処するために、平成30年度においては、地域の医師や小・中学校、高等学校の教師等関係者に症例に応じた診療機関や相談機関を紹介する常駐の相談窓口を岩手医大病院内に設置するために「子どもの心の診療ネットワーク事業」（以下「ネットワーク事業」という。）を開始している（予算額16,000,000円）。

こどもケアセンターを含む診療機関や相談機関の利用の適正化を図るために「交通整理」を行う相談窓口を設ける施策の方向性は妥当といえ、この仕組みをできるだけ早く軌道に乗せることが望まれる。またこのような紹介のシステムを有効に機能させるためには、受け入れ先となる診療機関等の体制整備が不可欠であることからこれらの機関に対して支援を行う余地もあると考えられる。

【意見41】将来の財源について

<要旨>

本事業は財源のすべてを国の東日本大震災復興特別会計の被災者支援総合交付金により充当してきた。今後、関連機関の状況も考慮しつつ財源の手当てを行うことが望まれる。

こどもケアセンター設置運営事業は、その財源のすべてを国の東日本大震災復興特別会計の被災者支援総合交付金（対象事業：被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業）により充当してきた。一方、当該特別会計は、復興事業を統括する復興庁が東日本大震災津波発生から10年となる2021年3月31日に廃止されるとき（復興庁設置法第21条）に、別に法律で定めるところにより廃止されるとある（特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項）。したがって、2021年度以降の事業継続にあたっては、従来と同じ財源は想定できないということになる。

2019年9月には岩手医科大学が矢巾キャンパスに全面的に移転するのに合わせて、同大学病院で児童精神科の診療が開始される予定である。このためこどもケアセンターの矢巾における診療は、同大学病院にシフトし、巡回診療への対応が中心となる見込みである。このため同様の委託を行うとすればその範囲は巡回診療と関連研修のみに縮小することが予想される。

子どものこころのケアに対する全般的なニーズは、今後も一段落するどころか高水準で推移することが予想されるなか、関連機関の状況も考慮しつつ財源の手当てを行うことが望まれる。

10. 小児慢性特定疾病医療費助成事業

(1) 小児慢性特定疾病医療費助成事業の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(3)親と子の健康づくりの充実 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策と子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	児童福祉法第19条の2
事業開始時期	平成27年度

小児慢性特定疾病医療費助成事業は、小児の慢性疾患については医療費負担が高額となることが多いことから、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度である。

助成の対象となるのは厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が、厚生労働大臣が定める程度である児童等が対象となる。原則として、18歳未満が対象となるが、18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満の者も対象となる。疾病の程度と保護者の所得の状況により毎月の医療費の自己負担上限額が設定され、自己負担上限額を超える医療費部分を国と県が半分ずつ負担する。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	234,574	242,549	234,792
決算額	216,704	228,313	220,365

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
扶助費	218,386	医療費助成
委託料	1,803	療養生活支援事業に係る委託料、国保連及び 支払基金の審査事務費等
負担金、補助及び交付金	176	日常生活用具給付事業
合計	220,365	

(2) 監査の結果

【意見 42】指定医療機関の追加について

<要旨>

指定医療機関の追加に関して保健所長の権限で追加する事務手続とし、受診者がスムーズに指定医療機関を受療できるようにすることが望ましい。

小児慢性特定疾病医療費助成を受けるには、申請者(受診者の保護者)が支給認定申請書に各種書類を添付の上、保健所長に申請し、児童福祉法第 19 条の 4 第 1 項に規定する岩手県小児慢性特定疾病審査会の認定を受ける必要がある。支給の認定がされると小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されるが、当該受給者証には受診者が受療する指定医療機関名等が記載される。受診者は受給者証に記載された指定医療機関でのみ自己負担の上限額が認められる。支給認定の有効期間は 1 年以内となっており、支給認定の期間を延長する場合は更新を申請し、岩手県小児慢性特定疾病審査会における更新の認定が必要となる。

岩手県小児慢性特定疾病審査会は、原則として毎月1回開催されている。受診者にとって当該助成を受けることができる医療機関(薬局を含む)である指定医療機関の追加には審査会の認定は必要ないため、審査会に付していない。ただし、毎月1回開催される審査会に合わせてシステム上の登録内容を更新していることから、審査会の開催のタイミングに合わせて指定医療機関の追加登録を行っている。

しかしながら、指定医療機関の追加は、「岩手県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領」第 8 支給認定の変更 3 において、保健所長の権限で認められているため、指定医療機関の追加に関して月 1 回の岩手県小児慢性特定疾病審査会の認定のタイミングで追加登録をするのではなく、随時、保健所長の権限で追加する事務手続とし、受診者がスムーズに指定医療機関を受療できるようにすることが望ましい。

「岩手県小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要領」第8 支給認定の変更

1 受給者が有効期間内に、細則第2条の2による支給認定の変更の申請を行うに当たっては、支給認定申請書に、変更のあった事項を記載し、変更の生じた理由を証明する書類及び受給者証を添付の上、保健所長に申請するものとする。

ただし、受療を希望する指定医療機関の変更若しくは追加の変更の申請にあつては、医療意見書の提出は要しないものとする。

なお、支給認定申請書及び受給者証の記載事項の変更のうち、支給認定申請書の提出を要するのは、

- ①自己負担上限月額の変更(階層区分の変更並びに重症患者等区分及び按分特例(「第10 自己負担上限月額」の10 参照)の適用により自己負担上限月額の変更を伴う場合に限る。)
- ②受療を希望する指定医療機関の変更若しくは追加
- ③支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更若しくは追加が必要な場合とし、これら以外の変更については、記載事項変更届による届出で行うものとする(「第9 支給認定の更新」参照)。

2 保健所長は、1により階層区分の変更の必要があると判断した場合は、支給認定の変更の申請を行った日の属する月の翌月(当該変更申請が行われた日が属する月の初日である場合は、当該月)の初日から新たな階層区分を適用するものとし、1の申請を行った受給者に対して、新たな階層区分と自己負担上限月額を記載した受給者証を交付するものとする。また、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る新たな自己負担上限月額を記載した管理表を交付すること。

なお、階層区分の変更の必要がないと判断した場合は、1の申請を行った受給者に対して、上記第6の1(2)の手続きに準じて通知書を交付するものとする。

3 保健所長は、1により受療を希望する指定医療機関の変更又は追加の必要があると判断した場合は、変更の申請を行った日に遡って、指定医療機関の変更又は追加を認めるものとし、1の申請を行った受給者に対して、新たな指定医療機関を記載した受給者証を交付するものとする。

なお、指定医療機関の変更又は追加の必要がないと判断した場合は、1の申請を行った受給者に対して、上記第6の1(2)の手続きに準じて、通知書を交付するものとする。

～以下省略～

11. 児童手当等市町村支給費負担金

(1) 児童手当等市町村支給費負担金の概要

① 事業の概要

所管課	保健福祉部子ども子育て支援課
いわて子どもプランにおける施策	2(6)経済的負担の軽減 子育て家庭の経済的支援の充実に努めます
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	児童手当法の一部を改正する法律(平成24年4月1日施行法律第24号)
事業開始時期	昭和47年

子育て中の家庭が、それぞれの状況に応じた経済的な支援を受けることができ、安心して子育て出来るため、中学生以下の子どもを持つ家庭に対する経済的支援として、児童手当の支給について市町村を支援している。

平成29年度においては、市町村が住民に対して支給する児童手当の財源に充てるための費用の一部を支援した。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	2,850,166	2,888,856	2,799,112
決算額	2,823,278	2,761,192	2,682,308

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,682,308	児童手当支給額
合計	2,682,308	

(2) 監査の結果

【意見 43】釜石市等の計算について

<要旨>

釜石市等の計算方法について再確認すると共に、市町村間の比較も行い、全ての市町村から正しい申請が行われるように指示・指導することが求められる。

児童手当負担金は、毎年6月、10月、2月に計算され県から市町村へ支払われる。支払にあたっては、「児童手当県負担金概算交付申請額算定基礎」が市町村から県に提出され、県はその申請を基に、所要額を計算し、市町村に支給している。児童手当の額の基礎となる延べ人数に大きな変更がない限り、支給額は、6月、10月、2月ともほぼ同額になる。そして、年度が終了し、年間を通した延べ児童数が確定すると、最終的な交付決定額が計算され、3回に分けて支払われた概算交付額との差額の調整が行われる。

表 46 平成 29 年度児童手当県負担金精算交付集計表

(単位:千円)

市町村名	今回交付 決定額(A)	交付 決定済額	追加交付額 (B)	追加交付率 (B/A)
盛岡市	642,501	591,511	50,990	7.9%
宮古市	103,953	103,008	945	0.9%
大船渡市	69,702	68,088	1,614	2.3%
花巻市	208,709	178,584	30,125	14.4%
北上市	230,998	218,038	12,960	5.6%
久慈市	75,624	72,085	3,539	4.7%
遠野市	54,476	50,092	4,384	8.0%
一関市	241,850	235,132	6,718	2.8%
陸前高田市	33,045	33,691	-647	-2.0%
釜石市	62,154	47,588	14,566	23.4%
二戸市	52,852	50,022	2,830	5.4%
八幡平市	46,965	44,688	2,277	4.8%
奥州市	259,993	244,021	15,972	6.1%
滝沢市	145,107	134,789	10,318	7.1%
雫石町	34,020	33,073	947	2.8%
葛巻町	9,087	8,409	678	7.5%

市町村名	今回交付 決定額(A)	交付 決定済額	追加交付額 (B)	追加交付率 (B/A)
岩手町	24,968	24,090	878	3.5%
紫波町	74,406	70,200	4,206	5.7%
矢巾町	64,713	60,128	4,585	7.1%
西和賀町	7,618	7,616	2	0.0%
金ヶ崎町	38,264	36,224	2,040	5.3%
平泉町	16,905	15,925	980	5.8%
住田町	7,750	7,387	363	4.7%
大槌町	23,559	24,500	-941	-4.0%
山田町	29,149	28,254	895	3.1%
岩泉町	16,030	15,347	683	4.3%
田野畑村	6,772	6,654	118	1.7%
普代村	4,803	4,714	89	1.9%
軽米町	16,126	15,143	983	6.1%
野田村	8,943	8,449	494	5.5%
九戸村	11,601	11,164	437	3.8%
洋野町	30,341	29,647	694	2.3%
一戸町	20,409	19,198	1,211	5.9%
合計	2,673,393	2,497,459	175,934	6.6%

(出典：平成 29 年度児童手当県負担金精算交付集計表より監査人加工)

「平成 29 年度児童手当県負担金精算交付集計表」を見ると、交付決定額に対する追加交付額の割合は、他の市町村が 10%以内であるにもかかわらず、花巻市が 14.4%、釜石市は 23.4%であり、両市の追加交付率はかなり高い。原因を分析すると、釜石市だけが 6 月の延べ人数の申請を、本来は 4 ヶ月分で計算するところ、半分の 2 ヶ月分で行っていた。なお、花巻市の原因については、判明していない。

釜石市等の計算方法について再確認するとともに、市町村間の比較も行い、全ての市町村から正しい申請が行われるように指示・指導することが求められる。

VI 環境生活部

1. 交通安全指導費

(1) 交通安全指導費の概要

① 事業の概要

所管課	県民くらしの安全課
いわて子どもプランにおける施策	2(1) みんなで子育てを支援する地域づくり 子どもを交通事故や犯罪等から守ります
アクションプランにおける指標	活動内容指標：—
	成果指標：—
実施根拠	—
事業開始時期	昭和 48 年度

子どもを交通事故から守るため、子どもの安全に配慮した交通環境の整備の推進や、スクールゾーン、通学路にあたる道路での安全確保を推進している。また、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの着用促進を図るほか、関係機関・団体に情報提供を行い、交通事故防止についての広報啓発活動を推進している。

平成 29 年度は、通学路における安全確保のため、交通指導員に対する交通安全知識と指導技術向上を目的とした研修も行った(実施回数 2 回、参加者 162 人)。

加えて、正しい交通ルールを守る県民運動の基本に「高齢者と子どもの交通事故防止」を掲げ、春と秋の全国交通安全運動の他、夏季及び冬季に交通事故防止県民運動を実施し、広報啓発を行った。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	39,180	35,455	35,111
決算額	38,957	35,354	34,994

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	627	交通安全功労者等の表彰記念品
旅費	171	交通安全用務事務局旅費
需用費	327	「平成 29 年交通事故のあらまし」印刷
役務費	172	通信費
使用料及び賃借料	3	ETC 使用料
負担金、補助及び交付金	33,694	市町村及び岩手県交通安全対策協議会への 分担金
合計	34,994	

(2) 監査の結果

【意見 44】分担金の金額決定について

＜要旨＞

県が支出する分担金の額の根拠が明確になっていない。透明性を確保するために、分担金の計算方法やその根拠を明確化する必要がある。

交通安全指導費の負担金、補助及び交付金には、岩手県交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）への分担金が含まれている。岩手県交通安全対策協議会会則（以下「会則」という。）第 20 条第 2 項には、分担金の額は会長が別に定めると規定されており、その金額は正会員ごとに異なっている。所管課の説明によると、これは、協議会の設立当初から、分担金について義務的な徴収でなく要請に基づく寄附的な意味合いを持たせていることに基づく。

県の分担金は平成 24 年度から継続して年額 3,600 千円であり、その他の団体は、5 千円から 200 千円まで様々である。平成 29 年度の分担金は、県と会員の合計で 7,235 千円であり、繰越金の 850 千円を除く収入合計 8,314 千円の 87%を占めている。協議会の活動は、正会員が負担する分担金によって成り立っていると言える。

協議会の運営上、分担金は非常に重要なものであるが、上記のとおり、その金額は明文化されていない。ただし、分担金の総額については、収入支出予算書(案)の一部として、総会の承認を受けている。

寄附的な性質に鑑みて、県以外の会員の分担金については一律に定めないとしても、県の支出には透明性が確保される必要がある。協議会の会長は県知事であって、

事務局は庁内に設置されており、事務作業は県民くらしの安全課の職員が職務専念義務の免除手続を経て担っている。県の説明責任を果たすためにも、分担金の計算方法やその根拠を明確化する必要がある。

【意見 45】暫定予算について

<要旨>

3月に総会を開き予算を成立させるか、暫定予算の決定を別の機関に委ねる等の対応をとり、会計年度開始前に予算を成立させるように会則を改定することが望まれる。

協議会の予算に関する規定は、会則に次のように記載されている。

(総会の機能)

第12条 総会は、この会則に別に規定する物の他、次の各号に掲げる事項を議決する。

(2) 予算及び事業計画の決定に関すること。

(暫定予算)

第22条 会計年度開始から総会において予算が成立するまでは、前年度の予算に準じて会長が認めるところにより収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第22条によると、協議会は暫定予算を認めており、総会での予算成立前は会長が認めて収支することが可能である。協議会では総会の開催を年1回としているため、平成30年5月31日開催の総会において、平成29年度の収入支出決算の承認とともに、平成30年度の収入支出予算の決議がなされた。したがって、平成30年4月及び5月は平成30年度の収入支出予算が確定しない状態で事業が実施されたことになる。4月と5月には、例年「春の全国交通安全運動」や「自転車の安全利用期間」の活動が行われているが、規定に従うと、それらは会長が認めた前年度の予算に準じた暫定予算で実施されたことになる。

予算は会計年度開始前に調整し、総会で議決されることが原則である。また、限られた財源を効率的に使用することも予算制度の目的である。そのため、前年度と同程度であれば会長の専決により問題なく収入支出ができるとも読み取れるような第22条の規定は望ましいとは言えない。

協議会では、実務的には暫定予算を会長、副会長、常務委員及び委員をもって構成される幹事会で作成しているとのことである。ゆえに、暫定予算の決定を幹事会に

委ねる等の対応を取ることも可能である。第22条の暫定予算の規定を見直すとともに、可能であれば3月に総会を開催し予算を成立させるように会則を改定することが望まれる。

Ⅶ 教育委員会

1. 幼稚園教育理解推進事業

(1) 幼稚園教育理解推進事業の概要

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局学校教育課
いわて子どもプランにおける施策	2(1)みんなで子育てを支援する地域づくり 地域の子育て支援活動の充実を図ります
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	「岩手県幼児期における子育て支援協議会」実施要項
事業開始時期	平成12年度

幼稚園教育理解推進事業は、次の2つの内容に分かれている。いずれも文部科学省からの国費委任事業である。本項ではイ.について記述する。

ア. 研修会の実施

幼稚園教育要領等の実現に向けた保育実践の充実に向けて、教諭・保育教諭・保育士の資質向上に寄与するため、初任者研修・中堅教諭等資質向上研修のほか、園長等運営管理協議会、保育技術協議会、岩手県幼稚園等教育課程説明会、幼児期における子育て支援協議会、岩手県幼保小連携研修会等の研修会を実施する。

イ. 「岩手県幼児期における子育て支援協議会」の開催

幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における親子の交流や子育て・家庭教育に関する相談・情報交換の場として活用されるなど、その機能の充実に努める。

岩手県では平成25年度以降の取組として、幼児期の子育て支援について、関係機関の連携により充実を図るため、毎年11月に幼稚園・保育所・認定こども園の教職員を対象とした「岩手県幼児期における子育て支援協議会」（以下「子育て支援協議会」という）を開催し、子育ての支援活動のあり方について共通認識を図り、更なる連携体制の構築を推進している。

子育て支援協議会は、親が子育てに対して喜びと自信をもつための子育て支援活動について協議し、幼児教育施設がその機能を生かして、地域における幼児教育のセンターとしての役割の向上に資することを目的としている。具体的には、園舎や園庭の解放や地域での講演会等を通して、子育てに関する保護者の悩み相談を受けたり、地域と保護者をつないだりといった各園での取組について、子育て支援協議会において実践発表、グループ協議、情報交換を行って事例の共有を図り、各参加者の今後の取組に生かしていくということである。

参加者については、「岩手県幼児期における子育て支援協議会実施要項」において、国公立幼稚園教員及び保育所(園)の保育士、認定こども園保育教諭等のうち

希望する者で、各幼稚園2名以内、各保育所等2名以内、認定こども園2名以内としている。開催日は平日午後である。

平成25年度以降の参加者数は表47のとおり、増加傾向にある。

表 47 子育て支援協議会参加者の年次推移

(単位：人、発表者を含む)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
28	30	48	50	83

(出典：県提供データより監査人作成)

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	293	181	412
決算額	216	165	399

(注) 予算額・決算額は事業全体に係るものであり、岩手県幼児期における子育て支援協議会の開催に係る決算額は19千円である。

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	主な内容
旅費	19	
合計	19	

(2) 監査の結果

【意見46】参加者数増加の工夫について

<要旨>

開催地として県立生涯学習推進センターだけでなく、複数地における開催も含め、参加者数の増加に向けた工夫を関係部局との一層の連携のもとに検討する余地があると考えられる。

子育て支援協議会の参加者は表 48 のとおり年々増加している。一方で、県内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園の数は平成 29 年度において次表のとおり 490 ある。各園から 2 名ずつ参加すると仮定した場合、潜在的に最大 980 名の参加者があると推計される。そのうち実際の参加者が 83 名であるから、参加率は 8.5%となる。

表 48 県内の国公私立幼稚園、保育所(園)、認定こども園の類型別設置数

類型		設置数 A	参加者数 (人) B	参加率 (%) $C=B/(A \times 2)$
幼稚園	国立	1	-	-
	公立	46	10	10.9
	私立	48	8	8.3
認定こども園	幼稚園型他	63	16	12.7
保育所(認可)	公立、私立	332	49	7.4
合計		490	83	8.5

(出典：県提供データより監査人作成)

所管課では、より多くの園から参加してもらうために、年度初めに開催日程を周知する、研修内容を工夫して参加意欲を喚起する等に努めている。ただし、開催地が平成 27 年度から継続して県立生涯学習推進センター(花巻市湯口)となっていることから、参加しやすい地域とそうでない地域があると推測される。実際に、平成 29 年度の参加者名簿で参加者の勤務先所在地を確認したところ、二戸市から一関市にかけての地域からの参加者が多く、沿岸地域からの参加者は少数であった。そこで、県立生涯学習推進センターの他に、例えば広域振興局単位での巡回など、複数地における開催も含め、参加者数の増加に向けた工夫を関係部局との一層の連携のもとに検討する余地があると考えられる。

【意見 47】子育て支援協議会報告書の活用について

<要旨>

子育て支援協議会報告書についてウェブサイトへの掲載・周知や、協議会の様子を DVD に記録して配布したり、ホームページで閲覧できるようにしたりすることも有効と考えられる。

子育て支援協議会は開催後に報告書を作成している。【意見1】参加者数増加の工夫についてで記載したような、参加率が低い状況下においては、当該報告書を参加し

ていない園の職員にも広く配布し、情報の共有を図ることが重要となる。平成 29 年度においては紙面での報告書を市町村教育委員会や所管課を通じて配布しているとのことであるが、ホームページの利用といった IT の活用は行われていない。県ホームページその他適切なサイトに掲載し、掲載したことを周知することが望まれる。さらに、協議会の様子を DVD に記録して配布したり、ホームページで閲覧できるようにしたりすることも有効と考えられる。

2. スクールカウンセラー等配置事業

(1) スクールカウンセラー等配置事業の概要

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局学校調整課
いわて子どもプランにおける施策	2(1) みんなで子育てを支援する地域づくり 子どもを交通事故や犯罪等から守ります
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	スクールカウンセラー取扱要綱
事業開始時期	スクールカウンセラー：平成 7 年度 巡回型カウンセラー：平成 23 年度

犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアのため、スクールカウンセラーを配置し、カウンセリング等を実施するものである。平成 29 年度は小学校 50 校、中学校 140 校、高等学校 1 校スクールカウンセラーを配置し、加えて、沿岸部3教育事務所に 13 人の巡回型カウンセラーを配置している。

また、教員の教育相談に関する研修を実施しており、平成 29 年度は「こころのサポート研修」を開催している。同研修 174 回開催され、3,382 人が参加している。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	298,038	296,490	277,401
決算額	294,634	292,252	273,889

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報酬	212,341	スクールカウンセラーへの報酬
共済費	9,552	スクールカウンセラーの共済費
賃金	1,966	臨時職員賃金
報償費	7,820	大学チーム支援に係る報償費
旅費	11,467	スクールカウンセラーの旅費
需用費	1,005	消耗品
役務費	735	
委託料	20,462	「心とからだの健康観察」に係る調査と分析ほか
使用料及び賃借料	8,541	
合計	273,889	

④ 事業費の予算実績比較

本事業は、文部科学省からスクールカウンセラー等配置事業に関する補助金を受けられる。補助金を受けようとする場合には、文部科学省に事業計画書を提出し、事業年度終了時に事業実施報告書を提出する必要がある。

事業計画書と事業実施報告書に記載されている支出経費の内訳は表 49 のとおりである。

雑役務費が事業計画書金額 48,828 千円のところ実際の金額は 18,561 千円となり 30,267 千円の開きが生じている。これは、委託業務「心とからだの健康観察」に係る調査と分析について、47,152 千円の予算を設定していたが契約額が 17,819 千円にとどまったことによるものである。

また、報酬に 11,972 千円の開きが生じているが、このことについては、「(2) 監査の結果」で後述している。

表 49 支出経費の内訳

(単位：千円)

経費区分	事業計画書	事業報告書	予実差異
諸謝金	10,077	8,237	1,839
報酬	259,281	247,308	11,972
旅費	20,420	13,265	7,155

消耗品費	1,086	1,004	81
借料及び損料	9,614	7,652	1,961
保険料	11,681	9,467	2,213
雑役務費	48,828	18,561	30,267
委託費	2,783	2,743	39
合計	363,773	308,241	55,532

※ 上記金額には「2. 学校不適合総合対策事業」で言及している高校スクールカウンセラーに係る支出も含まれている。

(出典: 県提供データより監査人作成)

⑤ 文部科学省の対応

文部科学省は、平成7年度から、「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し(平成7年度 154校)、その活用の在り方について実践研究を実施してきた。

平成13年度からは、各都道府県等からの要請を踏まえて、全国の中学校に計画的に配置することを目標とし、その成果と課題等を調査研究するため「スクールカウンセラー活用事業補助」を開始している。これは、各都道府県等がスクールカウンセラーを配置するために必要な経費の補助を行うものであり、この補助事業が現在まで続いている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災津波の被害を受けた岩手県、宮城県、福島県は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の対象となっており、被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を教育委員会や幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等(以下「幼小中高等学校等」という。)へ派遣するなどにより、被災した幼児児童生徒等が安心して学校生活を送ることができる取組が進められている。

⑥ 緊急スクールカウンセラー等活用事業実施要領

緊急スクールカウンセラー等活用事業について文部科学省は、「緊急スクールカウンセラー等活用事業実施要領」を定めている。同要領の概要は次のとおりである。

項目	内容
事業の趣旨	平成23年3月に発生した東日本大震災に係る災害救助法が適用された

項目	内容
	<p>地域(以下「適用地域」という。)等において、被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を教育委員会や幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等(以下「幼小中高等学校等」という。)へ派遣するなどにより被災した幼児児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう支援体制を整備する。</p>
実施主体	<p>都道府県、市町村(特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。)及び適用地域に所在する国立大学法人(附属学校に係る当該事業を行う場合に限る。)(以下「自治体等」という。)とする。</p>
事業の内容	<p>本事業は、次の内容を実施することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スクールカウンセラーを教育委員会又は幼小中高等学校等へ派遣する事業 (2) スクールカウンセラーに準ずる者を教育委員会又は幼小中高等学校等へ派遣する事業 (3) スクールソーシャルワーカーを教育委員会又は幼小中高等学校等へ派遣する事業 (4) 適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者・スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させる事業(スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上や教職員・保護者等の心のケアに関する理解を図るための研修会、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会等の開催を含む。) (5) 被災した幼児児童生徒の心のケアに資するための学習支援、学校運営の補助等の支援活動事業 (6) 電話相談事業 被災した幼児児童生徒・保護者等がより気軽に相談できるよう電話相談員を配置するなど、電話相談体制を整備する事業
スクールカウンセラーの選考	<p>次の各号のいずれかに該当する者から、自治体等が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士 2 精神科医 3 児童生徒等の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有

項目	内容
	<p>し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあった者</p> <p>4 自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者</p>
<p>スクールカウンセラーに準ずる者の選考</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者から、自治体等が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者とする。</p> <p>1 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒等を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者</p> <p>2 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒等を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者</p> <p>3 医師で、心理臨床業務又は児童生徒等を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者</p> <p>なお、今般の被災の状況に鑑み、必要に応じて、学習支援などの教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者を含むことができる。</p>
<p>スクールソーシャルワーカーの選考</p>	<p>社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から自治体等が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから選考を行うことも可とする。</p> <p>1 問題を抱える児童生徒等が置かれた環境への働き掛け</p> <p>2 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整</p> <p>3 学校内におけるチーム体制の構築、支援</p> <p>4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供</p> <p>5 教職員等への研修活動</p>
<p>電話相談員の選考</p>	<p>電話相談や教育相談に関して知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者を、自治体等が選考し、電話相談員として認めた者とする。ただし、第三者への委託を行う場合は、この限りではない。</p>
<p>事業計画書の提出</p>	<p>交付金の交付を受けようとする自治体等は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。</p>
<p>事業報告書の提出</p>	<p>交付金の交付を受けた自治体等は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。</p>

(2) 監査の結果

【意見 48】予算と決算の差異の把握について

<要旨>

スクールカウンセラー等への報酬について、予算と実績でどこに違いが生じているのかを明瞭に把握できる資料を作成し、分析を行える体制を構築しておくことが望ましい。

本事業については、事業の中心であり、支出ももつとも多額となっているスクールカウンセラー等への報酬の総額について、予算と実績での差異の発生状況を把握することが難しい状態となっている。

本事業については、文部科学省からスクールカウンセラー等配置事業に関する補助金を受けられるが、そのためには、文部科学省に補助金の交付に必要な事業計画書を提出し、事業年度終了時に事業報告書を提出する必要がある。

次表は、事業計画書と事業実績報告書の記載内容を比較したものであるが、両者は項目に若干の違いがある。また、事業実績報告書は各項目の金額が組織単位で表示されているのみで、項目ごとの合計額が示されておらず、次表では組織単位の金額を合計して各項目の合計額を算出している。

表 50 より、スクールカウンセラーについては、有資格者、有資格者に準ずる者及び教育事務所配置型SCの予算額(事業計画書の合計額)は 153,814 千円、実績額(事業実績報告書金額)は 151,196 千円で、実績額が予算額を 2,618 千円を下回っている。また、巡回型スクールカウンセラーは、予算額 64,522 千円に対して実績額は 60,030 千円で、実績額が予算額を 4,492 千円下回っている。

スクールカウンセラー、巡回型スクールカウンセラーとも実績が予算を下回っており、当初の配置予定を満たしていない学校等が存在していると思われるが、それがどの学校等なのかを現状の作成資料から把握することが難しい。

他の事業と同様、本事業についても、事業の効果・成果について必要な検証が行われ、検証結果をその後の事業運営に生かしていく必要がある。そのためには当初の予定(予算)と実績にどのような違いが生じたのかを明確にして、問題点の有無を検討し、次年度以降の対応に生かす、いわゆるPDCAサイクルを機能させる必要がある。

県においては、予算と実績でどこに違いが生じているのかを明瞭に把握できる資料を作成し、分析を行える体制を構築しておくことが望ましい。

表 50 平成 29 年度高校カウンセラー・エリア別活動状況(エリア別相談件数)

(単位:千円)

事業計画書 (予算額)		事業実施報告書 (実績額)	
項目	金額	項目	金額
スクールカウンセラー (有資格者)	87,462	スクールカウンセラー (教育事務所配置型 S C 含む)	151,196
スクールカウンセラー (準ずる者)	58,767	—	—
巡回型カウンセラー	64,522	巡回型スクールカウンセラー	60,030
通勤割増報酬	842	—	—
教育事務所配置 S C	7,585	—	—
特別支援学校カウンセラー	1,347	特別支援学校スクールカウンセラー	1,347
高校カウンセラー	10,836	高校カウンセラー	10,836
スクールソーシャルワーカー (有資格者)	16,758	スクールソーシャルワーカー	17,340
スクールソーシャルワーカー (準ずる者)	1,730	—	—
非常勤保健師	2,401	—	—
臨時職員	1,959	—	—
臨時保健師	2,713	—	—
心のサポート相談員	2,359	—	—
—	—	学校調整課執行分	2,947
—	—	総合教育センター執行分	2,359
—	—	教職員課執行分	1,254
合計	259,281	合計	247,309

(出典: 県提供データより監査人作成)

3. 公立高等学校等就学支援金交付事業

(1) 公立高等学校等就学支援金交付事業の概要

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局教育企画室
いわて子どもプランにおける施策	2(6) 経済的負担の軽減 子育て家庭の経済的支援の充実に努めます
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	高等学校等就学支援金の支給に関する法律
事業開始時期	平成 26 年度

公立高等学校等就学支援金交付事業は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、授業料を実質無償化することで高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としている。ただし、日本国内に住所を有しない者や保護者等の収入に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等は受給資格を有しない。

就学支援金の支給を受けようとするときは、生徒が在学する学校に生徒の保護者が認定を申請し、その認定を受けなければならない。また、就学支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われる。なお、財源は全額国が負担する。

岩手県では、県立高等学校等に関する就学支援金を「公立高等学校等就学支援金交付事業」、私立高等学校等に関する就学支援金を「私立高等学校等就学支援金」に分類し、「公立高等学校等就学支援金交付事業」は教育委員会事務局教育企画室が所管し、「私立高等学校等就学支援金」は総務部法務学事課が所管している。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	1,965,929	2,872,516	2,757,039
決算額	1,962,894	2,869,803	2,755,528

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,755,528	就学支援金
合計	2,755,528	

(2) 監査の結果

【指摘 19】認定等の事務に関する実地検査について

<要旨>

各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施するにあたり、具体的な計画を早急に策定する必要がある。

公立高等学校等就学支援金交付事業について、岩手県では認定から支給決定及び収入確認等の全ての事務を各県立高校で行っている。教育委員会事務局教育企画室には各県立高校から就学支援金の対象人数及び金額が報告されるのみで、生徒が提出する申請書等の資料は県立高校に保管されている。なお、私立高等学校等就学支援金については県(総務部法務学事課)自らが認定から支給決定及び収入確認等の事務を行っている。

公立高等学校等就学支援金交付事業は、認定から支給決定及び収入確認等の全ての事務を各県立高校で行っているため、事務が適切に行われていることを県が実地検査で確認する必要がある。また、平成 27 年度に示された高等学校等就学支援金に関する国の事務処理要領においても、実地検査及びそのフォローアップを行うことにより、適正な事務の実施を図ることが示されている。

これに対して、岩手県でも早急に実地検査を実施すべきであったが、体制が整わなかったことから、平成 28 年度までは各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施していない。しかし、平成 29 年度からは実地検査を実施しており、平成 29 年度は 2 地区 5 校を対象に実地検査を行った。

県の担当者の人数や業務量等を考慮すると、全ての県立高校に対して1年以内に実地検査を実施することは現実的ではないため、複数年で全ての県立高校の実地検査が完了する実地検査の計画(一案として、生徒の在学期間中に一度は実地検査の対象となるように3年で全ての県立高校を一巡する等の計画)が必要である。しかしながら、現状ではどの年度にどの県立高校の実地検査を行うかの具体的な計画が策定されておらず、全ての県立高校の実地検査が何年で完了するのかの見通しが不明な状態である。県立高校に対する実施検査の具体的な計画を早急に策定する必要がある。なお、実地検査の実施に当たっては、後述の「奨学のための給付金」の実地検査と合わせて実施することが効率的である。

高等学校等就学支援金事務処理要領(第4版)(都道府県事務担当者用)

(文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室)

6 実地検査及びフォローアップ

就学支援金事務の一層の適正な実施を図る観点から、各都道府県において、特に学校所在地と生徒の居住地が離れていること、生徒の年齢構成が多種多様であること等の特性を有する広域通信制高校については、各学校が代理受領した就学支援金が適正に授業料と相殺されているかや、就学支援金の支給に関する事務が適正かつ確実な実施がなされているか等について、定期的に実地検査を行うなどにより確認するとともに、対外的に発信しているウェブサイト上の説明等についても、定期的に確認することが望ましい。

また、支給対象となる高等学校等に対して、適切な事務処理がなされるよう事務マニュアルの作成等の体制の整備を求めることが望ましい。

就学支援金が、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるものであることを十分に認識した上で、上記の実地検査等を通じて、適正かつ確実に事務処理が行われるよう関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。

4. 奨学のための給付金事業

(1) 奨学のための給付金事業の概要

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局教育企画室
いわて子どもプランにおける施策	2(6) 経済的負担の軽減 子育て家庭の経済的支援の充実に努めます
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱、公立高等学校生徒等奨学給付金給付要綱
事業開始時期	平成26年度

奨学のための給付金事業は、全ての意思ある公立の高等学校等の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金の給付を行う制度である。ここでいう授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等が該当する。財源は国が3分の1、県が3分の2を負担する。

県立高校の生徒が奨学のための給付金の支給を受けようとするときは、生徒が在学する高等学校等の校長に生徒の保護者が申請する。校長は申請を受理したときは、

受給資格を審査し、給付を決定したときは支給決定通知書を、給付を決定しなかったときは不支給決定通知書を申請者に通知する。また、奨学のための給付金は、各高校から受給者に直接振り込まれる。

岩手県では、奨学のための給付金事業を県立高校に関するものは教育委員会事務局教育企画室、私立高校に関するものは総務部法務学事課で所管している。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	218,892	343,706	353,910
決算額	218,632	343,516	353,661

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
扶助費	353,661	奨学給付金
合計	353,661	

(2) 監査の結果

【指摘 20】認定等の事務に関する実地検査について

<要旨>

各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施するにあたり、具体的な計画を早急に策定する必要がある。

公立高等学校就学支援金事業と同様に認定から支給決定及び収入確認等の全ての事務を各県立高校で行っているため、事務が適切に行われていることを県が実地検査で確認する必要がある。

これに対して、岩手県でも早急に実地検査を実施すべきであったが、体制が整わなかったことから、平成 28 年度までは各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施していない。しかし、平成 29 年度からは実地検査を実施しており、平成 29 年度は 2 地区 5 校を対象に実地検査を行った。

県の担当者の人数や業務量等を考慮すると、全ての県立高校に対して1年以内に実地検査を実施することは現実的ではないため、複数年で全ての県立高校の実地検査が完了する実地検査の計画(一案として、生徒の在学期間中に一度は実地検査の対象となるように3年で全ての県立高校を一巡する等の計画)が必要である。しかしながら、現状ではどの年度にどの県立高校の実地検査を行うかの具体的な計画が策定されておらず、全ての県立高校の実地検査が何年で完了するのかの見通しが無い状態である。県立高校に対する実施検査の具体的な計画を早急に策定する必要がある。なお、実地検査の実施に当たっては、前述の「公立高等学校等就学支援金交付事業」の実地検査と合わせて実施することが効率的である。

5. 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

(1) 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業の概要

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局生涯学習文化財課
いわて子どもプランにおける施策	2(1) みんなで子育てを支援する地域づくり 地域の子育て支援活動の充実を図ります
	3(1) 地域における健全育成活動の推進 放課後の健全育成を促進します
	3(6) 魅力ある社会教育の推進 魅力ある社会教育を推進します
アクションプランにおける指標	活動内容指標：－
	成果指標：－
実施根拠	学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費補助金 交付要綱 被災者支援総合交付金交付要綱(文部科学省)
事業開始時期	平成 29 年度 ただし、平成 28 年度以前においては、国から岩手県に業務を 委託する形態にて同一内容の事業を実施

ア. 事業内容及び事業実施の枠組み

平成 23 年に発生した東日本大震災津波により県沿岸部では甚大な被害を受けており、平成 29 年 4 月 30 日現在において、岩手県内の応急仮設住宅及びみなし仮設住宅への入居者は 11,761 名にのぼる。これに伴い、新たな地域コミュニティの形成が必要となっている。このような中、国の被災者支援総合交付金交付要綱に基づき、被

被災した地域コミュニティの再生を支援することを目的とした交付金である。

子どもの学習支援による地域コミュニティの構築を目指しており、「家庭教育支援事業」、「放課後子ども教室推進事業」、「地域学校協働活動」、「沿岸被災地支援事業」という4つの取組を行っている。家庭教育支援事業、放課後子ども教室推進事業及び地域学校協働活動において行っている各種研修会等のように岩手県が直接実施しているものもあるが、事業の多くは、対象市町村等が主体となって行っている。補助の対象となる事業者は、①県内の仮設住宅がある市町村、②沿岸12市町村、③本事業の適切な運営が確保できるものとして認める特定非営利活動法人等の団体とされており、平成29年度においては、20市町村と2団体が行う事業を対象としている。

なお、国の被災者支援総合交付金により、所要の事業費の全額が国庫負担とされているが、被災者支援総合交付金の対象となっていない市町村においても、国の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」に基づき、「沿岸被災地支援事業」を除く同種の事業が実施されている。ただし、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」に基づく事業においては、国、県及び市町村は、所要の事業費の1/3ずつを負担することとされている。

イ. 事業実績

平成29年度における実施事業の概要は以下のとおりである。

表 51 平成29年度における実施事業の概要(被災者支援総合交付金分のみ)

区分	県実施事業	市町村等実施事業
家庭教育支援事業 (研修機会、人材育成)	○子育て支援ネットワーク研修会 ○読書ボランティア研修会 ○家庭教育・子育て支援担当者研修会 等	○各種講演会等の開催 (12市町村：200講座)
放課後子ども教室推進事業 (安全な居場所づくり)	○放課後こどもプラン指導者合同研修会	○放課後子ども教室の実施 (16市町村：75教室)
地域学校協働活動 (学校支援活動) (地域との協働促進)	○学校支援地域コーディネーター等研修会 ○学校と地域の協働のための研修会 等	○学校支援活動の実施 (14市町村：73校)
沿岸被災地支援事業 (中高生の学習支援、地域の交流促進)	—	○中高生の学習支援(1団体) ○地域の交流促進(1団体)

(出典：県提供データより監査人作成)

いわて子どもプランとの関係では、「2(1)みんなで子育てを支援する地域づくり」、「3(1)地域における健全育成活動の推進」、「3(6)魅力ある社会教育の推進」に関連している。「2(1)みんなで子育てを支援する地域づくり」に関連しては、幼稚園、保育所及び認定こども園が、地域における親子の交流や子育て・家庭教育に関する相談・情報交換の場として活用される等、その機能の充実に努めるものとし、家庭教育支援及び子育て支援の充実に目的とした「子育て・親育ちサポートサロン」、「家庭教育・子育て支援担当者研修会」、「子育て支援活動交流研修会」、「子育て・家庭教育相談担当者研修会」(生涯学習推進センターにて開催)及び「子育て支援ネットワーク研修会」(各教育事務所にて開催)、「いわて家庭教育・子育てサポートカフェ」(生涯学習文化財課にて主催)を開催している。

「3(1)地域における健全育成活動の推進」に関連しては、放課後等における全ての子どもの安全・安心な活動拠点を設け、体験活動や地域住民との交流活動を支援するため、学校の余裕教室や公民館等を活用した、放課後子ども教室の適切な設置及び運営を推進するものとし、平成 29 年度においては、本補助事業以外に、市単費での運営を含めて、県内 24 市町村において 116 教室の放課後子ども教室が開設されている。

「3(6)魅力ある社会教育の推進」に関連しては、家庭、地域、学校等が連携・協力して、子どもが本に親しむ環境づくりを推進するとともに、子どもの読書活動に関する普及・奨励と子どもによる読書活動を通じた社会参加活動を促進するものとし、中高生向けのブックリスト改訂版の発行及び読書ボランティア研修会(生涯学習推進センター及び各教育事務所にて開催)等を開催している。

ウ. 他県での取組状況

東北 6 県における事業の実施状況については、被災者総合支援交付金は、東日本大震災津波の被災県である岩手県、宮城県及び福島県が対象となっているが、岩手県においては、当該交付金の交付対象市町村以外においても、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」に基づき、同種の事業が実施されている。また、青森県、秋田県及び山形県においても、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」に基づき、同種の事業が実施されている。なお、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」においては、補助対象経費合計額のうち、国、県及び市町村が各々1/3 ずつを負担することとなる。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	238,319	182,893	180,258
決算額	223,486	174,918	170,937

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	1,305	研修会における講師謝金等
旅費	2,453	
需用費	4,302	
役務費	233	
使用料及び賃借料	174	
負担金、補助及び交付金	162,468	対象市町村等への補助金
合計	170,937	

(2) 監査の結果

【意見 49】岩手県としての目標もしくは方向性の設定について

<要旨>

事業実施の程度等の判断は大半が市町村等に委ねられているものと言えるが、岩手県としても広域的な観点から、現状の実施水準を踏まえ、全県単位での目標やあるべき水準を想定することが考えられる。

本事業は、平成 28 年度まで国の委託事業として実施されてきたものである。平成 29 年度より、被災者支援交付金事業として、国の 100%補助ではあるものの岩手県の事業と位置付けられた。

具体的な事業は、文部科学省の「被災者支援総合交付金交付要綱」に基づき実施されるが、当該交付要綱に定めるどの事業を、どういった方法で、どの程度の水準まで実施するか判断は、実施主体である地方公共団体等に委ねられている。岩手県

自らも子育て支援ネットワーク研修会等を開催しているものの、平成 29 年度における事業費総額 170,937 千円のうち、市町村等への補助金が 162,468 千円と全体の 95% 程度を占めているように、市町村等が実施主体となる事業が大半を占めている。これまでのところ、各市町村における仮設住宅の集約や学校統廃合等の実態の違いによる課題や問題点等があり、一定の目標値等を設定することは困難であるとして、放課後子ども教室事業を除き、岩手県としての目標もしくは方向性は明確に設定されていない。

実施事業の内容や規模等の判断は、大半が市町村等に委ねられているものと言えるが、岩手県としても、広域的な観点から、現状の実施水準を踏まえ、全県単位での目標やあるべき水準を想定することが考えられる。確かに、放課後子ども教室事業のように、国の「放課後子ども総合プラン」において、2019 年度までに「全小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型で実施」することが目標として掲げられている事業もあるが、それ以外の家庭教育支援事業や地域学校協働活動については、特段、国全体での目標等は設定されていない。これらの事業は、当然、各市町村等の実情や地域のニーズ等を踏まえて実施されるべきものであるが、岩手県が広域的な視点で、各市町村等の強みや弱みを把握し、どの市町村等のどういった事業に対して、先進的な事業実施手法やノウハウを伝えて支援することに注力するのかが、事業の効果的な実施の上で有効なものと考えられる。

加えて、国の「被災者支援総合交付金交付要綱」において、県は事業の実施にあたって、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めることが求められており、各市町村等にて実施している手法を比較し、より効率的な手法を全県的に広げる役割が期待されているものと言える。

いずれにしても、岩手県内における各市町村等の事業実施状況をあらためて把握し、より一層の事業規模の拡充等が期待される市町村等に対しては、積極的に働きかけを行うとともに、先進事例の提示を含めた支援を、より積極的に行うことが望ましいものとする。その際、3～5 年程度のスパンにおいて、岩手県として目指すべき目標や方向性を設定することにより、目標管理を行うことが有効である。ただし、必ずしも定量的な目標値を設定し、その達成度合いを数値管理することだけが目的ではなく、定性的な面も含めて、岩手県として目指すべき方向性を明確にすることにより、十分に達成し得ていない部分を洗い出す手段として目標管理を位置付けることが有用なものとする。

被災者支援総合交付金交付要綱 (経費の効率的使用等)

第8条 被災3県等は、事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

【意見 50】2021 年度以降における制度変更に向けた対応策の早期検討について

<要旨>

仮設住宅の解消に伴い、国庫負担が減少する。県の財源確保策を検討するとともに、資金規模が縮小することも見据えて、より効率的かつ効果的な事業実施手法の検討及び実施を早期に進めることが望ましい。

仮設住宅の解消に伴い、現在、国の100%補助である被災者支援総合交付金に基づいて実施されている本事業については、2021年度以降、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」へ移行することが想定されている。事業メニューに違いはないものの、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」に基づく事業においては、国、県及び市町村は、所要の事業費の1/3ずつを負担することとされている。

このため、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金」に移行された場合、平成29年度における事業規模170,936千円と同規模の事業を実施するには、岩手県及び各市町村等において、各々56,978千円の新たな負担が必要となる。それだけの財源が確保できれば良いが、厳しい財政状況の中、財源が確保できなければ金額的な事業規模を縮小することも検討せざるを得ない。このため、財源確保策を検討するとともに、資金規模が縮小することも見据えて、より効率的かつ効果的な事業実施手法の検討及び実施を早期に進めることが望ましいものとする。そのためにも、岩手県内だけでなく、他都道府県における先進事例等の情報を積極的に収集し、実施主体である市町村等に対する支援や誘導を、より積極的に行っていくことが望まれる。

【意見 51】ライブ中継等による研修会受講機会の拡大について

<要旨>

各教育事務所等を会場として同時中継することや、研修内容を録画しDVD化する等により、別の日程において、他の教育事務所にて録画放映による研修会を実施する等、より一層研修の受講機会を拡大させることを検討する余地がある。

現在、岩手県自ら実施する事業として、子育て支援ネットワーク研修会及び読書ボランティア研修会等を行っている。その際、岩手県立生涯学習推進センターにて実施

するのみならず、各地域において必要な研修に参加できるよう県内の6教育事務所の主催にて開催しているものもある。しかし、同一の講師に対して複数回の研修会を依頼することも難しく、広い岩手県内において、研修受講機会をどのように確保するのかが課題の一つである。このため、今後、岩手県立生涯学習推進センターにて実施する研修会を、各教育事務所等を会場として同時中継することや、研修内容を録画しDVD化する等により、別の日程において、他の教育事務所にて録画放映による研修会を実施する等、より一層研修の受講機会を拡大させることを検討する余地があるものとする。

6. 青少年の家プログラム充実事業

(1) 青少年の家プログラム充実事業の概要

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局生涯学習文化財課
いわて子どもプランにおける施策	3(6) 魅力ある社会教育の推進 魅力ある社会教育を推進します
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	青少年の家条例
事業開始時期	昭和52年3月

岩手県は、岩手県立県南青少年の家、岩手県立陸中海岸青少年の家および岩手県立県北青少年の家(以下「青少年の家3施設」という。)を設置している。

青少年の家3施設は指定管理制度が導入されており、いずれも公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団(以下「スポーツ振興事業団」という。)が指定管理者を務めている。

県は、スポーツ振興事業団に研修業務を委託している。この研修業務は、岩手県立県南青少年の家で10事業、岩手県立陸中海岸青少年の家で8事業、岩手県立県北青少年の家で14事業、合計で32事業開催されている。いわて子どもプランでは、子どもたちの豊かな人間性やコミュニケーション能力の育成に取り組むとして、これら3施設が行っている体験活動や異年齢集団の交流を図る32事業を青少年の家プログラム充実事業としている。

なお、本項の「(2)監査の結果」では、青少年の家プログラム充実事業ではなく、青少年の家3施設の維持管理にかかる指定管理業務に言及している。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	133,480	132,275	118,364
決算額	131,552	129,586	118,364

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	118,364	研修業務委託
	118,364	

④ 青少年の家3施設の概要

表 52 岩手県立県南青少年の家の概要

住所	胆沢郡金ヶ崎町永沢下館 49-1
開設年月日	昭和 56 年 3 月 27 日
開館時間	勤務時間8時30分～17時15分 ※利用団体がある場合は、24時間
休館日	毎週月曜日（ただし、臨時開所することがある。）、12月28日～1月4日、その他所長が定める臨時の休所日
利用料金	中学生以下は無料
主な特徴	【敷地面積】 98,785.21㎡ 【建物面積】 4,837.78㎡ 【主な施設】 ○管理・研修棟○体育館○宿泊棟○キャビン○付帯施設 ○研修機材等○駐車場
指定管理者	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

表 53 岩手県立陸中海岸青少年の家の概要

住所	下閉伊郡山田町船越 2-42
開設年月日	昭和 52 年 3 月 26 日
開館時間	勤務時間8時30分～17時15分 ※利用団体がある場合は、24時間
休館日	毎週月曜日（ただし、臨時開所することがある。）、12月28日～1月4日、その他所長が定める臨時の休所日
利用料金	中学生以下は無料
主な特徴	【敷地面積】25,894 m ² 【建物面積】2,975 m ² 【主な施設】○管理・研修棟○体育館○宿泊棟○付帯施設○研修機材等 ○駐車場
指定管理者	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

表 54 岩手県立県北青少年の家の概要

住所	二戸市仁左平字放森 61-35
開設年月日	昭和 58 年 10 月 14 日
開館時間	勤務時間8時30分～17時15分 ※利用団体がある場合は、24時間
休館日	毎週月曜日（ただし、臨時開所することがある。）、12月28日～1月4日、その他所長が定める臨時の休所日
利用料金	中学生以下は無料
主な特徴	【敷地面積】132,789m ² 【建物面積】8,396m ² 【主な施設】○管理・研修棟○プレイホール○宿泊棟 ○屋内スケート場○付帯施設（プラネタリウム他） ○研修機材等○駐車場
指定管理者	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

⑤ 県が支払っている指定管理料の推移

(単位：千円)

青少年の家	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県南青少年の家	37,071	35,310	35,341	35,309
陸中海岸青少年の家	34,393	34,536	34,941	36,286
県北青少年の家	56,454	61,739	59,336	59,387

⑥ 青少年の家3施設の収支状況

県南青少年の家

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入	利用料金収入	0	0	0	0
	指定管理料	37,071	35,310	35,341	35,309
	自主事業収入	230	260	317	277
	小計	37,301	35,570	35,658	35,586
支出	人件費	9,076	5,469	5,913	6,324
	維持管理費	27,857	27,759	28,429	27,835
	事業費	0	0	0	0
	自主事業費	407	462	448	456
	小計	37,340	33,690	34,790	34,615
収支差額		△39	1,880	868	971

(出典：県提供データより監査人作成)

陸中海岸青少年の家

(単位：千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入	利用料金収入	0	0	0	0
	指定管理料	34,393	34,536	34,941	36,286
	自主事業収入	380	406	306	363
	小計	34,773	34,942	35,247	36,649
支出	人件費	6,032	5,848	6,034	5,007
	維持管理費	28,333	28,320	30,537	30,788
	事業費	0	0	0	0
	自主事業費	553	599	461	485
	小計	34,918	34,767	37,032	36,280
収支差額		△145	175	△1,785	369

(出典：県提供データより監査人作成)

県北青少年の家

(単位:千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入	利用料金収入	3,333	3,461	3,881	3,788
	指定管理料	56,454	61,739	59,336	59,387
	自主事業収入	325	254	278	209
	小計	60,112	65,454	63,495	63,384
支出	人件費	20,568	19,441	19,049	19,536
	維持管理費	41,866	45,368	44,036	46,193
	事業費	0	0	0	0
	自主事業費	618	534	529	349
	小計	63,052	65,343	63,614	66,078
収支差額		△2,940	111	△119	△2,694

(出典: 県提供データより監査人作成)

⑦ 青少年教育施設について

文部科学省が行っている社会教育調査では、少年自然の家、青年の家(宿泊型)、青年の家(非宿泊型)、児童文化センター、野外教育施設、その他青少年教育施設の6種別を青少年教育施設としている。この分類に従うと、岩手県が設置している青少年の家3施設は青少年教育施設の青年の家(宿泊型)に分類される。

社会教育調査はおおむね3年ごとに実施されている。次表は、最新の社会教育調査(平成27年度調査)における都道府県が設置している青少年教育施設の状況を示したものである。

都道府県が設置している青少年教育施設は全部で165施設、その4分の1の41施設が青年の家(宿泊型)である。青年の家(宿泊型)を最も多く設置しているのは福井県(5施設)で、次が沖縄県(4施設)、岩手県は福井県、沖縄県に次ぐ設置数となっている。

表 55 都道府県が設置している青少年教育施設(平成27年10月1日現在)

(単位:施設)

都道府県名	合計	少年自然の家	青年の家(宿泊型)	青年の家(非宿泊型)	児童文化センター	野外教育施設	その他
全国	165	54	41	0	1	3	66
北海道	6	0	0	0	0	0	6
青森県	2	2	0	0	0	0	0
岩手県	3	0	3	0	0	0	0
宮城県	3	0	0	0	0	0	3
秋田県	5	2	1	0	0	0	2
山形県	6	5	1	0	0	0	0
福島県	3	0	0	0	0	0	3

都道府県名	合計	少年自然の家	青年の家 (宿泊型)	青年の家 (非宿泊型)	児童文化センター	野外教育施設	その他
茨城県	3	2	1	0	0	0	0
栃木県	4	1	1	0	0	0	2
群馬県	4	3	0	0	0	0	1
埼玉県	7	0	0	0	0	0	7
千葉県	5	3	2	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	4	0	0	0	0	0	4
新潟県	2	1	1	0	0	0	0
富山県	2	2	0	0	0	0	0
石川県	4	3	1	0	0	0	0
福井県	6	0	5	0	0	0	1
山梨県	5	4	0	0	0	0	1
長野県	4	2	2	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	4	1	3	0	0	0	0
愛知県	4	3	1	0	0	0	0
三重県	2	1	0	0	0	0	1
滋賀県	3	0	1	0	0	1	1
京都府	5	1	0	0	0	0	4
大阪府	3	1	1	0	0	0	1
兵庫県	3	0	0	0	0	1	2
奈良県	1	0	0	0	0	0	1
和歌山県	3	1	2	0	0	0	0
鳥取県	2	1	1	0	0	0	0
島根県	2	1	1	0	0	0	0
岡山県	2	0	1	0	0	0	1
広島県	1	1	0	0	0	0	0
山口県	4	0	0	0	0	0	4
徳島県	2	1	0	0	0	0	1
香川県	3	2	0	0	0	0	1
愛媛県	1	0	1	0	0	0	0
高知県	7	0	2	0	1	0	4
福岡県	8	2	1	0	0	1	4
佐賀県	3	3	0	0	0	0	0
長崎県	6	2	2	0	0	0	2
熊本県	2	0	1	0	0	0	1
大分県	3	0	0	0	0	0	3
宮崎県	3	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	4	2	1	0	0	0	1
沖縄県	6	1	4	0	0	0	1

(出典：社会教育調査(文部科学省)より監査人作成)

⑧ 青年の家、少年自然の家の利用促進と青少年の家3施設の利用状況

昭和60年1月16日に文部科学省から各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長あてに「青年の家、少年自然の家の利用促進について」が発出されている。同通知の内容は次のとおりであり、青年の家、少年自然の家の利用促進のための対応を都道府県、指定都市の教育委員会委員長に求めている。

青年の家、少年自然の家の利用促進について

今日の青少年は生活体験が貧困であり、その人間形成に幾多の問題が生じているといわれています。このため、社会教育の分野では、自然体験、集団体験、参加体験などの豊富な生活体験を青少年に与える各種の施策を講じているところですが、とりわけ大自然の中で青少年が共同宿泊研修を通じて相互に切磋琢磨し、たくましい心と体を鍛える青年の家、少年自然の家の教育的効果が高く評価され、その充実が求められています。

ついては、青年の家、少年自然の家に対する期待にこたえ一段の充実を期すため、施設の新設を構想するに当たっては、立地及び利用条件、他の類似施設の配置状況等を総合的に検討して計画を進めるとともに、既存の施設については、一部において利用状況が必ずしも芳ばしくないことの指摘もみられるので、左記事項を参考にして利用の一層の促進を図るよう配慮願います。

なお、管下市(区)町村教育委員会に対し、この趣旨を周知くださるようお願いいたします。

記

- 一 指導態勢、プログラム内容、施設設備等の点検を絶えず行い、施設の教育機能の向上に努めること。
- 二 季節的に利用が集中する期間については、利用団体間の調整を通じ、年間を通じてその利用が図られるよう努めること。
- 三 季節や立地等の制約により利用者が少ない期間については、指導者研修や研修プログラムの開発等を兼ねた主催事業を開催するなどして施設の効果的利用に努めること。
- 四 学校、青少年団体その他青少年に関係する機関、事業所等に対して施設の目的、利用方法等を積極的に伝え、その利用を促すとともに、情報資料の作成配布や広報誌、新聞、テレビ等を通じて施設の周知方に努めること。

青少年の家3施設の利用状況は表56のとおりである。近年は、3施設とも利用状況は安定している。

表 56 青少年の家3施設の利用状況

県南青少年の家

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 四半期	10,689	10,579	10,468	13,949
第 2 四半期	12,168	14,518	11,776	10,673
第 3 四半期	9,072	4,750	8,341	6,193
第 4 四半期	5,772	5,328	10,423	6,379
年間計 (実績)	37,701	35,175	41,008	37,194
年間計 (計画)	50,895	42,353	42,503	42,653

(出典:県提供データより監査人作成)

陸中海岸青少年の家

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 四半期	8,697	7,824	7,565	7,396
第 2 四半期	9,802	9,894	11,380	8,951
第 3 四半期	3,813	7,293	5,409	5,334
第 4 四半期	4,837	4,779	5,436	4,980
年間計 (実績)	27,149	29,790	29,790	26,661
年間計 (計画)	28,257	28,537	28,816	28,151

(出典:県提供データより監査人作成)

県北青少年の家

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 四半期	6,729	6,286	6,737	7,929
第 2 四半期	10,233	9,731	9,862	9,383
第 3 四半期	4,448	6,919	6,803	8,833
第 4 四半期	6,850	9,460	12,732	9,916
年間計 (実績)	28,260	32,396	36,134	36,061
年間計 (計画)	32,156	30,121	30,421	30,721
スケート場実績	14,012	20,747	17,263	19,424
スケート場計画	20,446	19,230	19,420	19,610
合計年間実績	42,272	53,143	53,397	55,485
合計年間計画	52,602	49,351	49,841	50,331

(出典:県提供データより監査人作成)

(2) 監査の結果

【指摘 21】実績報告書の記載方法の見直しについて

<要旨>

青少年の家 3 施設の管理業務報告書及び管理業務月別支出実績調書については、次の点を見直す必要がある。

- ① 収支が記載されていない

- ② 予算と実績の対比がなされていない
- ③ 問題・課題が毎年度同じ内容となっている

青少年の家 3 施設について県は、指定管理者であるスポーツ振興事業団と施設ごとに基本協定を締結している。

基本協定書には管理報告についての定めがあり、指定管理者は毎年度事業完了後速やかに、必要事項を記載した管理業務報告書及び管理業務月別支出実績調書を作成して県に提出し、県の承認を受けなければならないとされている。

青少年の家 3 施設の管理業務報告書及び管理業務月別支出実績調書については、次の点を見直す必要がある。

- ① 収支が記載されていない。
- ② 予算と実績の対比がなされていない
- ③ 問題・課題が毎年度同じ内容となっている。

①について、管理業務報告書に、指定管理業務全体の年間の収入と支出、両者の差し引きである収支差額が記載されておらず、指定管理業務の収支状況を把握することが難しい内容となっている。

管理業務報告書には、管理業務に要する経費の内訳が示されており、自主事業については事業ごとに収入と支出が示されているなど、詳細な記載がなされているが、これらを一括した情報が記載されていない。県から受領している指定管理料の記載もないため、管理業務報告書だけでは指定管理業務全体の収支を把握することが難しい。また、自主事業全体の収支も把握しづらい内容となっている。

各施設の管理業務報告書に指定管理業務全体の収支を記載しておく必要がある。

②について、指定管理者は、基本協定書に基づき毎年度 2 月までに管理計画書を県に提出しており、この管理計画書には管理業務に要する経費の予算が費目ごとに記載されている。一方、管理業務報告書にはこの予算額は記載されておらず、管理業務報告書だけでは実際の支出額と予算額との対比ができない状態となっている。管理業務報告書には予算額を記載して、予算額と実績額の対比が可能となる形式とする必要がある。

③について、管理業務報告書に指定管理者が管理業務の状況についての問題点・課題と問題点・課題への対応が記載されているが、3 施設の平成 27 年度から平成 29 年度の記載内容を確認したところほぼ同じ内容となっていた。特に、問題点・課題への対応は、具体的にどのような対応を図ったのかではなく、今後、どのような対応を図りたいかとの内容となっており、その内容がほぼ同一となっている。

同様の状況が継続している面もあると思われるが、前年度の問題点・課題に対してどのような対応を図ったのかを明記しておく必要がある。

上記①～③について県は、指定管理者に記載内容の改善を要請する必要があり、①～③以外についても必要があれば、記載内容の見直しを指定管理者に要請する必要がある。

【意見 52】青少年の家のいわて子どもプランにおける位置づけについて

<要旨>

青少年の家 3 施設の指定管理業務については、いわて子どもプランとの連動性を持たせるべく、業務内容や管理業務報告書の記載内容、モニタリングのあり方などを見直す必要がある。

青少年の家 3 施設の管理業務報告書及び管理業務月別支出実績調書を確認したところ、いわて子どもプランに関する記載は見受けられず、青少年の家の指定管理業務がいわて子どもプランの目指す方向性と連動しているのかが不明確となっている。

たとえば、管理業務報告書には利用人数等は記載されているが、その中に青少年の利用者がどの程度含まれているかなどは記載されておらず、青少年の利用状況が把握できない内容となっている。

青少年の家の設置目的は、「次代の担い手である青少年に、恵まれた自然環境のなかで、規律ある共同宿泊生活を体験させ、友情、共同、奉仕等の相互扶助の精神を養い、地域社会の発展に寄与しうる自主的で創造性豊かな青少年の育成を図る」ことにある。

現在の青少年の家は利用者を青少年に限定していないが、設置目的を踏まえれば、青少年の利用状況は常に把握し、管理業務報告書でその実績を示しておく必要がある。

県では、施設の設置者として公の施設の適正かつ確実な管理運営体制を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、毎事業年度終了後に、指定管理者の管理運営状況について履行確認と評価を行っている。このモニタリングも、青少年の家 3 施設で行われている事業が、いわて子どもプランの目指す方向性に沿っているかどうかという視点を持って行われることが望ましい。

青少年の家 3 施設の指定管理業務については、いわて子どもプランとの連動性を持たせるべく、業務内容や管理業務報告書の記載内容、モニタリングのあり方などを見直す必要がある。

7. 学校不適應総合対策事業

(1) 学校不適應総合対策事業の概要

① 事業の概要

所管課	教育委員会事務局学校調整課
いわて子どもプランにおける施策	2(1) みんなで子育てを支援する地域づくり 子どもを交通事故や犯罪等から守ります
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	県立高等学校スクールカウンセラー配置要項
事業開始時期	平成 19 年度

犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアのため、高等学校にスクールカウンセラーを配置し、カウンセリング等を実施するものである。

平成 29 年度県立高等学校スクールカウンセラー配置事業実施要項が定める本事業の概要は次のとおりである。

1) 事業の趣旨

- ア 学校不適應で悩む児童生徒および保護者に対して、専門的なカウンセリング等の支援を行うことにより、不適應の予防・改善を図る。
- イ 教職員に対するコンサルテーションを行うことにより、教職員の教育相談等の資質の向上を図る。

2) 期待される事業効果

- ア 学校における生徒指導上の諸問題の減少と学校の教育相談体制の充実
- イ 不登校児童生徒への適切な対応による不登校の改善
- ウ 発達障がい、精神疾患等専門的見立てが必要な児童生徒への支援
- エ 教職員、相談員等の資質の向上

3) 配置方針

- ア 全県立高等学校に対して、原則として年 10 回をめぐり、1回 3 時間程度の訪問を行える体制を充実させる。
- イ 県内を 10 のエリアに分け、各エリアにスクールカウンセラーを1人ずつ配置する。各エリアに事務取扱を行うエリア担当校1校を定める。
- ウ 定時の訪問以外に、緊急の訪問要請にも対応する。
- エ スクールカウンセラーの勤務は、原則として年間 35 週、週あたり 6 時間以内とし、1回につき3h×2校または6h×1校とする。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	12,906	12,065	14,015
決算額	12,835	11,947	13,884

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報酬	13,194	スクールカウンセラー報酬
共済費	34	
報償費	72	
旅費	475	
役務費	8	
委託料	101	療育センターへの委託
合計	13,884	

(2) 監査の結果

【意見 53】スクールカウンセラーの適正配置について

<要旨>

スクールカウンセラーの活動状況について、より詳細なデータを把握し、現状分析を行って、スクールカウンセラーの効果的な配置を検討していくことが望ましい。

本事業では、県内の全県立高等学校を 10 エリアに分け、各エリアにスクールカウンセラーを1人ずつ配置している。

他の事業と同様、本事業についても、事業の効果・成果について必要な検証が行われ、検証結果をその後の事業運営に生かしていく必要があるが、その視点の一つとして、エリアを 10 に区分していることと、各校の組み合わせが適切か、スクールカウンセラーの配置が効果的かどうかについて常に留意しておく必要がある。

表 57 は、平成 29 年度高校カウンセラーのエリア別の活動状況を示したものである。

相談件数は二戸エリアが 230 件で最も多く、最も少ないのは奥州エリアの 111 件となっている。また、スクールカウンセラーの対象となっている 54 校の平成 29 年 5 月 1 日時点の生徒数(通信制を除く)を計算すると、盛岡南部エリアが 4,569 人で最も多く、相談件数の最も多かった二戸エリアが 1,224 人で最も少ない状況であった。

さらに、相談件数を生徒数で除して生徒数に対する相談件数の割合を試算すると、二戸エリアが 18.8%で最も高く、盛岡南部エリアが 2.6%で最も低い状況であった。

生徒数に対する相談件数の割合をみると、二戸エリア、花巻遠野エリア、沿岸北部エリア及び沿岸南部エリアの割合が高く、盛岡南部エリア、盛岡北部エリア及び奥州エリアの割合が低い状況であった。

以上の試算は一つの試みであって、この結果のみでスクールカウンセラーの配置もしくはエリア区分に偏りがあるとは言い切れないが、たとえば、このほかに、カウンセラー一人当たりの相談時間を把握・集計することで現状分析を行うことも一つの方法である。

いずれにしても、スクールカウンセラーの活動状況について、より詳細なデータを把握し、現状分析を行い、スクールカウンセラーの効果的な配置を検討していくことが望ましい。

表 57 平成 29 年度高校カウンセラー・エリア別活動状況(エリア別相談件数)

エリア名	訪問学校数 (校)	相談件数(件)	生徒数(人)	生徒数に対する 相談件数の割合
盛岡北部エリア	7	144	3,401	4.2%
盛岡南部エリア	7	119	4,569	2.6%
花巻遠野エリア	6	228	1,575	14.5%
北上エリア	5	121	2,077	5.8%
奥州エリア	5	111	2,470	4.5%
一関エリア	5	148	2,129	7.0%
沿岸南部エリア	4	188	1,553	12.1%
沿岸北部エリア	4	199	1,504	13.2%
久慈エリア	6	134	1,629	8.2%
二戸エリア	5	230	1,224	18.8%
合計	54	1,622	22,131	7.3%

(出典：訪問学校数及び相談件数は県提供資料、生徒数は岩手県統計より監査人が平成 29 年 5 月 1 日時点のエリア別生徒数を算定)

表 58 平成 29 年度県立高等学校生徒数(スクールカウンセラー対象校)

(単位:人)

学校名	エリア	全日制	定時制	特別専攻科	専攻科	合計
盛岡第一	盛岡北部	845				845
盛岡第二	盛岡北部	602				602
盛岡第三	盛岡北部	850				850
盛岡農業	盛岡北部	600				600
盛岡農業	盛岡北部			10		10
沼宮内	盛岡北部	108				108
葛巻	盛岡北部	137				137
平舘	盛岡北部	249				249
盛岡北部エリア計		3,391	0	10	0	3,401
盛岡第四	盛岡南部	844				844
盛岡南	盛岡南部	730				730
不来方	盛岡南部	829				829
盛岡工業	盛岡南部	827				827
盛岡工業	盛岡南部		14			14
盛岡商業	盛岡南部	733				733
雫石	盛岡南部	106				106
紫波総合	盛岡南部	486				486
盛岡南部エリア計		4,555	14	0	0	4,569
花巻南	花巻遠野	597				597
花巻農業	花巻遠野	351				351
花北青雲	花巻遠野	494				494
大迫	花巻遠野	75				75
遠野	花巻遠野	409				409
遠野緑峰	花巻遠野	151				151
花巻遠野エリア計		2,077	0	0	0	2,077
黒沢尻北	北上	710				710
北上翔南	北上	679				679
黒沢尻工業	北上	656				656
黒沢尻工業	北上				30	30
西和賀	北上	95				95
金ヶ崎	北上	300				300
北上エリア計		2,440	0	0	30	2,470
杜陵	奥州		125			125
水沢	奥州	715				715

学校名	エリア	全日制	定時制	特別専攻科	専攻科	合計
水沢農業	奥州	195				195
水沢工業	奥州	416				416
前沢	奥州	124				124
奥州エリア計		1,450	125	0	0	1,575
一関第一	一関	710				710
一関第一	一関		13			13
一関工業	一関	416				416
花泉	一関	109				109
大東	一関	358				358
千厩	一関	523				523
一関エリア計		2,116	13	0	0	2,129
大船渡	沿岸南部	571				571
大船渡	沿岸南部		19			19
住田	沿岸南部	103				103
釜石	沿岸南部	510				510
釜石商工	沿岸南部	350				350
沿岸南部エリア計		1,534	19	0	0	1,553
宮古	沿岸北部	625				625
宮古	沿岸北部		24			24
宮古商業	沿岸北部	449				449
宮古水産	沿岸北部	244				244
宮古水産	沿岸北部				13	13
岩泉	沿岸北部	149				149
沿岸北部エリア計		1,467	24	0	13	1,504
久慈	久慈	522				522
長内(分校)	久慈		52			52
久慈東	久慈	580				580
久慈工業	久慈	121				121
種市	久慈	224				224
大野	久慈	130				130
久慈エリア計		1,577	52	0	0	1,629
軽米	二戸	148				148
伊保内	二戸	93				93
福岡	二戸	542				542
福岡	二戸		17			17
福岡工業	二戸	189				189
一戸	二戸	235				235

学校名	エリア	全日制	定時制	特別専攻 科	専攻科	合計
二戸エリア計		1,207	17	0	0	1,224
総合計		21,814	264	10	43	22,131

(出典:平成29年度岩手県教育統計情報及び県提供データより監査人作成)

Ⅷ 県土整備部

1. 公営住宅建設事業（天下田 AP 個別改善）

（1）公営住宅建設事業の概要

① 事業の概要

所管課	県土整備部建築住宅課
いわて子どもプランにおける施策	2(1)みんなで子育てを支援する地域づくり 子育てにやさしいまちづくりを推進します
アクションプランにおける指標	—
実施根拠	岩手県県営住宅等条例、岩手県公営住宅等長寿命化計画ほか
事業開始時期	平成 21 年度(岩手県公営住宅等長寿命化計画を策定)

子育て世帯に対する公営住宅入居収入基準の緩和措置を実施するとともに、公営住宅を整備する際に一定のバリアフリー化を進め、子育て世帯、障がい者や高齢者世帯など多様な世帯に対応した整備を推進するなど、地域の実情を踏まえながら、子育てや子どもの成長に適した公営住宅の居住水準の向上に努める。

子育て世帯に対する入居収入基準の緩和措置は、岩手県県営住宅等条例第 5 条第 1 項第 2 号に定められている。通常の場合、収入基準は 158,000 円を超えないことであるが、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合、214,000 円を超えないこととされている。この要件は県によって違いがあり、例えば長野県においては収入基準額 214,000 円は岩手県と同一であるが、子育て世帯の定義が同居者に中学校卒業までの子がいる場合となっており、岩手県よりも範囲が広い。また岐阜県では、子育て世帯として同居者に中学校卒業までの者がある場合とするほか、新婚世帯・多子世帯にも入居収入基準の緩和措置が取られている。

バリアフリーに関しては、岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づいて、公営住宅の長寿命化に資する個別改善の方針として福祉対応の仕様を設け、住戸内手摺の設置、和室から洋室への変更による居室段差の解消等を進めている。

平成 28 年度から長寿命化型改善と個別改善を組み合わせた事業を計画的に実施しており、平成 29 年度の実施内容として、花巻地区の天下田アパート 1 号棟につきりフレッシュ工事を行った。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	156,588	44,467	164,403
決算額	153,587	3,808	164,401

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託費	2,676	工事監理業務委託
工事請負費	159,028	県営天下田アパート 1 号棟リフレッシュ工事
補償、補填賠償金	2,697	入居者の移転補償
合計	164,401	

(2) 監査の結果

【意見 54】子育て世帯への住宅支援について

＜要旨＞

子育て世帯における県営住宅のニーズがどのくらい存在し、どのくらい満たされているかが現状では明確になっていない。子育てにやさしいまちづくりを推進する上で、まずはニーズを把握することが望まれる。

平成 26 年度以降、子育て世帯の入居数が全入居戸数に占める割合は表 59 のとおり、低下傾向にある。これは、全入居戸数が増加している中、高齢者世帯の入居数が増加しているのに対し子育て世帯の入居数が微減となっているためである。子育て世帯数は、子の成長や独立により子育て世帯の定義から外れることでも減少するのに対し、高齢者世帯は長期間にわたり高齢者世帯であり続けるという点も関係している。

表 59 で示す子育て世帯とは、当該年度中に満 16 歳未満の年齢に達する子(中学生以下)のある世帯であって、入居収入基準の緩和措置の対象である“同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合”よりも範囲が広がっている。また、表 59 では参考のため母子世帯、父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯についても記載している。母子世帯及び父子世帯(入居名義人に配偶者がなく、20 歳未満の子を扶養している場合)には、応募数が募集戸数を上回ったときに優先的に入居できるよう、抽

選方法に配慮されている。高齢者世帯、障がい者世帯には子育て世帯と同様の入居収入基準の緩和措置がとられている。

表 59 子育て世帯の入居数・入居率推移

(単位:戸、%)

年度	入居戸数 A	子育て世帯 B	B/A	母子世帯	父子世帯	高齢者世帯	障がい者世帯
26	4,718	1,437	30.46%	31	654	1,168	543
27	5,122	1,423	27.78%	35	662	1,446	603
28	5,497	1,325	24.10%	34	654	1,737	713
29	5,661	1,369	24.18%	35	630	1,883	728

(出典:県提供データより監査人作成)

所管課では県営住宅の所在地ごとの応募倍率は把握しているものの、応募時の世帯属性ごとの応募倍率については統計を取っていないとのことである。すなわち、子育て世帯における県営住宅のニーズがどのくらい存在し、どのくらい満たされているかが現状では明確になっていない。子育てにやさしいまちづくりを推進する上で、まずはニーズを把握することが望まれる。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正・施行(平成 29 年 10 月 25 日)により、子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居の円滑化が図られるようになった。岩手県では県営住宅の指定管理者である一般財団法人岩手県建築住宅センターが、県営住宅の募集業務とともに住宅確保要配慮者向賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録業務も行っている。そこで、子育て世帯の住宅ニーズとその充足度合いを、県営住宅だけでなくセーフティネット住宅も含めて把握することが可能になると期待される。

IX 商工労働観光部

1. ジョブカフェいわて管理運営費

(1) ジョブカフェいわて管理運営費の概要

① 事業の概要

所管課	商工労働観光部 雇用対策・労働室
いわて子どもプランにおける施策	1(2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進 若者の就労を支援します
アクションプランにおける指標	活動内容指標 ・カウンセリングサービス等の提供 ・各種講座・セミナー等の開催 ・就職活動講座の開催
	成果指標： ・サービス利用者数 ・就職活動講座の参加者数
実施根拠	—
事業開始時期	平成 16 年度

若者一人ひとりが、必要な能力を身につけ、社会の一員としてさまざまな活動に参加するとともに、経済的に自立し、充実した生活をおくれるようにするため、「ジョブカフェいわて」などを拠点として、企業説明会によるマッチング支援、キャリア・カウンセリングによる職業意識の啓発など、新規学卒者等を含めた若年者の就労支援や早期離職防止などの取組を進めている。

平成 29 年度においては、キャリア・カウンセリングや各種セミナー等による就職支援を実施した。また、高卒未就職者への個別支援のほか、高校や専門学校、大学への出張セミナー、保護者向けの子どもの就職・仕事相談会も実施した。加えて、若者の職場定着と企業の採用力・育成力強化のための出張カウンセリングやセミナーも実施した。

表 60 ジョブカフェいわての概要

住所	盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 5 階
開設年月日	平成 16 年 7 月 1 日
開館時間	午前 10 時～午後 6 時
休館日	日曜・祝日・年末年始
利用料金	なし

主な特徴	「岩手の未来を担う人材」としての若者のキャリア形成を支援している。 岩手県にU・Iターン就職を希望する人の相談に対応している。
------	--

② 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	88,590	124,229	79,314
決算額	88,581	124,226	79,305

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	66,323	ジョブカフェいわて管理運営委託
使用料及び賃借料	12,982	ジョブカフェいわてフロア賃借料等
合計	79,305	

(2) 監査の結果

【意見 55】契約額を超過する実績報告について

<要旨>

受託者からは、契約額を超過する実績額が報告されている。その原因を詳細に分析し、委託業務の設計や進め方、協議の必要性等についても再確認して、業務実績額が契約額を大幅に超過しないような仕組みを構築することが望ましい。

本事業はジョブカフェいわての管理運営業務であるが、他の3つの事業とあわせて4つの事業をまとめて、一者の委託事業者を選定し、業務委託契約を締結している。契約書に記載の4事業の名称と業務範囲は表 61 のとおりである。

表 61 受託者が実施した委託業務

事業名	委託業務範囲
ジョブカフェいわて管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点の管理運営 ・キャリアカウンセリングの実施 ・高卒未就職者及び早期離職者への個別支援 ・学校、企業、その他関係機関との連携 ・就業支援担当職員等スキルアップ ・県内各地域への効果波及（県内の地域ジョブカフェに対する支援） ・広報 ・評価及び検証 ・その他
いわてで働こう推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催 ・いわてで働こう総合イベント（仮称）の開催 ・啓発グッズの作成及び活用 ・就業に関する支援情報の発信 ・いわてで働こう推進ミーティングの開催 ・高卒者の県内就職ワーキンググループの運営等支援
いわてしごと人材創生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元への理解促進 ・人材定着支援 ・U・Iターンの促進 ・Uターンシップ促進業務の実施
いわて働き方改革等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・いわて働き方改革推進運動の実施 ・いわて働き方改革アワードの実施 ・いわて働き方改革推進セミナーの開催 ・働き方ルールガイドブック（改訂版）の作成 ・働き方改革スタートブック（仮称）の作成 ・働き方改革包括支援業務の実施 ・処遇改善啓発セミナーの開催

（出典：県提供データより監査人作成）

委託契約の金額及び実績額は表 62 のとおりである。

表 62 受託者が実施した委託業務に係る契約額と実績額

(単位：千円)

事業名	28年度			29年度			30年度
	契約額	実績額	差額	契約額	実績額	差額	契約額
ジョブカフェいわて管理運営業務	68,752	75,962	△7,210	58,417	65,830	△7,413	61,730
いわてで働こう推進事業	8,529	8,538	△8	11,048	12,384	△1,336	12,215
いわてしごと人材創生事業	59,895	59,898	△3	67,183	73,904	△6,722	70,840
いわて働き方改革等推進事業	19,173	18,440	733	35,435	35,513	△79	37,320
合計	156,350	162,838	△6,488	172,083	187,632	△15,549	182,105

(出典：県提供データより監査人作成)

表 62 からわかるように、受託事業者の実績額は、平成 28 年度は合計で 6,488 千円、平成 29 年度は合計で 15,549 千円、契約額を超過している。内訳をみると、平成 28 年度・29 年度共にジョブカフェいわて管理運営業務において超過額が大きい。平成 29 年度は、いわてしごと人材創生事業においても 6,722 千円の超過となっている。委託業務を実施した結果、実績額が契約額を超過してしまうこと自体は想定されるが、このような数字からは、これらの委託業務が受託者側で採算の取れない業務となっているのではないかと懸念された。

受託者は営利企業であり、事業を実施するにあたっては、利益を計上することと得た利益を株主に分配することが求められており、営利性が保たれないと原則的には業務を継続することができない。

委託契約書には、第 8 条で「定期協議の実施」について規定されており、問題点が発生した場合には協議を行い、解決を図ることとされている。また、第 10 条では「委託業務の内容変更」について規定されており、必要がある場合には、委託業務の内容や委託料・委託期間等についての契約変更も可能となっている。しかし、所管課によれば受託者から上記条項に基づく協議等の申し出はなく、変更契約も行われていないとのことである。すなわち、受託者は、特別に協議や契約変更をすることなく業務を実施し、実績報告の段階で、契約額を超過する実績額を報告したことになる。

今般の包括外部監査の過程で、超過額の発生につき監査人からの質問を受けて所管課が受託者に確認したところ、実績額が契約額を超過している原因としては、人件費の実績額が見積額を大きく上回っていることによるものが大きいこと、超過額がそ

のまま赤字となる構造ではなく、それぞれの事業において利益が得られているという報告を受けたとのことである。

人件費に関しては、一般的に単価×業務量(日数、時間数等)で計算されることが多いことを踏まえると、実績額が見積額を大きく超過する要因として単価の上昇と業務量の増加の2点が考えられる。見積額の内訳と実績額の内訳を比較することにより、業務量につき見積が不十分であったのか、見積時に想定していない追加的な発生があったのか、といった検討が可能となる。

業務実績額が契約額を超過した原因を詳細に分析し、委託業務の設計や進め方、協議の必要性等についても再確認して、業務実績額が契約額を大幅に超過しないような仕組みを構築することが望ましい。

【意見 56】収支実績報告書の様式及び報告内容について

<要旨>

収支実績報告書の様式を見直し、概算額でなく実績額を記載することが必要である。

契約書第11条(委託料の支払)には、委託業務完了時に収支実績報告書(以下「報告書」という。)の提出義務が規定されており、その様式は図5のとおりである。

図 5 収支実績報告書の様式

様式第4-1号

収支実績報告書

積算項目	金額		摘要
	見積額 (A)	実績額 (B)	
1 人件費	当事業に従事する職員の給与、各社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料等の事業主負担分）、手当（通勤手当等）を積算に入れること。		
	円	円	
2〇〇	円	円	
3〇〇	円	円	
4〇〇	円	円	
5〇〇	円	円	
6 その他所要経費	円	円	
	(使途)	(使途)	
7 管理費	(1～6計の〇%)	円	円
8 消費税	(1～7計の8%)	円	円
合計	円	円	

注1) 積算項目等は、事業の内容等に応じて適宜変更すべきであること。

注2) 積算の内訳についても記載すること。

報告書には「7管理費」の項目があり、見積額(A)欄には「(1～6計の〇%)」と概算額での記載が求められている。また、「8消費税」の項目もあり、同様に、見積額(A)欄には「(1～7計の8%)」と記載されている。この注意書きは、見積額(A)欄のみに記載があり、実績額(B)欄には記載がないので、実績額(B)には、管理費の実績額及び消費税の実績額を記載する様式とも考えられるが、実際の報告書には見積額(A)欄も実績額(B)欄ともに実績額は記載されてなく、概算額が計上されている。

収支実績報告書は、見積額と実績額を比較し、事業実施の効率性や見積額の正確性の検証に利用したり、次期以降の事業予算の参考となるものである。その意味では、実績額(B)欄には概算額でなく、実績額を記載することが必要である。

もし契約上、実績額(B)の「7管理費」及び「8消費税」に記載すべき金額としてそれぞれ「(1～6計の○%)」及び「(1～7計の 8%)」を認めるとするならば、それを様式第4-1号に明記するよう改めることが望ましい。

【意見 57】収支実績報告書の消費税について

<要旨>

収支実績報告書の記載につき、正しい税額計算が行われていないと考えられる。正確な実績額の記載を行うよう指導することが望まれる。

平成 29 年度のジョブカフェいわて管理運営業務の収支実績報告には、上記のとおり、消費税は概算額で計算され、一般管理費(10%)を含めた経費合計の8%で計算されている。具体的には、次のとおりである。

(単位:千円)

消費税	=	(経費合計 + 一般管理費(10%))	×	消費税率
4,876	=	(55,412 + 5,541)	×	8%

消費税は、預かった消費税から支払った消費税の差額を納付する仕組みである。

本委託契約においては、預かった消費税は4,327千円である。支払った消費税は、簡易的に人件費以外の経費の全額が課税仕入れだと考えると1,041千円(13,020千円×8%)となるため、納付額は差額の3,286千円である。実績報告は、消費税抜きの金額で記載されているため、最終的に負担する消費税額は4,327千円となる。支払った消費税を全額控除できる消費税の原則的な計算方法を前提とすると、預かった消費税以上に会社が消費税を負担することはない。具体的には、事業を実施するうえで使用したリース料等により外部業者に支払った1,041千円と税務申告により税務署に支払う3,286千円の合計4,327千円が会社の負担となる消費税額である。

実績報告では、消費税を総経費の8%(4,876千円)で計算しており、預かった消費税(4,327千円)を超えているため、正しい税額計算が行われていないと考えられる。正確な消費税計算方法に基づき、実績額の記載を行うよう指導することが望まれる。

【意見 58】契約期間及び事業の運営手法について

＜要旨＞

企画提案型の受託者選考を単年度契約で行っているが、事業の特性と整合していない。ジョブカフェの業務内容、選考方法、ジョブカフェで働く人員の労働環境等を包括的に見直し、再検討することが望まれる。

平成 29 年度ジョブカフェいわて管理運營業務、いわてで働こう推進事業業務、いわてしごと人材創生事業業務及びいわて働き方改革等推進事業業務仕様書(以下「仕様書」という。)には、活動拠点に配置する人員に関する規定がある。

表 63 仕様書「5 活動拠点に配置する人員」

事業名	業務範囲
ジョブカフェいわて管理運營業務	<p>ア センター長(1名) 若年者の就業支援に関する知識・経験に加えて、組織管理に関する知識・経験を有する者とする。</p> <p>イ キャリアカウンセラー(5名程度) 次のいずれかの資格を有する者又は同等以上の能力及び経験を有すると認められる者とし、1年以上の実務経験を有する者が過半数となるよう配置するものとする。 (資格名、認定機関等の記載は省略)</p> <p>ウ その他(2名程度) その他、必要に応じて施設の維持、管理、事業の企画・運営、受付、施設案内等、本業務の履行に必要な人員を配置すること。</p>
いわてで働こう推進事業	事業の企画・運営等本業務の履行に必要な人員を1名程度配置すること。
いわてしごと人材創生事業及びいわて働き方改革等推進事業	<p>ア キャリアカウンセラー(2名程度) 資格については(1)イのキャリアカウンセラーと同様とする。なお1人は、いわて暮らしサポートセンター(ふるさと回帰支援センター内(東京都千代田区))に配置すること。</p> <p>イ インターンシップサポート窓口(2名程度) 首都圏在住の本県出身学生等のU・Iターンの促進を図るため、県外学生等のインターンシップ窓口体制を整備し、本県でのインターンシップの実施に向けた相談対応や受入れフローの調整及び事務手続等の業務を行う「インターンシップサポート窓口」の運営に必要な人員を2名程度配置すること。</p>

事業名	業務範囲
	ウ その他(3名程度) その他、必要に応じて事業の企画・運営等、本業務の履行に必要な人員を配置すること。

上記のように、4つの事業を実施するには一定程度の人員が必要であり、しかも、有資格者のカウンセラーや就業支援に関する専門的な知識・経験が求められてもいるので、人員の確保は容易ではない。また、業務内容は、キャリアカウンセリング、高卒未就職者への個別相談、就業に関する支援情報の発信、人材定着支援等であり、単年度で終了する事業というよりは、就職希望者や受け入れ先の地元企業と信頼関係を構築し、2～3年の時間をかけて一定の成果を得る性質の事業が多いと言える。

一方、契約の委託期間は毎年4月1日から3月31日までの1年間であり、しかも企画提案型の受託者選考を行っているため、毎年企画提案書を作成する事務負担はかなり大きいと考えられ、効率的ではない。加えて、単年度契約では、受注者の社員以外の人員は、翌年度の仕事は約束されていなく不安定な状態であり、企画提案が通らない場合に備えた次の就職活動もできない。

このような状況であれば、当契約については、長期継続契約を締結した方が効率的で有効な業務執行になると考えられる。

県の「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約」によると、長期継続契約を締結することができる契約は以下のとおりである。

表 64 長期継続契約を締結することができる契約

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約 1 次に掲げる物品を借り入れる契約 (1) 庁舎等に備え付けて使用する機器又は調度品 (2) 被服又は寝具 (3) 医療用機器その他医療の提供に必要な物品 (4) 警察業務用機器 (5) 教育用機器(学校以外で行う訓練、講習等のために用いる機器を含む。) (6) 自動車(道路維持作業用自動車及び災害からの復旧復興の業務のため使用する自動車に限る。) 一部改正〔平成21年告示8号・24年72号〕 2 次に掲げる役務の提供を受ける契約 (1) 1(1)から(6)までに掲げる物品の保守、点検その他の管理
--

- (2) 受付案内業務
- (3) 給食業務
- (4) 歳入の徴収又は収納業務
- (5) 医療に関する事務その他医療の提供に必要な業務
- (6) 自動車保管場所証明関係業務、運転免許関係業務その他の警察業務
- (7) 県政広報業務
- (8) 気象情報、交通情報その他の情報の収集及び提供業務
- (9) 農業改良資金その他の制度資金の貸付け及びこれに付随する業務
- (10) 流域下水道維持管理業務
- (11) 防災ヘリコプター運航業務
- (12) 魚類種苗生産等業務
- (13) 総務事務センターの行う給与旅費、手当の認定、非常勤職員等の任免及び厚生福利に関する事務その他の事務の処理に係る労働者派遣

ジョブカフェいわて管理運営業務の業務内容、選考方法、ジョブカフェいわてで働く人員の労働環境等を包括的に見直し、長期継続契約にすることについて検討することが望まれる。

さらに、本事業は利用者に対するマッチング支援やカウンセリング等、人的サービスが重要である点では「i-サポ」(V保健福祉部 4. いわての子どもスマイル推進事業費)と類似する事業特性を有している。そのため、「i-サポ」のように県、市町村、関連団体が負担金を拠出して安定的に事業を運営する形態とすることも、検討の余地があると考えられる。